

ISBN978-4-326-54910-8
C3333 ¥1900E

定価(本体1,900円+税)

勁草書房



9784326549108



1923333019008

Journal of Economic Policy Studies
Vol.10, No.1

CONTENTS

- Articles* Tsukasa MATSUURA, Tomohiko NODA, Do Family Firms restrain Labor Union?
Makiko NAGAYA, Akira MAEDA, Dynamic Properties of Exhaustible Resource Consumption and Habit Formation
Nobuaki MATSUNAGA, Souksavanh VIXATHEP, Technical Efficiencies of Garment Enterprises in Vietnam
- Special Topic* Kaoru OKAMURA, Kotaro SUZUMURA, An Interview with Professor Ryutaro Komiya: Centering on the Retrospect and Evaluation of the Yahata-Fuji Merger Case
- Book Review* Kazuhiko SAGAWA, *Health Care and Economy* (by Yasuhiro TSUKAHARA)

Edited and Published by
the Japan Economic Policy Association

ISSN 1348-9232

経済政策ジャーナル

Journal of Economic Policy Studies

2013
第10巻 第1号
(通巻 第69号)

研究論文

- 同族企業が労働組合の形成に与える効果
——中小企業における分析—— 松浦 司・野田知彦
- 枯渇性資源消費と習慣形成の動学 長屋真季子・前田 章

特別寄稿

- 小宮隆太郎教授とのインタビュー 岡村 薫・鈴木興太郎
——八幡、富士鋼鉄の合併事件の回顧と評価を中心として——

書 評

- 佐川和彦著『日本の医療制度と経済』 塚原康博

発行 日本経済政策学会 発売 勁草書房

Aims and Scope of the Journal:

The *Journal of Economic Policy Studies (JEPS)* is edited and published by the Japan Economic Policy Association. Its purpose is broadly defined, comprehensive coverage of both theoretical and empirical studies within the field of economic policy. The journal will publish qualified research articles, shorter papers or survey articles submitted by the members of the association. It will also include specially invited reports on specific issues of topical interest and book reviews.

Instructions to Authors:

The journal will be published twice annually. The submission of a paper will be held to imply that it contains original unpublished work and is not being submitted for publications elsewhere. For details of instructions, visit:

<http://www.jepa-hq.com/indexj.html>

編集委員会 (Editorial Board)

編集委員長 (Chief Managing Editor)

千田 亮吉 (明治大学)
Ryokichi Chida (Meiji University)

編集運営委員 (Managing Editors)

村瀬 英彰 (学習院大学)
Hideaki Murase (Gakushuin University)
飯田 泰之 (明治大学)
Yasuyuki Iida (Meiji University)

編集顧問 (Honorary Board)

新野 幸次郎
Kojiro Niino
藤井 隆
Takashi Fujii
野尻 武敏
Taketoshi Nojiri
植草 益
Masu Uekusa
横井 弘美
Hiromi Yokoi

編集委員 (Editors)

上村 敏之 (関西学院大学)
Toshiyuki Uemura (Kwansei Gakuin University)
駒村 康平 (慶應義塾大学)
Kohei Komamura (Keio University)
胥 鵬 (法政大学)
Peng Xu (Hosei University)
駿河 輝和 (神戸大学)
Terukazu Suruga (Kobe University)
瀧澤 弘和 (中央大学)
Hirokazu Takizawa (Chuo University)
鳥居 昭夫 (中央大学)
Akio Torii (Chuo University)

鳥飼 行博 (東海大学)
Yukihiko Torikai (Tokai University)

林 正義 (東京大学)
Masayoshi Hayashi (The University of Tokyo)

前田 隆 (金沢大学)
Takashi Maeda (Kanazawa University)

松波 淳也 (法政大学)
Junya Matsunami (Hosei University)

家森 信善 (名古屋大学)
Nobuyoshi Yamori (Nagoya University)

柳川 隆 (神戸大学)
Takashi Yanagawa (Kobe University)

経済政策ジャーナル 第10巻第1号 (通巻第69号)

目次

【研究論文】

- 同族企業が労働組合の形成に与える効果 松浦 司・野田知彦... 3
——中小企業における分析——
枯渇性資源消費と習慣形成の動学 長屋真季子・前田 章... 17

【特別寄稿】

- 小宮隆太郎教授とのインタビュー 岡村 薫・鈴木興太郎... 31
——八幡、富士両製鉄の合併事件の回顧と評価を中心として——

【書 評】

- 佐川和彦著『日本の医療制度と経済』..... 塚原康博... 59

【研究論文】

同族企業が労働組合の形成に与える効果*

——中小企業における分析——

Do Family Firms restrain Labor Union?

松浦 司 (中央大学経済学部)**

Tsukasa MATSUURA, Chuo University

野田知彦 (大阪府立大学経済学部)

Tomohiko NODA, Osaka Prefecture University

要旨

本稿では、第1に同族企業では労働組合の存在が抑制され、第2に、同族企業では労働組合の企業経営に対する負の効果のほうを重視するという2つの仮説を検証する。

分析の結果、同族企業では労働組合が存在しない傾向が示された。また、同族企業の経営者は労働組合の長所を非同族企業と比べて認めない傾向にある。理由は、非同族企業の経営者の多くは従業員から昇進した場合が多く、従業員代表の側面があるからである。

Abstract

The purpose of our study is to examine the difference in labor union formation between family firms and nonfamily ones. Our results show that less labor union tend to be formed in family firms than in nonfamily firms. The results also indicate that managers of family firms put less emphasis on the role of labor unions than those of nonfamily firms. Conversely, they tend to be averse to the interference in their decisions by labor unions. In contrast, managers of nonfamily firms don't have such a tendency. This implies that as most of them are promoted from among employees, they have to act on behalf of their employees.

キーワード：同族企業，労働組合，中小企業，コーポレートガバナンス

Keywords: Family Firm, Labor Union, Small Business, Corporate Governance

JEL 区分：J51, J53, J54

* 本稿は、2008年度日本経済学会春季大会（東北大学）にて報告した論文を加筆修正したものです。日本経済学会では、討論者の都留康教授（一橋大学）ならびに小池和男氏（法政大学名誉教授）より貴重なご助言を頂きました。また、本稿の執筆にあたり、川本真哉専任講師（新潟産業大学）、川田恵介教授（広島大学）より貴重なご助言を頂きました。そして、匿名レフェリーの先生より貴重なご助言を頂きました。個々に記して官舎申し上げます。なお、当然ながら本稿におけるすべての誤謬は筆者らの責任です。

また、本稿で使用したデータは、独立行政法人労働政策研究研修機構から提供して頂きました。さらに、本研究は「経営者の属性と雇用システムの補完関係に関する実証分析」（基盤(c)研究課題番号：23530327）（研究代表者：野田知彦）の助成を得ました。記して感謝申し上げます。

** 連絡先 E-Mail: t-matsu@tamacc.chno-u.ac.jp

1. はじめに

本稿の目的は、同族企業であるかというガバナンスの形態が、労働組合の形成にどのような影響をもたらすのかを分析することにある。日本の経営の特徴として、一般的に「終身雇用、年功序列、企業別組合」の3つがあり、このような慣行は株式の相互持合いやメインバンク制といったコーポレートガバナンスの形態によって可能となっていると説明される。例えば、Aoki [1994] では日本の長期的な雇用慣行と、長期的な雇用慣行を可能にする株式の相互持合いやメインバンク制には制度的補完性があると指摘する。しかしながら、終身雇用や年功序列といった雇用慣行とガバナンスの形態を関連付けた研究は存在するが、労働組合とガバナンスを関連付けた研究はほとんどない。例えば、労働組合が存在する要因に関しては、橋本編 [1993]、都留 [1994]、中村・佐藤・神谷 [1988]、中村編 [2005] などが存在するが、日本においては労働組合の組織率を左右する要因は従業員側の理由によって説明されていることが多く、ガバナンスの形態といったような経営者側の要因に着目した研究はほとんど存在しない。

しかしながら、経営者が一様に労働組合に対して好意的もしくは黙認的態度を取っているのではなく、経営者の属性により労働組合に対する態度が異なることも十分に考えられる。なぜならば、浦坂・野田 [2001] では、オーナー型企業では雇用調整速度が速いことを実証しており、経営者の属性によって労使関係に違いがあることがわかる。経営者の属性により雇用調整速度が違えば、リストラに反対する組織である労働組合が存在するかどうかということや、このような労働組合に対する経営者の意識も経営者の属性によって異なることは十分に考えられる。そこで、本稿ではガバナンスの1つの形態として同族企業を取り上げることにし、同族企業が労働組合の形成にどのような影響を与

えるかを検証し、企業ガバナンスと労働組合の関係を明らかにしたい。

つまり本稿の目的は、以下の2つの仮説を検証することにある。第1に、同族企業では労働組合の存在が抑制されるという仮説である。第2に、同族企業では、経営者は労使間のコミュニケーションによる企業側に対する正の効果よりも、労働組合が企業経営に干渉することの負の効果のほうを重視して、労働組合の存在を認めないという仮説である。

本稿は以下のように構成される。2節で先行研究のサーベイを行う。3節では、仮説とモデルの説明を行う。4節では、経営者の属性が労働組合の有無に与える影響を検証する。5節では、経営者の属性によって労働組合に対する意識の違いがあることを検証したい。つまり、同族企業の経営者は非同族企業に比べて、労働組合のコミュニケーション効果を過小に評価し、経営に干渉されるという欠点を重視していることを明らかにする。6節では、まとめと今後の課題について述べる。

結論を先取りして言うならば、以下ようになる。同族企業では実際に労働組合が存在しない傾向にある。さらに、同族企業の経営者は労働組合に対して否定的な考えを持っている。これらのことを示すことが本稿の目的である。

2. 先行研究

本稿の目的は同族企業では労働組合が形成されない傾向にあり、さらに同族企業の経営者は労働組合に対して否定的な印象を持つ傾向にあることを実証することである。そこで、2節では労働組合の有無や組織率を決定する要因を分析した先行研究と、同族企業を分析した先行研究について、それぞれサーベイしたい。

はじめに労働組合に関する先行研究についてみてみたい。フリーマン・レビック [1989] は、労働組合の組織率の減少に関して、新設企業の未組織化を重視し、「労働組合設立数マイナス

労働組合解散数」の減少が重要であると述べる。橋本 [1993] では労働組合の意義や労働組合が賃金、労働条件、離職率に与える効果や労働組合の必要感を分析している。橋本 [1993] は、労働組合組織率を規定する要因として(1)企業規模、(2)産業、(3)組合の有無、(4)ユニオンショップかそうでないか、(5)労働者の不満ないし意識を挙げる。また、労働組合と従業員組織に代替的な機能が存在することに注目した研究として、久本 [1993]、守島 [1999]、加藤 [2004] がある。久本 [1993] は、従業員組織を発言型と親睦型に分けて分析している。その結果、発言型従業員組織で働いている人は労働組合を「ぜひ必要」とする人の割合が18.9%であるのに対して、親睦型従業員組織では24.9%となる事実を指摘する。つまり、発言型従業員組織が労働組合の機能を代替しているのに対して、親睦型はこうした機能が欠如しているとする。守島 [1999] は、従業員組織や労使協議制などの非組合発言機構と労働組合が、従業員の発言力に関してどのような効果を持つかということを集団的労使関係の領域と個別的労使関係の領域に分けて分析をしている。さらに加藤 [2004] は、労使協議制や職場懇談会等の従業員代表制度の分析を行っている。中小企業の労働組合について分析した研究はそれほど多くない。例えば、都留 [1997] は、無組合企業の労使関係を分析している。分析に使用したサンプルは、従業員総数50~99人の企業の割合が47.4%で、1,000人以上の企業は5.2%であるため中小企業を主な対象としているといえる。また、大橋 [1993] は従業員一人当たりの労働組合のコストに着目して分析を行っている。

経営者側の要因に注目した研究として、Rebitzer [1994] はアメリカでは労働組合参加率の低下の原因として、労働組合が存在することで賃金上昇することを懸念して、労働組合に対する経営者側の抵抗が強まったことを挙げている。また、Freeman and Kleiner [1990] は、労働組合の形成に対する経営者側の抵抗が労働

組合の組織率の低下の重要な決定要因であると述べる。日本に関しては、中村・佐藤・神谷 [1988] で、労働組合への経営者側の意識を中小企業の経営者に対してアンケート調査やヒアリングにて分析している。その結果、労働組合が結成されると経営者は労働組合に対して好意的になることを示している。都留 [1994] は、日本において組織化に対する使用者の抵抗が組織率低下をもたらしている可能性は小さいことが指摘されたとする。

同族企業に関しては、近年研究が蓄積されてきている。同族企業のパフォーマンスを分析した研究として、Anderson and Reeb [2003]、Barth et al. [2005] などが存在する。Anderson and Reeb [2003] は同族企業のパフォーマンスのほうが高いとし、Barth et al. [2005] は同族企業のパフォーマンスの方が低いとしている。日本の同族企業の分析に関しては、齋藤 [2006] が存在する。この研究では、同族企業の利益率が高いことを実証している。その理由として、プリンシパル・エージェント問題が発生しないためであるとする。また、吉村 [2007] は個別企業の分析を通じて、同族企業である優良企業も数多く存在すると主張する。一方、森川 [2008] は同族企業の生産性上昇率が低い、存続確率が高いことを示した。Bertrand and Schoar [2006] は、同族企業に関する先行研究の包括的なサーベイ論文となっている。ここでは、同族企業の長所として、長期的な視点を持つことができる、オーナーと経営者の間にプリンシパル・エージェント問題が生じにくい、早い段階から親族を経営に関与させることにより、経営に関する人的資本を蓄積させやすいなどがある。一方で、短所として、縁故主義、継承される規範に縛られることで新しい状況に対処しにくいといった問題を指摘している。Villalonga and Amit [2006] はこのような同族企業の特徴を整理して、長期的な視野を取ることができるプラス効果と裁量的な経営によるマイナス効果が存在すると指摘している。

彼らは前者を“Agency Problem I”とし、後者を“Agency Problem II”と名づけている。さらに岡室・ユパナ・沈 [2008] では、同族企業は時間が経過するにつれて、退出や非同族企業に変化することで、同族企業の比率は低下することを示している。また、阿部 [2006] は、上場企業のオーナー型企業では「評価に対する苦情処理制度」が存在しない傾向にあることを実証している。

先行研究から以下のことが分かる。日本の労働組合の有無や組織率に関しては、アメリカと異なり一般的に経営者の抵抗による要因が弱いとされている。しかしながら、企業や経営者の属性によって抵抗の強さが異なるかなどの詳細な分析は行われていない。また、同族企業についての分析は近年研究が進んでおり、先行研究も蓄積されてきている。その結果、同族企業には長期的な視野を取ることができるプラスの効果と裁量的な経営によるマイナスの効果が存在する。このうちどちらの要因がより大きいかという点を利益率や生産性を比較することで検証する研究が存在する。しかし、同族企業の労使関係に与える効果に注目した研究は、筆者がサーベイする限りでは見られない。

要約すると、同族企業と労働組合について、それぞれを分析した研究は数多く存在するが、両者を関係付けて分析した研究は筆者がサーベイする限りでは見られない。そこで本稿では同族企業と労働組合の関係や、同族企業かどうかにより経営者の労働組合に対する意識が異なることを分析したい。

3. 作業仮説、データ、推定モデル

3.1 作業仮説

本稿では、同族企業では労働組合が存在しない傾向にあるという仮説と同族企業の経営者は非同族企業の経営者と比べて労働組合のコミュニケーション効果を過小評価して、労働組合が経営に干渉するという点を過大に評価すると

いう2つの仮説を検証したい。この仮説は、以下のように説明できる。同族企業では労働組合の存在に対して抑制的な行動を取るため、労働組合の存在確率を低める。なぜならば、同族企業の経営者は、労働組合や従業員組織からのVoiceによって経営に干渉することを嫌うため、労働組合に対して好意的でない態度を取ると考えられる。Villalonga and Amit [2006] や Bertrand and Schoar [2006] は同族企業の問題点として、同族企業の経営者が私利私欲を追求したり、縁故主義を採用したりすることを挙げたうえで、同族企業の経営業績に与える効果を分析している。それに対して、本稿では同族企業の問題点として指摘された裁量的な経営行動が経営業績に与える効果に注目するのではなく、労使関係に注目し同族企業の経営者が裁量的な経営を行うときに支障となりうる労働組合を抑制するという仮説を検証したい。

この仮説を直接的に検証した先行研究は筆者がサーベイする限り存在しないが、コーポレートガバナンスの文脈でエンタレンチメントに関する議論がある。エンタレンチメントとは、経営者が外部のステイクホルダーからの干渉を防ぐ行動のことをいう。エンタレンチメントに関しては、Denis, Denis and Sarin [1997] や青木・新田 [2004]¹⁾がある。同族企業や長期政権の経営者は、労働組合が経営に対して干渉することを防ぐというエンタレンチメントの1つとして、経営者が労働組合の存在を抑制することが考えられる。

また、同族企業において、労働組合の存在確率を低める理由として、次のようにも考えられる。浦坂・野田 [2001] や野田 [2007] が指摘するように、オーナー型企業と内部昇進型企業を比較すると、オーナー型企業のほうが雇用調整速度は速い。特に浦坂・野田 [2001] では、

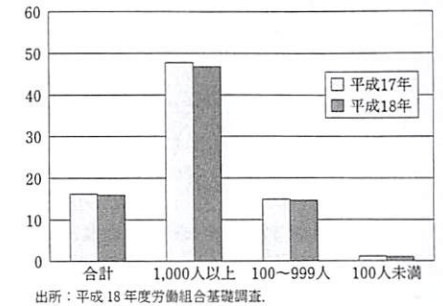
1) 青木・新田 [2004] は、経営トップの交代確率が、①パフォーマンスの低下、②在任期間の長期化によって高まり、③長期政権ではパフォーマンスの低下が経営者の交代確率を上昇させる効果は弱いことを示した。

企業規模が小さい企業において、このような傾向が顕著に観察される。その理由として、内部昇進型企業と比べて、オーナー型企業では株主や債権者側の立場に立ち、雇用調整速度を速めるためであると考えられる。企業にとって、最適な雇用量に調整するとき問題となるのが、労働者側の抵抗である。仮に労働組合が存在すると、労働者側が団結して抵抗するため、労働者側の抵抗がより強くなる可能性がある。このような状態を懸念して、企業側は労働組合の存在を認めないと考えられる。

3.2 データについて

使用するデータは、独立行政法人労働政策研究・研修機構が2006年7月に行った「中小・中堅企業における経営者と従業員との労働条件をめぐる対話に関するアンケート調査」である。アンケート調査の実施にあたっては、日本全国の、日本標準産業分類19産業から農業、林業、漁業、鉱業、複合サービス業、公務、分類不能の産業を除く従業員1,000人未満の企業を調査対象とした。東京商工リサーチの企業データベースから上記の産業・規模に属する12,000社を、規模別分析に耐えうるよう、回収率が低いと予想される小規模企業をより多く抽出することとした。調査方法は郵便による配布・回収（郵送調査法）である。調査実施時期は2006年7月12日～同年9月11日である。回収数は2,440社であり、回収率は20.3%である。本稿では、無回答者を除く全サンプルを用いる。

図1 企業規模と労働組合組織率の関係



中小企業データを使用する積極的な意義として次の点が挙げられる。図1が示すように、日本の労働組合の組織率の特徴として、企業規模が大きいと組織率が高くなる傾向にある。企業規模と組織率に正の関係がある理由として、以下のことが考えられる。樋口 [1996] は中小企業では労働組合を組織する費用に関する規模の経済性がなく、一人当たり組合員が負担すべき労働組合の維持コストが上昇するため、大企業の労働組合組織率が高くなると説明している。しかしながら、表1で示されるように、企業規模が大きくなるにつれて同族企業の割合が低くなる。本稿では同族企業であれば労働組合の形成に負の影響を与えているという仮説を検証する。この仮説を実証することは、組織率と企業規模の負の関係について、従来の説明とは異なり、企業規模が大きいと同族企業の割合が減少し、その結果労働組合が形成されるという可能

表1 企業規模別の同族企業率

	1代目の同族で社内からの登用	1代目の同族で社外からの登用	1代目の同族でない社内からの登用	1代目の同族でない社外からの登用
全体	58.0	4.7	17.4	19.9
0~5人	87.4	5.2	3.7	3.7
6~20人	77.2	5.6	8.8	8.4
21~50人	60.0	5.4	17.6	17.1
51~100人	57.3	4.6	17.9	20.2
101~300人	51.3	4.2	19.7	24.8
301人~	44.0	4.8	24.6	26.6

出所：中小企業庁「経営戦略に関する実態調査」(2002年11月)。

性も考えることを意味する。

3.3 推定モデル

本稿ではさきほど述べた2つの仮説を検証するために、まず4節にて被説明変数を労働組合と従業員組織として、説明変数に経営者の属性に関する変数を用いたMultivariate probit modelにて推定を行う。先行研究でも指摘されているように、労働組合の有無と従業員組織の有無は、お互い補完的もしくは代替的な関係であると考えられ、お互いが関連することが考

えられる。また、従業員組織に関しては富田[1993]が発言型と親睦型に分けたことを参考にしている。このように分ける理由は、親睦型の従業員組織は経営方針に対してVoiceを発する組織ではなく、経営側も従業員組織を忌避することは少ないと考えられる。その場合にプロビット推定を行うと誤差項同士が相関して、一致推定量が得られない。そこで、被説明変数を労働組合ダミー、発言型従業員組織ダミー、親睦型従業員組織ダミーとしたMultivariate probit modelにて推定する。

表2 変数表

変数	定義
労働組合ダミー	労働組合が少なくとも1つある場合を1とする
発言型従業員組織	従業員組織が存在する。さらに「貴社の従業員組織の活動内容は、次のうちどれですか(あてはまるものすべてに○)」という質問を使用する。選択肢は、「1. 賃金改定、労働時間・休日・休暇、福利厚生などの労働条件を経営側と話し合う活動、2. 慶弔金や貸付金などの共済・互助活動、3. 従業員の苦情処理活動、4. 生産計画や経営方針について経営側と話し合う活動、5. レクリエーションなどの親睦活動、6. その他」であり、このうち、「1もしくは4」を選んだ場合を1とする。
親睦型従業員組織	従業員組織が存在し、上記の質問のうち、「2, 3, 5, 6の少なくとも1つ」を選択した場合を1とする。
創業者社長ダミー	「社長の就任の経緯は次のうちどれですか」という質問が存在する。選択肢は、「1. 創業者である、2. 親の跡を継いだ、3. 兄弟・親戚の跡を継いだ、4. 従業員から昇進した、5. 経営者として雇われた、6. 親会社から派遣された、7. その他」であり、「1. 創業者」を1とする。
事業継承ダミー(他社経験あり)	上記質問のうち、2もしくは3であり、かつ社長就任前に他社での就業経験がある場合を1とする。
事業継承ダミー(他社経験なし)	上記質問のうち、2もしくは3であり、かつ社長就任前に他社での就業経験がない場合を1とする。
家族取締役率	なお、サンプル分割に際しては、就任の経緯のうち、1から3を同族企業として、4から7を非同族企業と定義した。 「社長を除く取締役の中に、社長の家族または親戚の方はどのくらいいますか」という質問に対して、「1. 全員、2. ほとんど、3. 半分ぐらい、4. あまりいない、5. いない」という選択肢を、順序を逆にして用いる。
資金負担感	「従業員について困っていることはありますか」という質問のうち、「資金が高い」という設問に対して、yesと答えている人を1とする
経営状態	「貴社の経営状態について教えてください」という質問に対して、「1. 非常に良い、2. 良い、3. 悪い、4. 非常に悪い」という選択肢を使用
競争状態	「同業他社との競争状態を教えてください」という質問に対して、「1. 厳しい、2. どちらかといえば厳しい、3. どちらかといえば厳しくない、4. 厳しくない」という選択肢を使用
経営者年齢	「社長の年齢は次のうちどれか」の質問に対して、29歳以下の場合には25歳、70歳以上の場合には75として、それ以外は階級値を使用

Multivariate probit modelとは、重複回答を許しそれぞれ相関を持つ2値変数に関して、互いに相関を考慮して同時に解析できるモデルであり、被説明変数の同じ説明変数に関して、推定結果を相互に横断比較できる。以下のような推定モデルになる。

$$\begin{cases} y_1^* = X_1'\beta_1 + \varepsilon_1 \\ y_2^* = X_2'\beta_2 + \varepsilon_2 \\ y_3^* = X_3'\beta_3 + \varepsilon_3 \end{cases}$$

誤差項 $\varepsilon_1, \varepsilon_2, \varepsilon_3$ は、平均が0、分散1の結合正規分布に従うと仮定する。誤差項の相関は ρ ベクトルで表される。また y_1^*, y_2^*, y_3^* は離散変数 y_1, y_2, y_3 が決定される上でのベースとなる潜在変数を表す。観測される離散変数と観測されない潜在変数との関係は、以下の式のように特定化される。

$$\begin{cases} y_1 = \begin{cases} 1 & \text{if } y_1^* > 0 \\ 0 & \text{if } y_1^* \leq 0 \end{cases} \\ y_2 = \begin{cases} 1 & \text{if } y_2^* > 0 \\ 0 & \text{if } y_2^* \leq 0 \end{cases} \\ y_3 = \begin{cases} 1 & \text{if } y_3^* > 0 \\ 0 & \text{if } y_3^* \leq 0 \end{cases} \end{cases}$$

$\rho \neq 0$ の場合、 $P(y_1=1, y_2=1, y_3=1)$ は以下のよう関数で表現できる。

$$\begin{aligned} P(y_1=1, y_2=1, y_3=1) &= P(y_1^* > 0, y_2^* > 0, y_3^* > 0) \\ &= P(-\varepsilon_1 < X_1'\beta_1, -\varepsilon_2 < X_2'\beta_2, -\varepsilon_3 < X_3'\beta_3) \\ &= \int_{-\infty}^{X_1'\beta_1} \int_{-\infty}^{X_2'\beta_2} \int_{-\infty}^{X_3'\beta_3} \phi(z_1, z_2, z_3, \rho) dz_1 dz_2 dz_3 \\ &= \Phi(X_1'\beta_1, X_2'\beta_2, X_3'\beta_3, \rho) \end{aligned}$$

次に、本稿が最も重視する説明変数である社長の属性の変数について述べたい。この変数として、創業者社長ダミー、親族からの事業継承ダミーに加えて、家族取締役率、社長の就任時期の変数を用いる。特に前者2つによって、同族企業であるかどうかを判断する。その他の説明変数は、売上高、営業利益、正社員平均勤続年数、労働者の賃金に対する経営者の負担感、企業存続年数、経営状態に対する経営者の意識、総従業員数、競争状態に対する経営者の意識、年齢であり、これらの変数でコントロールして、労働組合や従業員組織の有無がどのような要因で決定されるかを分析する。変数の定義については表2に示した。

また、5節では、経営者の労働組合に対する意識と被説明変数とする。それらの意識につい

表3 アンケート質問表(抜粋)

「問16 労働組合に関する下表の項目について、社長のお考えに近いのは次のうちどれですか。数字に○をつけて下さい。(a~fの各行に○は1つだけ)」

項目	そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない
a. 労働組合は会社にとって必要である	1	2	3	4
b. 労働組合は会社に不当な要求ばかりする組織だ	1	2	3	4
c. 労働組合があると産業別組合などを通じ企業外部から経営へ干渉が行われやすい	1	2	3	4
d. 労働組合は一般従業員の意向や要望を把握するのに役立つ	1	2	3	4
e. 労働組合は経営の意向を一般従業員に伝える組織として役立つ	1	2	3	4
f. 労働組合がなくとも一般従業員の意向や要望を把握することができる	1	2	3	4

注：実証分析に際しては順番を逆にして用いる。

では、アンケートの質問表を抜粋した。その結果が、表3である。主要な説明変数は先ほど説明した同族企業であるかを表した変数群である。その他の変数として、先ほど同様に売上高、営業利益、勤続年数、企業存続年数、経営状態に対する経営者の意識、競争状態に対する経営者の意識などをコントロール変数として使用した。

表4 記述統計量

	同族企業			非同族企業			差の検定
	回答数	平均	標準偏差	回答数	平均	標準偏差	
必要性	1,182	1.950	0.857	619	2.532	1.054	***
不当要求	1,169	2.084	0.779	610	1.844	0.695	***
外部干渉	1,167	2.570	0.869	609	2.274	0.863	***
要望把握	1,173	2.476	0.742	611	2.758	0.777	***
意向伝達	1,167	2.413	0.752	609	2.660	0.772	***
代替手段有	1,219	3.200	0.745	625	2.970	0.829	***
労働組合ダミー	1,288	0.092	0.290	658	0.283	0.451	***
発言型従業員組織	1,288	0.114	0.318	658	0.193	0.395	***
親睦型従業員組織	1,288	0.477	0.500	658	0.492	0.500	
売上高(万円)	1,288	0.308	0.947	658	0.780	2.506	***
営業利益(万円)	1,288	0.011	0.060	658	0.024	0.079	***
平均勤続年数	1,252	12.950	7.762	644	13.048	7.294	
資金負担感	1,288	0.070	0.255	658	0.055	0.228	
企業存続年数	1,262	43.234	33.167	641	35.925	22.885	***
競争状態	1,280	1.790	0.757	653	1.738	0.770	
経営状態	1,276	2.392	0.630	650	2.277	0.613	***
従業員数(人)	1,288	1.286	3.002	658	2.303	8.232	***
経営者年齢	1,287	57.13	10.60	650	59.21	7.660	***
創業者	1,288	0.413	0.493	658	0.000	0.000	***
事業継承(他社なし)	1,288	0.214	0.410	658	0.000	0.000	***
事業継承(他社あり)	1,288	0.373	0.484	658	0.000	0.000	***
社長在職年数	1,269	17.56	13.154	637	4.656	5.880	***
同族取締役比率	1,286	2.949	1.400	648	1.227	0.733	***
建設業	1,288	0.179	0.383	658	0.093	0.290	***
電気・ガス等	1,288	0.018	0.132	658	0.011	0.103	
情報通信業	1,288	0.018	0.132	658	0.053	0.225	***
運輸業	1,288	0.059	0.236	658	0.082	0.275	*
卸売・小売業	1,288	0.190	0.393	658	0.172	0.377	
金融・保険業	1,288	0.002	0.048	658	0.024	0.154	***
不動産業	1,288	0.018	0.132	658	0.020	0.139	
飲食・宿泊業	1,288	0.019	0.135	658	0.015	0.122	
医療・福祉業	1,288	0.040	0.195	658	0.044	0.205	
教育・学習支援業	1,288	0.008	0.088	658	0.006	0.078	
その他サービス業	1,288	0.130	0.337	658	0.178	0.383	***
それ以外の業種	1,288	0.027	0.163	658	0.036	0.188	

注：差の検定の帰無仮説は、同族企業と非同族企業の平均値に差がないである。
有意水準：***1%、**5%、*10%。

表5 経営者の属性が労働組合・従業員組織の存在に与える影響について

	労働組合		発言型従業員組織		親睦型従業員組織	
売上高	-0.022	0.035	0.042	-0.043	0.012	0.025
	(0.021)	(0.022)	(0.028)	(0.020)**	(0.022)	(0.024)
営業利益	0.848	0.554	-0.422	1.133	0.707	-0.339
	(0.588)	(0.621)	(0.536)	(0.615)*	(0.619)	(0.501)
正社員勤続年数	0.031	0.018	0.007	0.030	0.018	0.008
	(0.006)***	(0.005)***	(0.004)	(0.006)***	(0.005)***	(0.004)*
資金負担感	0.294	0.066	-0.071	0.390	0.103	-0.060
	(0.146)**	(0.151)	(0.126)	(0.140)***	(0.148)	(0.125)
企業存続年数	0.006	0.001	-0.000	0.006	0.002	0.000
	(0.002)***	(0.002)	(0.001)	(0.002)***	(0.001)	(0.001)
競争状態	-0.100	-0.107	-0.113	-0.052	-0.091	-0.108
	(0.057)*	(0.054)**	(0.041)***	(0.055)	(0.053)*	(0.041)***
経営状態	0.138	-0.071	-0.077	0.145	-0.070	-0.077
	(0.066)**	(0.066)	(0.051)	(0.067)**	(0.066)	(0.051)
総従業員数	0.067	-0.008	0.001	0.069	-0.007	0.001
	(0.018)***	(0.010)	(0.005)	(0.018)***	(0.008)	(0.005)
創業者	-0.838	-0.154	-0.171	-0.885	-0.167	-0.171
	(0.175)***	(0.132)	(0.105)	(0.165)***	(0.130)	(0.104)*
事業継承(他社経験なし)	-0.146	-0.029	-0.113	-0.162	-0.025	-0.099
	(0.154)	(0.137)	(0.114)	(0.152)	(0.136)	(0.112)
事業継承(他社経験あり)	-0.268	-0.158	0.124	-0.326	-0.184	0.126
	(0.123)**	(0.112)	(0.094)	(0.121)***	(0.112)	(0.093)
社長在職年数	-0.007	0.004	0.006	-0.009	0.003	0.006
	(0.005)	(0.004)	(0.003)**	(0.005)*	(0.004)	(0.003)**
家族取締役率	-0.261	-0.138	-0.038	-0.234	-0.134	-0.039
	(0.045)***	(0.032)***	(0.026)	(0.044)***	(0.032)***	(0.025)
ρ12		0.220			0.237	
		(0.056)***			(0.055)***	
ρ13		-0.054			-0.064	
		(0.048)			(0.047)	
ρ23		0.430			0.443	
		(0.046)***			(0.046)***	
産業ダミー		yes			no	
対数尤度		-2411.64			-2466.24	
サンプルサイズ		1802			1802	

注：robustな標準誤差を使用し、総従業員数は100で割った数値を使用した。
有意水準：***1%、**5%、*10%。

労働組合が存在する企業は全体の15%程度であり、発言型従業員組織も同じ程度である。一方、親睦型従業員組織は5割近くの会社で存在している。総従業員数は160人程度であり、平均勤続年数は13年弱である。売上高は50億円弱であり、営業利益は約1億5,000万円である。産業の分布に関しても、特定の分野への偏りは見られない。また、経営者の属性をみると、6割

以上が自ら事業を興したか、家族・親族から引き継いでいることが分かる。また、取締役の家族比率は、ほとんど半分くらいの間くらいである。

労働組合の分析をする場合、従来は主として大企業における労働組合を分析の対象としていた。しかしながら、日本の企業の多くは中小企業であり、大企業と比べて労働組合の組織率に

大きな差がある。このため、労働組合の分析を行うときに大企業の方に注目すると現在の日本の労働組合の状況を十分に把握できるとは限らない。本稿で使用するデータは、従来の労働組合を分析するときに使用したデータと比べて、この点で有益である。

推定結果が表5に示される。誤差項同士の相関を表した ρ_{12} が正に有意であることから、労働組合と発言型従業員組織に説明変数が与える影響は補完的である。また、 ρ_{23} も正に有意であることから、発言型従業員組織と親睦型従業員組織も補完的である。一方、労働組合と親睦型従業員組織には誤差項同士の相関はない。

説明変数に関しては以下のとおりである。労働組合についてみると、企業存続年数が正に有意である。このため、企業が長く永続していると労働組合が存在する確率を高める。いいかえると、新しい企業では労働組合が存在しない傾向にある。この結果は、フリーマン・レビック [1989] や橋木 [1993] による、新設未組織企業が増加したことが組合組織率の低下の原因であるという指摘と整合的である。正社員勤続年数や賃金負担感も正に有意であり、正社員が長く勤務する傾向にある会社や経営者に賃金負担感がある会社ほど労働組合が存在する傾向にある。この結果は、労働組合があるから勤続年数が延び、経営者の賃金負担感が高まるという逆の因果関係も考えられる。経営状態に関しては正に有意であることから、経営状態が悪いと感じている会社は労働組合が存在する傾向にある。総従業員数は正に有意であることから中小企業を対象としたデータであるが、そのなかでも比較的規模の大きい会社に労働組合が存在する傾向にある。

次に経営者の属性についてみてみたい。創業者社長ダミーは負に有意となる。つまり、創業者社長の場合、労働組合が存在しない傾向にある。親族から事業継承かつ他社での就業経験がある場合も負に有意である。一方、親族から事業継承かつ他社での就業経験がない場合は有意

とならない。さらに、家族取締役比率が負に有意である。逆に言うと、家族のなかに取締役が多い場合は労働組合が存在しない傾向にある。一方、社長在職年数は有意でない²⁾。

発言型従業員組織に関しては、家族取締役率は負に有意であるものの、その他の経営者側の属性に関する変数が有意とならない。親睦型従業員組織に関しては、これらの経営者の属性の変数が有意にならない。これらの結果から、同族経営の場合、労働組合が存在する確率が低くなる傾向になるが、親睦型従業員組織は経営者の属性によって左右されない。おそらく、同族主義的経営の場合、労働組合に対する忌避感が特に強いためであると思われる。この結果は、本稿の仮説を支持する。一方で、労働組合の有無に対して社長在職年数は産業ダミーでコントロールしない場合、有意水準10%で正に有意であるものの、産業ダミーでコントロールすると有意な関係は観察されないために、長期政権の労働組合に対する影響は限定的である。

5. 経営者の労働組合に対する意識と経営者の属性の関係

4節では、経営者の属性が労働組合や従業員組織の有無にあたる影響を分析した。その結果、創業者社長の会社、親族から引き継いで社長になった会社、親族の取締役割合が高い企業では、労働組合が存在しない傾向が示された。言い換えると、同族企業では、労働組合が存在しない傾向が確認された。さらに本稿では、同族経営を行っている会社と、それ以外の会社の経営者では、労働組合に対する意識が異なるという仮説を設定し検証を行う。さらに、長期政権の経営者の労働組合に対する意識についても検証する。

本稿が使用する調査では、社長の労働組合に

2) もっとも、産業ダミーでコントロールしない場合は、有意水準10%で正に有意となる。

表6 経営者の属性と経営者の労働組合に対する意識の関係について

	必要性 Q16(a)	不当要求 Q16(b)	外部干渉 Q16(c)	要望把握 Q16(d)	意向伝達 Q16(e)	代替手段有 Q16(f)
売上高	-0.013 (0.015)	0.017 (0.012)	-0.007 (0.014)	-0.010 (0.017)	0.004 (0.013)	-0.006 (0.015)
営業利益	0.984 (0.768)	-0.166 (0.470)	-0.570 (0.758)	0.418 (0.481)	0.403 (0.483)	-0.610 (0.578)
正社員勤続年数	0.008 (0.004)*	-0.010 (0.004)**	-0.008 (0.004)**	0.003 (0.004)	0.004 (0.004)	-0.008 (0.004)*
賃金負担感	0.091 (0.111)	0.261 (0.112)**	0.080 (0.114)	-0.153 (0.102)	-0.048 (0.108)	-0.007 (0.100)
企業存続年数	0.001 (0.001)	0.000 (0.001)	0.002 (0.001)	0.000 (0.001)	0.001 (0.001)	-0.001 (0.001)
競争状態	-0.029 (0.037)	-0.030 (0.038)	-0.038 (0.037)	-0.023 (0.038)	-0.035 (0.037)	-0.075 (0.037)**
経営状態	0.113 (0.047)**	-0.036 (0.048)	-0.066 (0.048)	0.035 (0.048)	0.109 (0.047)**	-0.119 (0.046)**
総従業員数	0.027 (0.014)*	-0.004 (0.005)	-0.009 (0.005)*	0.02 (0.012)	0.007 (0.005)	-0.012 (0.005)**
経営者年齢	0.007 (0.003)**	-0.007 (0.004)**	-0.001 (0.003)	0.002 (0.003)	0.003 (0.003)	-0.003 (0.003)
創業者	-0.251 (0.096)**	0.010 (0.098)	0.146 (0.094)	-0.279 (0.098)**	-0.195 (0.097)**	0.113 (0.090)
事業継承 (他社経験なし)	-0.301 (0.104)**	0.258 (0.104)**	0.221 (0.107)**	-0.185 (0.105)*	-0.253 (0.104)**	-0.095 (0.101)
事業継承 (他社経験あり)	-0.371 (0.089)**	0.206 (0.089)**	0.227 (0.088)**	-0.293 (0.092)**	-0.195 (0.089)**	0.144 (0.089)
社長在職年数	-0.013 (0.003)**	0.009 (0.003)**	0.006 (0.003)*	-0.009 (0.003)**	-0.007 (0.003)**	0.009 (0.003)**
家族取締役率	-0.109 (0.023)**	0.057 (0.024)**	0.057 (0.023)**	-0.051 (0.023)**	-0.063 (0.023)**	0.072 (0.024)**
産業ダミー	yes	yes	yes	yes	yes	yes
対数尤度	-2039.26	-1799.01	-2037.02	-1801.37	-1817.43	-1857.36
サンプルサイズ	1675	1654	1654	1657	1650	1715

注：被説明変数は、表2の質問表の数値を肯定的であると数値が高くなるよう逆にして使用する。
有意水準：***1%, **5%, *10%。
robustな標準誤差を使用し、総従業員数は100で割った数値を使用した。

に対する意識を表3に示すような形式にて質問を行っている。これらの質問項目の順番を逆にして被説明変数として順序プロビット分析を行う。つまり、表3で示された回答に肯定的であるほど数値が高くなる。推定結果は表6に記される。問16(a)「労働組合は会社にとって必要である」＝「必要性」の場合、創業者社長、親族からの事業継承(他社経験なし)、親族からの事業継承(他社経験あり)は負に有意となることから、これらの場合は労働組合が必要である

と思わない傾向になる。家族取締役率も負に有意であることから、取締役の中に社長の親族が占める比率が高くなると労働組合が不要であると考えられる傾向がある。これらの結果から、同族企業では労働組合が不要であると考えられる傾向にある。また、社長在職年数は負に有意であることから、長期政権であると、労働組合を不要と考える傾向になる。

問16(b)「労働組合は会社に不当な要求ばかりをする組織だ」＝「不当要求」の場合、創

業者社長は有意でないものの、親族からの事業継承（他社経験なし）、親族からの事業継承（他社経験あり）は正に有意であり、家族取締役率は正に有意である。このことから、社長の地位を親族から継承した企業では、表2の「b. 労働組合が不当な要求をする組織だ」と考える傾向にある。さらに、社長在職年数が正に有意であることから、長期政権では社長は労働組合が不当な要求をすることを考える傾向にある。

問16(c)「労働組合があると産業別組合を通じ企業外部から経営へ干渉が行われやすい」＝「外部干渉」の場合、親族からの事業継承（他社経験なし）、親族からの事業継承（他社経験あり）、家族取締役率は正に有意となることから、「c. 労働組合があると産業別組合を通じ企業外部から経営へ干渉が行われやすい」という質問に対して、「そう思う」と回答する傾向にある。つまり、同族企業の経営者は組合があると外部からの干渉が強まると考える傾向にある。

問16(d)「労働組合は一般従業員の意向や要望を把握するのに役立つ」＝「要望把握」、創業者社長、親族からの事業継承（他社経験なし）、親族からの事業継承（他社経験あり）、家族取締役率は負に有意であることから、「d. 労働組合は一般従業員の意向や要望を把握するのに役立つ」という質問に、「そう思わない」と回答する傾向にある。つまり、同族会社では労働組合によるVoice機能に否定的な意見を持つ傾向にある。また、社長在職年数は負に有意であることから、長期政権であるほど労働組合のVoice機能に否定的である。

問16(e)「労働組合は経営の意向を一般従業員に伝える組織として役立つ」＝「意向伝達」の場合も「意向把握」と同様に創業者社長、親族からの事業継承（他社経験なし）、親族からの事業継承（他社経験あり）、家族取締役率は負に有意であり、同族会社であると労働組合の経営方針の伝達機能について否定的傾向となり、社長在職年数が負に有意であることから、

長期政権であるほど経営方針の伝達機能に否定的である。

一方、問16(f)「労働組合がなくても従業員の意向を把握することができる」＝「代替手段有」については、家族取締役率では正に有意であり、社長在職年数が正に有意である。家族取締役比率の高い場合、あるいは社長の就任期間が長い会社では、「f. 労働組合がなくても従業員の意向を把握することができる」という質問に、「そう思う」と回答する傾向にある。一方、創業者社長や親族からの事業継承では、労働組合のVoiceに否定的であるとはいえない。

要約すると、以下ようになる。同族企業の社長は、創業者の場合、親族からの事業継承の場合、いずれの場合も労働組合の必要性を認めない傾向にある。その理由は、労働組合によって従業員の意向を経営者側に、逆に経営者の意向を労働者側に伝えるという労使間のコミュニケーション機能を同族企業の社長は否定する傾向にあるためである。そして、親族からの事業を継承した経営者の場合、労働組合が存在すると、不当な要求や外部の干渉を招くと考える傾向にある。さらに、家族取締役率が高い企業の経営者は、いずれの質問項目に関しても労働組合の意義に否定的であることが分かる。

これらの結果から判断すると、「労働組合がなくとも一般従業員の意向や要望を把握することができる」などの一部の質問に関しては有意でない³⁾が、多くの場合、同族企業の社長は労働組合の意義を否定する傾向にある。このような経営者の労働組合に対する考え方が、同族企業で労働組合が存在しない傾向にある一因になっている可能性がある。

さらに、親族からの事業承継に関して、他社経験の有無に関しては以下のように考えられる。4節では他社経験がない場合は労働組合に対して有意な影響がないことが示された。一方、5節では他社経験の有無にかかわらず事業承継の

3) ただしこの場合も、家族取締役率は有意である。

場合は労働組合に対して否定的であることが示された。これらを合わせて考えると他社での就業経験ない場合の多くは、新卒後に従業員として自社にある程度の期間は働き、その後社長となったと考えられる⁴⁾。この場合は、親族から事業継承されたものの、従業員から昇進したという側面も存在する。このため、事業継承した同族企業の経営者は労働組合に否定的であったとしても、他の同族企業に比べると従業員と経営者の距離が近く、労働組合を抑止できない可能性が推察される⁵⁾。

6. 結論と今後の課題

本稿では、同族企業では労働組合が存在しない傾向にあるという仮説と、同族企業の経営者は、労働組合が企業経営に対して干渉することのデメリットを重視するという仮説を検証した。これらの結果、同族企業では労働組合が存在する確率が有意に減少することが示された。また、同族企業の経営者は、労働組合のメリットに対しては否定的で、労働組合のデメリットを重視することが示された。

言い換えると、本稿の分析の結果、労働組合の有無は従業員側の要因に左右されるだけではなく、経営者側の要因からも影響を受けることが示された。つまり、同族企業では労働組合を抑制する。さらに同族企業が労働組合を抑制する理由は、同族企業の経営者が労働組合に対して否定的な見方をしてしているためであることを示した。

また、この結果は以下の可能性も示唆してい

- 4) もちろん、自社や他社で就業した経験がなく、親族から社長の座を受け継ぐ場合もないとはいえないが、一般的でないと考えられる。
- 5) 他社就業を経て現在の企業に入職した場合も、当該企業で従業員として働いたあとに社長に就任することが一般的と考えられる。本稿で使用したデータでは、社長就任前に社長が何年間従業員として働いていたかというデータが存在しない。そのため、解釈については一定の留保が必要である。

る。労働組合組織率と企業規模の負の関係について、企業規模が大きいと同族企業の割合が減少し、その結果労働組合が形成されるという因果関係も考えうる。ただし、具体的な因果関係の検証を行っていないので、結論には一定の留保が必要であり、因果関係の検証は今後の課題としたい。

その他の課題は以下のとおりである。第1に、本稿では、労働組合の有無の要因分析を経営者の属性に注目して分析を行った。しかし、労働組合の低下傾向という動的現象を説明できるような分析は、1時点のデータにおいては限界があり、パネルデータ等によるさらなる分析が必要である。第2に、同族企業の実態や、政治的志向性を持った組合かどうかなど、労働組合類型についてもより厳密な把握が必要である。第3に、大企業でも同様の傾向が確認されるかについて分析を拡張する必要がある。これらの問題は、筆者らに残された今後の課題となる。

参考文献

- 青木英孝・新田敬祐 [2004]、「経営トップ交代の効果とガバナンスの影響——在任期間とエンタレジメント——」『ニッセイ基礎研「所報」』Vol. 33.
- 阿部正浩 [2006]、「成果主義導入の背景とその功罪」『日本労働研究雑誌』No. 554, pp. 18-35.
- 浦坂純子・野田知彦 [2001]、「企業統治と雇用調整——企業パネルデータに基づく実証分析——」『日本労働研究雑誌』第488号。
- 大橋勇雄 [1993]、「公共財としての労働組合」、楠木俊昭・連合総合生活開発研究所編『労働組合の経済学——期待と現実——』東洋経済新報社。
- 岡室博之・ウィワツナカンタン、ユバナ・沈政郁 [2008]、「日本企業の所有構造の発展過程（1950-2004）——安定株主持株比率の測定——」『COE/RES Discussion Paper Series』No. 265.
- 加藤隆夫 [2004]、「従業員代表制の経営参加度とその決定要因」『日本労働研究雑誌』第527号。
- 川口大司・原ひろみ, [2007]「労働組合は役に立

っているのか』『JILPT Discussion Papers 07-02』。

齋藤卓爾 [2006], 「ファミリー企業の利益率の関する実証研究」『季刊 企業と法創造「知的財産法制研究 II」』。

佐藤博樹 [1994], 「未組織企業における労使関係——労使協議制と従業員組織の組織状況と機能」『日本労働研究雑誌』第416号。

橋木俊詔 [1993], 「労働組合参加率低下の社会的背景」, 橋木俊詔編『労働組合の経済学』東洋経済新報社。

都留康 [1994], 「日本における労働組合組織率低下の規定要因」『経済研究』Vol. 45, No. 1。

都留康 [1997], 「無組合企業の労使関係」『経済研究』Vol. 48, No. 2。

富田安信 [1993], 「離職率と労働組合の発言効果」, 橋木俊詔編『労働組合の経済学』東洋経済新報社。

中村圭介・佐藤博樹・神谷拓平 [1988], 「労働組合は本当に役立っているのか」総合労働研究所。

中村圭介編 [2005], 『退か再生か・労働組合活性化への道』連合総合生活開発研究所。

野田知彦 [1997], 「賃金構造と企業別労働組合」『日本経済研究』No. 35。

野田知彦 [2007], 「経営者, 統治構造, 雇用調整」『日本経済研究』No. 54。

久本憲夫 [1993], 「組合必要感とその要因」, 楠木俊詔・連合総合生活開発研究所編『労働組合の経済学——期待と現実——』東洋経済新報社。

樋口美雄 [1996], 『労働経済学』東洋経済新報社。

フリーマン・レビック [1989], 「支柱が揺れる? ——低下する日本の労働組合組織率」『日本労働協会雑誌』第361号。

森川正之 [2008], 「同族企業の生産性——日本企業のマイクロデータによる実証分析——」RIETI Discussion Paper Series 08-J-029。

守島基博 [1999], 「未組織企業の労使関係——労働者の認識をてがかりとして」『日本労働研究雑誌』第470号。

吉村典久 [2007], 『日本の企業統治』NTT出版。

Anderson, R. C. and Reeb, D. M. [2003], "Founding Family Ownership and Perfor-

mance: Evidence from S&P 500," *Journal of Finance*, Vol. 58, pp. 1301-1327.

Aoki, M. [1994], "The Contingent Governance of Team: Analysis of Institutional Complementarity," *International Economic Review*, Vol. 35, pp.657-676.

Barth, E., Gulbrandsen, T. and Schone, P. [2005], "Family Ownership and Productivity: The Role of Owner-Management," *Journal of Corporate Finance*, Vol. 11, pp. 07-127.

Bertrand, M. and Schoar, A. [2006], "The Role of Family in Family Firms," *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 20, No. 2, pp. 73-96.

Brown, C. and Medoff, J. [1978], "Trade Unions in the Production Process," *Journal of Political Economy*, Vol. 86, No. 3, pp. 355-378.

Brown, C. and Medoff, J. L. [2003], "Firm Age and Wages," *Journal of Labor Economics*, Vol. 21, No. 3, 677-697.

Denis, D., Denis, D. K. and Sarin, A. [1997], "Ownership Structure and Top Executive Turnover," *Journal of Financial Economics*, Vol. 45

Freeman, R. B. and Medoff, J. [1984], *What Do Unions Do?*, Basic Books.

Freeman, R. B. and Kleiner, M. M. [1990], "Employer Behavior in The Face of Union Organizing Drives," *Industrial and Labor Relations Reviews*, Vol. 43, No. 4, pp. 351-365.

Rebitzer, J. B. [1994], "Structural, Microeconomic and Institutional Explanation for Union Decline in the United State," *Economic Review*, Vol. 45, No. 1, pp. 41-52.

Tachibanaki, T. and Noda, T. [2000], *The Economic Effects of Trade Unions in Japan*, Palgrave Macmillan Press.

Villalonga, B. and Amit, R. [2006], "How Do Family Ownership, Control and Management Affect Firm Value?" *Journal of Financial Economics*, Vol. 80, No. 2, pp. 385-417.

【研究論文】

枯渇性資源消費と習慣形成の動学

Dynamic Properties of Exhaustible Resource Consumption and Habit Formation

長屋真季子 (京都大学大学院経済学研究科, 日本学術振興会特別研究員)

Makiko NAGAYA, Graduate School of Economics, Kyoto University

前田 章 (東京大学教養学部附属教養教育高度化機構)

Akira MAEDA, College of Arts and Sciences, University of Tokyo

要旨

本研究の目的は, 習慣形成モデルの一つである Uzawa-Epstein 型時間選好率の概念を用いて, 枯渇性資源消費について理論的な分析を行うことである。これを通して, 資源の代替財であるバックストップ技術への切替え時期や, 資源消費と消費習慣の関係について考察を行うものである。分析の結果, バックストップ技術への切替え時期が明示的に算定され, それが異時点間の消費の代替弾力性と「時間選好率係数」に影響されることがわかった。

Abstract

This paper revisits a classical topic of exhaustible resource use on the basis of recent development of models of time preference and discount factors. It analyzes the effects of endogenous time preference on dynamic properties of resource use, contrasting to classical Hotelling's results: we develop an analytical model that incorporates endogenous time preference into the decision framework of resource consumption. It is expected that the results obtained here contribute not only to the literature of pure economic theory, but also to recent climate policy debates on discounting factors.

キーワード: 習慣形成, ホテリング・ルール, 割引率, 社会的時間選好率, バックストップ技術

Keywords: habit formation, Hotelling's rule, discount rates, social time preference, backstop technology

JEL 区分: E43, O13, Q32

1. はじめに

資源経済学において、「枯渇性資源の希少性レントは、利子率と同じ率で上昇する」という理論は、ホテリング・ルール (Hotelling's rule) として知られている。ここで希少性レントとは、資源ストックを保有することの経済価値を指す。本論の中で詳しく論じるように、資源利用の動学モデルの中では、資源利用のシャドー・プライスにあたる。直観的には、枯渇性資源の消費が進むにしたがって、残りのストックがより「希少」になり、それゆえ、その価格が高騰していくことになる。その高騰率が利子率に等しいというのがホテリング・ルールである¹⁾。ホテリングのオリジナルな議論 (Hotelling [1931]) の他にも、資源の希少性レントと利子率の関係について類似の結果を導き出す多くのモデルが存在するが²⁾、その含意はホテリ

1) ここで希少性レントの意味合いについて簡単にまとめておきたい。枯渇性資源の利用にあたってはまず、地下から採掘 (「生産」と考えてよい) して生産者が消費者に売ることになる。その採掘にコストがかかるなら、希少性レントに採掘コストを上乗せしたものが、市場販売価格となる。言い換えると、枯渇性資源の市場販売価格から採掘コストを差し引いたものが、希少性を表す「レント」となり、それが、採掘が進むにしたがって高騰するのである。資源が自然に湧き出てくるような場合は、採掘コストはほとんどゼロと考えることができる (たとえば、石油などは、油田を探索して開発するまでは多大なコストがかかるが、一旦掘り当てると、地下の圧力で地上に噴出して来る。したがって、利用のある一定の期間は、採掘コストゼロと考えることもそれほど不自然ではない)。そうした場合は、希少性レントそのものが市場販売価格に等しくなる。採掘コストは、通常のミクロ経済学でいうところの限界生産コストにあたる。競争市場では、「限界生産コスト=市場販売価格」となる、というのが通常のミクロ経済学であるが、枯渇性資源の場合は、そうはならない。たとえ限界生産コストがゼロであっても、市場販売価格はゼロとはならないのである。その点が枯渇性資源の経済理論の特異な点であると言える。よくまとまった解説としては、Sweeney [1993] が挙げられる。

2) Hotelling [1931] では、採掘コストが採掘量に比例する (単価あるいは限界費用が一定) と仮定されているが、この仮定を変えることにより、さまざまなバリエーション

ング・ルールと同様である。すなわち、枯渇性資源の利用に関する動学は、利子率によって導き出される、ということである。しかし、その際の利子率がどのような形で決定されるのかという点については、これまで議論されたことがない。

資源経済学とは違い、他の経済学分野では、利子率や時間選好率に対する議論は熱心に取り組まれている。特に、厚生経済学においては、社会的時間選好率の設定は社会厚生の評価を決定づける倫理的な側面を持っている (たとえば、Arrow and Kurz [1970])。また、最近では、超長期的な社会問題 (典型的な例は地球環境問題) の脈絡で、指数関数的な割引に代わる割引率が提案されている (たとえば、Weitzman [2001])。

マクロ経済学においては、時間選好率を経済モデルの内生変数に依存させた形でモデル内に組み込んだ研究が数多く行われている。その中でも、消費習慣が効用に影響を及ぼすという「習慣形成モデル」はよく知られたモデルとなっている (たとえば、Obstfeld [1990])。

本研究の目的は、習慣形成モデルの一つである Uzawa-Epstein 型時間選好率 (Uzawa [1968]; Epstein and Hynes [1983]; Epstein [1987]) の概念を用いて枯渇性資源の利用について理論的な分析を行うことである。これを通して、資源の代替財であるバックストップ技術への切替え時期や、資源利用の消費習慣の性質について考察を行う。具体的には、資源消費の意思決定問題に、時間選好率内生化を組み込んだ

ンができる。採掘コストがストック量の関数である場合や技術変化がありうる場合などがその例である。また、Hotelling [1931] は離散時間での取り扱いであるが、連続時間系に直すこともできる。以上のようなバリエーションについても、前掲 Sweeney [1993] および当該ハンドブックの他の論文に詳しく述べられている。本稿では、そうした一般的なホテリング・ルールのバリエーションをすべて脇に置き、希少性レントの動的な振る舞いのみ議論を絞ることにしたい。具体的には、採掘コストは一切かからないものとする。

だモデルを構築し、分析を行う。モデルの特徴としては以下の3点が挙げられる。

- ・ケーク・イーティング経済
- ・バックストップ技術の導入
- ・Uzawa-Epstein 型時間選好率の導入

本論文は次のように構成される。次節では、モデルについて記述する。第3節では、モデルの動的性質について分析を行う。第4節では、切替え時期について得られた結果を3つの定理としてまとめる。第5節で結論とする。

2. モデル

資源消費によってのみ成り立つ経済を考える。人口は一定であると仮定する。この経済では、「枯渇性資源」と「バックストップ技術」(後述) のみが利用可能であり、生産部門は存在しないものとする (ケーク・イーティング経済)。代表的経済主体を想定し、その枯渇性資源消費による効用最大化問題を考える。これにより、資源消費の動学、資源の希少性レントとの関係が規定され、枯渇性資源からバックストップ技術への切替え時期が導出されることになる。また、枯渇性資源の採掘にはコストがかからないものと仮定する³⁾。

次の記号を導入する。

- t : 時間
- $E(t)$: 時間 t における枯渇性資源の消費量
- $S(t)$: 時間 t における枯渇性資源のストック量
- S_0 : 初期資源ストック量
- $\Delta(t)$: 時間 t における累積割引率
- u^* : 代表的経済主体の瞬時的効用関数
- r^* : 瞬時的割引率

3) この仮定は、前注釈でも記したように、議論の焦点を希少性レントにのみ限定し、採掘技術のモデリングなどに論点が逸れないようにするための簡略化である。

- P_B : バックストップ技術の価格
- T : 枯渇性資源の枯渇時点 (バックストップ技術利用への切替え時点)

代表的経済主体は $0 \sim T$ 期までの間で、枯渇性資源を消費し尽くし、それ以降はバックストップ技術の利用に移行するものとする。この移行の時点 T は、後述するように、内生的に決定される。枯渇性資源消費とバックストップ技術利用による効用は、現在価値換算された瞬時的効用の総和として評価される。

その瞬時的効用 u^* は、時点 T までは枯渇性資源消費 $E(t)$ によって決定され、それ以降はバックストップ技術から得られる等価な資源消費量 (以下では、 $E(t)$ との区別を明確にする場合は $\varepsilon(t)$ と書くことにする) によって決定される。

瞬時的効用関数は、 $E(t)$ (または $\varepsilon(t)$) に関して、増加凹関数であるとする。

$$u(E) = \frac{E^{1-\eta}}{1-\eta}, \quad \eta > 0, \eta \neq 1 \quad (2.1)$$

$$u'(E) > 0, \quad u''(E) < 0$$

効用関数における η は異時点間資源消費の代替の弾力性の逆数 (the reciprocal of the elasticity of intertemporal substitution) である。したがって、 η が大きいほど、代替の弾力性は小さくなる (非弾力的)。逆に、 η が小さくなると代替の弾力性は大きくなる (弾力的)。この関係は次の式より明らかである。

$$-\frac{d \ln E}{d \ln u'} = \frac{1}{\eta}$$

代表的経済主体の問題は次式のように表すことができる。

$$\max_{\{E(t)\}} \int_0^T u(E(t)) \cdot e^{-\Delta(t)} dt + e^{-\Delta(T)} V \quad (2.2)$$

累積割引率 $\Delta(t)$ は $0 \sim t$ までの資源消費に依存するものとして、次式のように仮定する。ここで、 r は瞬時的割引率を表す。

$$\Delta(t) = \int_0^t r(E(s)) ds \quad (2.3)$$

(2.3) 式の累積割引率 Δ を時間 t で微分すると、次式が成立する。

$$\frac{d\Delta(t)}{dt} = r(E(t)) \quad (2.4)$$

このように瞬時的効用関数と累積割引率を組み合わせた形式は Uzawa-Epstein 型効用関数の一形態であると言える。Uzawa [1986], Epstein [1987], Epstein and Hynes [1983] にならない、瞬時的割引率 r は以下の特徴を持つと仮定する⁴⁾。

$$r(E) > 0, r'(E) > 0, r''(E) \leq 0$$

(2.2) 式の最後の項の V は、時点 T でバックストップ技術が導入された場合の、それ以降の全瞬時的効用（現在価値換算済み）の総和を表す。これ自体は次のような最適化問題の価値関数となっている。

$$V = \max_{\{e(\tau)\}} \int_0^{\infty} (u(e(\tau)) - P_B e(\tau)) \cdot e^{-\Delta(\tau)} d\tau$$

この値を $e^{-\Delta(T)}$ で割り引くことによって、枯渇性資源消費初期時点における現在価値に換算する。それが (2.2) の最後の項となっている。

ここで、枯渇性資源は、消費によってそのストック量が減少するような有限資源である。その消費量 $E(t)$ とストック量 $S(t)$ の関係は次のようになっている。

$$\frac{dS(t)}{dt} = -E(t) \quad (2.5)$$

4) 本稿の設定は、瞬時的割引率が消費によって決定され、それが消費に関して増加関数となっているとするものである。これは、消費が増えれば増えるほど、現在を重視した近視眼的な消費を行い、中毒的な症状を持つことを表している。反対に、瞬時的割引率を消費に関して減少関数とする設定も可能である。しかしながら、それは中毒症状の反対であって、あまり面白い設定のようには思われない。もちろん、それによって消費に飽きてくるような現象を表すことはできるが、経済学的含意の重要性という点では、まず、中毒症状を扱うほうが先決であろう。また、そうした減少関数の設定は、数学的には、積分可能性という点で問題が残っている。そうしたモデリング上の問題点については、Das [2003], Chang [2009], Hirose and Ikeda [2008] などで議論がなされている。

T 期でのストック量を $S(T)$ とすると、(2.5) 式は次のように表現することもできる。

$$\int_0^T E(t) dt = S_0 - S(T) \quad (2.6)$$

時点 T で枯渇性資源が消費し尽くされた場合（すなわち $S(T)=0$ となる場合）、その後の資源供給はバックストップ技術に代替することになる。ここで、「バックストップ技術」とは、その資源ストック量が無限に存在し、資源制約が一切ない、理想的なエネルギー源を指す。この技術があれば、資源の有限性という問題が一挙に解決されることになる。ただし、問題は、現時点でコスト的に高価である、という点である。現時点においても物理的には利用可能であるが、枯渇性資源と比較すると現在の利用価格が高すぎるものとなっている⁵⁾。将来、枯渇性資源が枯渇に近づき、その資源価格が高価になってくれば、相対的にバックストップ技術が必ずしも高価とはいえない状況になってくる。バックストップ技術の価格が枯渇性資源利用価格よりも相対的に安くなった時点で、バックストップ技術の利用が始まると考えられる。

このことは、直感的には以下のように解釈される。 $q(t)$ を t における枯渇性資源の希少性レントとする。本稿の設定では、資源採掘にコストがかからないと仮定しているため、希少性レントはすなわち資源価格を表すことになる。これは、時間とともに上昇を続け、ある時点でバックストップ技術の利用価格 P_B と等しくなる。その時点をもって、希少性レントの上昇は止まることになる。

一度、バックストップ技術が相対的に安価になると、それ以降、枯渇性資源は使われることはない。そのため、経済主体はバックストップ技術が相対的に安価になる時点 T で枯渇性資源を使いきることとなる（すなわち $S(T)=0$ となる）。時点 T は、枯渇性資源からバックス

5) 具体例としては、宇宙太陽光発電や核融合炉などが考えられる。

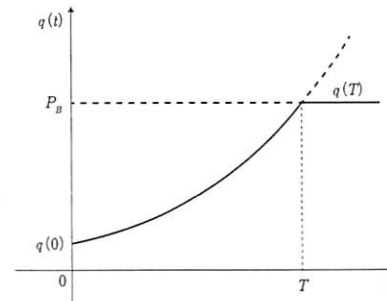
トップ技術に切り替わる時期であり、同時に、希少性レントがバックストップ価格に等しくなる時点である。これは、内生的に決定される。

このことはもう少し市場取引の観点から考えてみるとわかりやすい。枯渇性資源価格（採掘コストゼロと仮定しているため、希少性レントそのものに等しい）が一旦代替の資源（バックストップから得られる資源）よりも高価になってしまったら、未来永劫、買い手が付かない。であるならば、そのような状態になる直前にすべて売り払っておいたほうが、資源保有者としては明らかに得である。買い手としても、代替の資源よりも安い限りは、こちらを使ったほうが明らかに得である。一方、極めて早い段階で資源をすべて売り払ってしまったら、その後、価格が上昇しても売り出すものがなく、機会損失となってしまふ。こうして、枯渇性資源がすべてなくなってしまふことと、その価格が代替の資源の価格と同じになることは、同時に起きるはずであると言える。

このことは、次の条件式で表現され、図1のように表される。

$$q(T) = P_B \quad (2.7)$$

図1 枯渇性資源からバックストップ技術への切替え



3. 動的性質

前節の設定から、代表的経済主体の問題は次の動的計画問題として記述される。

$$\max_{\{E(t)\}} \int_0^T u(E(t)) \cdot e^{-\Delta(t)} dt + e^{-\Delta(T)} V$$

$$\text{s.t. } \frac{dS(t)}{dt} = -E(t) \quad \text{for } 0 \leq t \leq T$$

$$\frac{d\Delta(t)}{dt} = r(E(t)) \quad \text{for } 0 \leq t \leq T$$

$$S(0) = S_0; \text{ given}$$

$$V = \max_{\{e(\tau)\}} \int_0^{\infty} (u(e(\tau)) - P_B e(\tau)) \cdot e^{-\Delta(\tau)} d\tau$$

$$\text{s.t. } \frac{d\Delta(\tau)}{d\tau} = r(e(\tau)) \quad \text{for } 0 \leq \tau < \infty$$

$0 \leq t \leq T$ について現在価値ハミルトニアンを次のように設定する。

$$\dot{H} = u(E(t)) \cdot e^{-\Delta(t)} + \dot{q}(t) \cdot (-E(t)) - \dot{\phi}(t) \cdot r(E(t)) \quad (3.1)$$

\dot{q} は枯渇性資源の現在価値シャドー・プライスで、資源の希少性レントの現在価値を表すものである。 $\dot{\phi}$ は累積割引率の現在価値シャドー・プライスである。

最大原理により、解の満たすべき一階の必要条件は次のように記述される⁶⁾。

$$u'(E(t)) \cdot e^{-\Delta(t)} - \dot{q}(t) - \dot{\phi}(t) \cdot r'(E(t)) = 0 \quad (3.2)$$

$$0 = \dot{q}(t) \quad (3.3)$$

$$u(E(t)) \cdot e^{-\Delta(t)} = -\dot{\phi}(t) \quad (3.4)$$

また、横断性条件は以下のようになる。

$$S(T) \cdot \dot{q}(T) = 0, \Delta(T) \cdot \dot{\phi}(T) = 0 \quad (3.5)$$

ここで、数式の取り扱いやすさから、(3.2) 式～(3.4) 式を経常価値に書き改めることにする。 q を枯渇性資源の経常価値シャドー・プライス（希少性レント）、 ϕ を累積割引率の経常価値シャドー・プライスとする。このとき、以下の関係が成立する。

$$q(t) = \dot{q}(t) \cdot e^{\Delta(t)}$$

$$\phi(t) = \dot{\phi}(t) \cdot e^{\Delta(t)}$$

これを用いると、(3.2) 式～(3.4) 式は以下のようになる。

6) 以下適宜 dx/dt を \dot{x} と記すことにする。

$$u'(E(t)) - q(t) - \phi(t) \cdot r'(E(t)) = 0 \quad (3.6)$$

$$\dot{q}(t) = q(t) \cdot r(E(t)) \quad (3.7)$$

$$\dot{\phi}(t) = r(E(t)) \cdot \phi(t) - u(E(t)) \quad (3.8)$$

V の値は、上記とほぼ同様の取り扱いをすることによって算定される。特に、(3.6)式に対応する最適性の条件として次の条件式が得られる。

$$u'(\varepsilon(\tau)) - P_B - \varphi(\tau) \cdot r'(\varepsilon(\tau)) = 0 \quad (3.9)$$

ここで $\varphi(\tau)$ は $0 \leq \tau < \infty$ における累積割引率の経常価値シャドー・プライスである。 $0 \leq t \leq T$ と $0 \leq \tau < \infty$ の接続から、 $E(T) = \varepsilon(0)$ および $\phi(T) = \varphi(0)$ とならなければならない。すなわち、時点 $t = T$ と $\tau = 0$ における (3.6) 式と (3.9) 式の接続から、

$$q(T) = P_B$$

でなければならない。これが前節末で論じた (2.7) 式となっていることがわかる。

これ以降のモデルの解析的取り扱いを容易にするために、瞬時的割引率 r について以下の仮定を導入する。

仮定 3.1

瞬時的割引率 $r(E)$ と資源消費 E は線形関係にある。その係数を β とし、「時間選好率係数」と呼ぶことにする。すなわち、

$$r(E(t)) = \beta E(t), \quad \beta > 0 \quad (3.10)$$

この仮定のもとで、 $0 \leq t \leq T$ に対する最適性の一階の必要条件 ((3.6) 式~(3.8) 式) は、次のよう書き換えられる。

$$u'(E(t)) - \beta \phi(t) = q(t) \quad (3.11)$$

$$\dot{q}(t) = q(t) \cdot \beta E(t) \quad (3.12)$$

$$\dot{\phi}(t) = \beta E(t) \cdot \phi(t) - u(E(t)) \quad (3.13)$$

また (3.5) の条件から、

$$S(T) = 0 \quad (3.14)$$

$$\phi(T) = 0 \quad (3.15)$$

である。

以上の条件式より、 $E(t)$ の動学が特定される。(3.11) 式を時間 t で微分し、(3.12) 式、(3.13) 式を代入し、整理すると次式を得る。

$$\frac{dE(t)}{dt} = \frac{\beta}{1-\eta} E(t)^2 \quad (3.16)$$

(3.16) 式の微分方程式を、(2.6) 式および (3.14) 式のもとで解くと次のようになる。詳細は付録1を参照。

$$E(t) = \frac{1}{\frac{\beta}{1-\eta} \cdot \left(\frac{e^{\frac{\beta}{1-\eta} S_0}}{e^{\frac{\beta}{1-\eta} S_0} - 1} T - t \right)} \quad (3.17)$$

次に (3.12) 式から、資源のシャドー・プライス $q(t)$ は次のようになる。

$$q(t) = A e^{\beta \int_0^t E(s) ds} \quad (A \text{ は積分定数})$$

この式に (3.17) 式を代入し、整理すると次式を得る。

$$q(t) = AC^{1-\eta} E(t)^{1-\eta} \quad (3.18)$$

$$\text{ただし, } C = \frac{\beta}{1-\eta} \cdot \frac{e^{\frac{\beta}{1-\eta} S_0}}{e^{\frac{\beta}{1-\eta} S_0} - 1} T$$

一方、(3.13) 式は (3.15) 式の終端条件のもとで次のように解ける。

$$\phi(t) = \int_t^T u(E(v)) \cdot e^{-\beta \int_t^v E(s) ds} dv$$

この式に (3.17) 式を代入し、整理すると次式を得る。

$$\phi(t) = \frac{1}{1-\eta} E(t)^{1-\eta} \cdot (T-t) \quad (3.19)$$

(3.18) 式と (3.19) 式を (3.11) 式に代入することにより次の関係を得る。

$$AC^{1-\eta} = \frac{1}{e^{\frac{\beta}{1-\eta} S_0} - 1} \cdot \frac{\beta}{1-\eta} T$$

これより、資源のシャドー・プライス $q(t)$ は次のように書ける。

$$q(t) = \frac{1}{\frac{\beta}{e^{\frac{\beta}{1-\eta} S_0} - 1} \cdot \frac{\beta}{1-\eta}} \cdot T \cdot E(t)^{1-\eta} \quad (3.20)$$

詳細は付録2を参照。

以上の式の中には未定の定数として T (枯渇性資源からバックストップ技術に切り替える時期) のみが残されている。この T は (2.7) の条件から定まることになる⁷⁾。

(2.7) 式に (3.17) 式および (3.20) 式を代入して整理すると次式を得る。

$$T = P_B^{\frac{1}{1-\eta}} \cdot \left(\frac{\beta}{1-\eta} \right)^{-1} \cdot (e^{\frac{\beta}{1-\eta} S_0} - 1) \quad (3.21)$$

最後に、(3.21) 式で導出された T を (3.17) 式に代入し、整理する。これにより、 $E(t)$ の動学が S_0 と P_B に依存するものとして、最終的に次のように記述されることになる。

$$E(t) = \frac{1}{P_B^{\frac{1}{1-\eta}} \cdot e^{\frac{\beta}{1-\eta} S_0} - \frac{\beta}{1-\eta} t} \quad (3.22)$$

この式より、枯渇性資源の消費経路には2つのパターンが存在することがわかる。その違いは η の大小によって左右される。 $1 < \eta$ の場合 (異時点間の消費の代替が非弾力的)、資源消費は時間に対して減少関数となる。すなわち、時間の経過と共に、枯渇性資源の利用が減少する。一方、 $1 < \eta$ の場合は、時間に対して、資源消費は増加関数となる。すなわち、時間の経過と共に、資源の利用量が増加する。

7) この T は、仮定3.1のもとで、(2.2)の問題において直接的な制御変数にはなっていないことに注意されたい。それは (2.2) の最後の項である $e^{-\beta t} V$ の値が T に影響されないからである。 $e^{-\beta t}$ の部分は仮定3.1のもとで、

$$e^{-\beta t} = e^{-\beta \int_0^t E(s) ds} = e^{-\beta S}$$

となっており T に依存しない値となっている。 V は当然 T に依存しない値である。よって、 T を制御したからといって、(2.2)の問題のうち、 T 以降の残存価値が変化することはないのである。

さらに、切替え時期 T の起こる時期と $E(t)$ の動学との関係についても、次のような特徴があることがわかる。まず、(3.22) 式より資源消費経路の漸近線は次のようになっていることがわかる。

$$\text{漸近線: } t^* = P_B^{\frac{1}{1-\eta}} \cdot \left(\frac{\beta}{1-\eta} \right)^{-1} \cdot e^{\frac{\beta}{1-\eta} S_0}$$

$T - t^* = -P_B^{\frac{1}{1-\eta}} \cdot \left(\frac{\beta}{1-\eta} \right)^{-1}$ として、 T と t^* の大小を比較すれば、次のようになる。

- (1) $1 < \eta$ のとき: $T > 0 > t^*$.
- (2) $1 > \eta$ のとき: $0 < T < t^*$.

すなわち、 $1 < \eta$ の場合は、漸近線の右側で切替え時期 T が定まることになる (図2)。一方、

図2 $1 < \eta$ の場合: 切替え時期 T と資源消費動学 $E(t)$ の関係

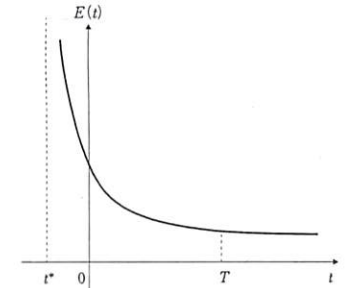
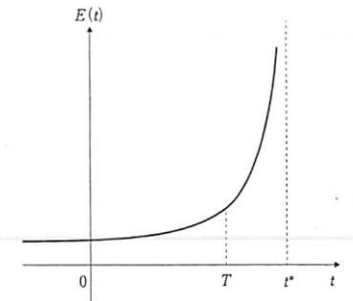


図3 $1 > \eta$ の場合: 切替え時期 T と資源消費動学 $E(t)$ の関係



$1 > \eta$ の場合は、漸近線の手前側で切替え時期 T が定まることになる (図3)。いずれの場合も、 $E(t)$ が漸近線に沿って無限大に飛ぶようなことはありえないことがわかる。

最後に、資源の希少性レントを示す q の動学について考えてみよう。 $q(t)$ の動学は、(3.20) 式に (3.21) 式を代入することで、次式のように導出される。

$$q(t) = P_B^{\frac{1}{\eta}} \cdot E(t)^{1-\eta} \quad (3.23)$$

$E(t)$ の動学と $1-\eta$ の符号から、 $q(t)$ は、時間に対して、常に増加関数 ($dq/dt > 0$) であることが容易にわかる。すなわち、時間と共に資源の希少性レントは上昇することになる。また、 $q(t)$ の初期値 ($q(0)$) は次のようになっている。

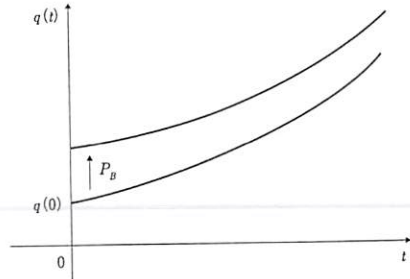
$$q(0) = P_B e^{-\beta S_0}$$

したがって、

$$\frac{dq(0)}{dP_B} = e^{-\beta S_0} > 0$$

である。すなわち、外生的なバックストップ価格の上昇は、資源の希少性レントの初期価格を上昇させ、資源の希少性レントの動学そのものを上へシフトさせることになる (図4)。この関係の含意は、次のように考えることができる。消費者にとって、バックストップ価格の上昇は、バックストップ技術への切替えハード

図4 資源希少性レントの初期価格 $q(0)$ とバックストップ価格 P_B の関係



ルが高くなったことを意味する。したがって、この変化によって、消費者は、現在利用している枯渇性資源を大切に使うようになるインセンティブを得ることになる。その結果、枯渇性資源の希少性が増加し、 $q(t)$ が上昇することになる。

4. 切替え時期

本節では、前節で導出された切替え時期 T に関して、比較静学を行う。その結果は、3つの定理としてまとめられる。最初の定理は、切替え時期 T と初期資源ストック量 S_0 について正の関係があることを示すものである。

定理1

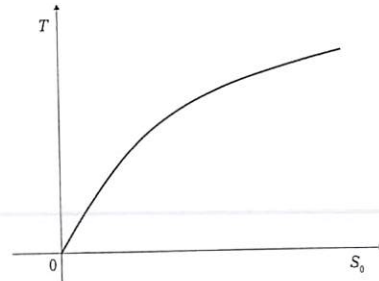
初期資源ストック量 S_0 の増加は、枯渇性資源からバックストップ技術への切替え時期 T を遅らせることになる。すなわち、次の関係式が成り立つ。

$$\frac{dT}{dS_0} = P_B^{\frac{1}{\eta}} e^{\frac{\beta}{1-\eta} S_0} > 0 \quad (4.1)$$

(証明は、(3.21) 式の微分演算から明らか。)

定理1の意味するところは、直感的にも一致したわかりやすいものである (図5)。経済における初期資源ストック量が増加すると、資源の

図5 定理1: 初期資源ストック量 S_0 と切替え時期 T の関係



利用可能量が増加する。その結果、バックストップ技術への切替え時期が遅くなる。逆に、初期資源ストック量が減少すると、バックストップ技術への切替え時期が早まると考えられる。この結果は、伝統的なホテリング・ルールにも類似する結果である。本稿のように、時間選好率が資源消費量に依存する場合であったとしても、初期資源ストック量が豊富にあるという事実は、常に、代替技術の導入を遅らせるという結果を導く。

次の定理は、切替え時期 T とバックストップ価格 P_B の関係には、正の関係があることを示すものである。

定理2

バックストップ価格 P_B が上昇すると、枯渇性資源からバックストップ技術への切替え時期 T が遅くなる。 P_B の % 変化に対する T の % 変化は η の逆数となり、常に正となる。すなわち、

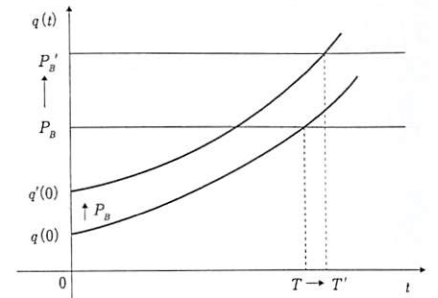
$$\frac{dT/T}{dP_B/P_B} = \frac{1}{\eta} > 0 \quad (4.2)$$

(証明は (3.21) 式の微分演算から明らか。)

定理2の意味するところも、ホテリング・ルールにも類似している。すなわち、バックストップ価格の上昇は代替財であるバックストップ技術への切り替えハードルを上昇させる。このハードルの上昇は、現在利用中の枯渇性資源の希少性レントの上昇を導くことになる。そして、この希少性レントの上昇は、経済主体に対して、資源の節約インセンティブをもたらす。その結果、枯渇性資源の枯渇時期が遅くなるのである。このことは図6のように描写される。

逆に、バックストップ価格が低下すると、バックストップ技術に乗り換えるハードルが低くなる。したがって、枯渇性資源の希少性が低下し、資源利用を抑えようとするインセンティブが低下する。その結果、資源の枯渇時期 (=バ

図6 定理2: バックストップ価格 P_B と切替え時期 T の関係



ックストップ技術への切替え時期) を早めることになる。

最後の定理は、切替え時期 T と β (時間選好率係数: 瞬時的割引率の比例係数) との関係を示す。内生的な時間選好率の役割を最も顕著に表したものである。

定理3

時間選好率係数 (瞬時的割引率の比例係数) β が上昇した場合、枯渇性資源からバックストップ技術への切替え時期 T が早まるか、遅くなるか、という関係は、異時点間の代替の弾力性の逆数 η に依存する。すなわち、次の関係式が成り立つ。

$$(1) 1 < \eta \text{ の場合: } \frac{dT}{d\beta} < 0$$

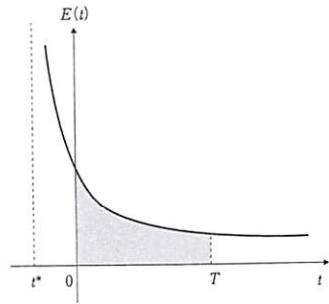
$$(2) 1 > \eta \text{ の場合: } \frac{dT}{d\beta} > 0$$

(証明は付録3を参照。)

切替え時期 T と時間選好率係数 (瞬時的割引率の比例係数) β との関係は、 $1 < \eta$ の場合 (非弾力的な場合) は負の関係 ($dT/d\beta < 0$)、逆に、 $1 > \eta$ の場合 (弾力的な場合) は正の関係 ($dT/d\beta > 0$) がある。

この定理の含意を考えてみよう。今まで見てきたように、 η の大小によって、2つの場合を考えることができる。

図7 $1 < \eta$ の場合: $E(t)$ の積分と累積割引率 $\Delta(t)$



$1 < \eta$ の場合, すなわち, 異時点間の消費の代替が非弾力的な場合には, 資源消費の累積がより早くなり, 近視眼的な消費習慣に拍車がかかることになる。このことは, 図7のように考えるとわかりやすい。仮定3.1のもとで, 累積割引率 $\Delta(t)$ は $E(t)$ の積分に比例していることになる。すなわち, (2.3) 式より,

$$\Delta(t) = \beta \int_0^t E(s) ds$$

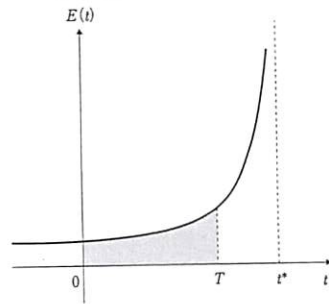
$$= -(1-\eta) \cdot \ln \left(1 - \left(1 - e^{-\frac{\beta}{1-\eta} s_0} \right) \cdot \frac{t}{T} \right)$$

であるが, $E(t)$ の積分は, 図7の影をかけた部分の面積にあたる。tの早い時点から面積がすでに大きくなっていることがわかる。

このような累積割引率形成の結果, 近視眼的消費習慣を通して, 枯渇性資源の枯渇が早まることになり, バックストップ技術への切替え時期の早期化 ($dT/d\beta < 0$) が招かれることになる。

一方, $1 > \eta$ の場合, すなわち, 異時点間の消費の代替が弾力的な場合は, 2つの効果が切替え時期 T に対して影響を与える。まず, 小さな η により, 枯渇性資源の利用は弾力的になっており, 異時点間の消費の移動が容易になっている。その結果, 資源枯渇を避けるよう延命を図ることが比較的容易になる。これが1つ目の効果である。次に, 図8で示されているとおり, この場合の資源の消費経路では, 消費の

図8 $1 > \eta$ の場合: $E(t)$ の積分と累積割引率 $\Delta(t)$



累積がゆっくり行われる。図7と同じく, 影をかけた部分の面積が $E(t)$ の積分であり, 累積割引率を決める値となっている。図7に比べて, tの早い時点では面積があまり大きくはなっていないことがわかる。

このような累積割引率形成の結果, 近視眼的な消費習慣はゆっくりと形成されることになる。これが2つ目の効果である。以上の2つの効果により, 資源の枯渇は遅れることになり, 切替え時期は遅くなる ($dT/d\beta > 0$)。

5. おわりに

本研究では, 伝統的な枯渇性資源消費の問題について, 消費の習慣形成の効果をモデル内に取り入れ, 理論分析を行った。具体的には, 時間選好率が消費に依存する「習慣形成」を考え, 習慣形成モデルの1つである Uzawa-Epstein 型効用関数を導入した。

上記のモデルから, 枯渇性資源の消費経路には2つのパターンが存在することがわかった。その違いを決定づけるのは, 異時点間の弾力性の逆数 η である。すなわち, 異時点間の消費の代替が非弾力的な場合 ($1 < \eta$), 資源の消費量は時間と共に減少する。一方, 異時点間の代替に対して弾力的な場合 ($1 > \eta$), 資源の消費量は時間と共に上昇していくことになる。

この消費経路に基づいて, 枯渇性資源からバ

ックストップ技術への切替え時期について分析を行った。その結果は, 3つの定理としてまとめられる。

まず, 枯渇性資源ストック量の増加は代替財であるバックストップ技術への切り替え時期を遅くする(定理1)。逆に, 初期資源ストック量が減少すると, バックストップ技術への乗り換え時期が早まる。これは伝統的なホテリング・ルールにも類似する結果ではあるが, この結果が習慣形成や異時点間の代替の弾力性に依らないという点が興味深い点である。

次に, バックストップ技術の価格が上昇すると, その技術への乗り換えハードルが高くなり, 切替え時期が遅くなる(定理2)。定理1と同様に, この結果は習慣形成や代替の弾力性によらない。

最後に, 消費の習慣形成に影響を与える時間選好率係数 β と切替え時期の関係について分析し, この関係が η に依存することがわかった(定理3)。すなわち, 異時点間の消費の代替が非弾力的な場合 ($1 < \eta$), β の上昇は近視眼的な消費習慣の増大を招き, その結果, 切替え時期の早期化につながる。一方, 異時点間の代替が弾力的な場合 ($1 > \eta$), β の上昇は切替え時期を遅らせることになる。

本研究では, 枯渇性資源利用と習慣形成に関連して, 内生的な時間選好率や割引率に焦点を当てた。これは単に純粋な経済理論としての問題だけでなく, 気候変動問題における割引率の取り扱いという高度に政策的な問題にも深く関連している。実際の気候変動問題における政策論争においては, 時間選好率や割引率の問題は, 極めて大きな争点である⁸⁾。

8) なお, 本稿では, 時間選好率と割引率はほぼ同義で用いている。それは本稿の分析の枠組みでは, 金利の概念が明示的には出ては来ないからであった。これに対して, 一般に, 気候変動政策分析で用いられる統合評価モデルにおいては, ラムゼー型の経済成長モデルが基礎になっている。そのようなモデル設定の場合, オイラー方程式 $\dot{c}/c = (1/\eta) \cdot (r_t - \rho)$ が成立し, 消費経路と内生的な金利 r の動的変化は, 外生的な社会的時間選好率 ρ をはじめい

気候変動の科学的知見, 影響, 対応策に関する客観的な情報収集と整理を行う「国連気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」においても, これまでの報告書(第2~4次報告書, それぞれ1995, 2001, 2007年)で, 費用便益分析における時間選好率と割引率の設定が重要な論点となってきた。そうした中で, 2006年11月に公表された『スターン報告書 (Stern Review: The Economics of Climate Change)』(Stern [2007]) は, 時間選好率と割引率を巡る政策的な賛否を顕在化させたと言ってよい。

『スターン報告書』は, 英国財務省の依頼を受けて経済学者のスターン博士がまとめた気候変動問題についての研究報告である。これは, 気候変動による経済的な影響と対策に要するコストを詳細に分析し, 早期の対策の必要性を結論づけるものであった。同時に, これには, 英国政府の気候変動政策スタンスを学術的にサポートする意図も込められていた。その主要な結論は, 次のようなものである(報告書「Summary of Conclusions」より抜粋)。

“In contrast, the costs of action—reducing greenhouse gas emissions to avoid the worst impacts of climate change—can be limited to around 1% of global GDP each year.”

“Using the results from formal economic models, the Review estimates that if we don't act, the overall costs and risks of climate change will be equivalent to losing at least 5% of global GDP each year, now and forever. If a wider range of risks and impacts is taken into account, the estimates of damage could rise to 20% of

くつかのパラメータによって規定される。この外生的な社会的時間選好率 ρ こそが, 本稿での内生的な割引率 $r(E(t))$ に対応する。したがって, 本稿のモデルを統合評価モデルの枠組みにまで拡張するには, まずラムゼー型に拡張し, さらに, 気候変動の要素を入れるという長い道のりが待っている。この点は今後に残された課題である。

GDP or more.”

“So prompt and strong action is clearly warranted.”

こうした結論は、英国に限らず世界中で温暖化政策推進派の人々の称賛を浴びた。同時に、これに対する強烈的な批判の声も上がった。そうした批判には、さまざまなものがあるが、学術的に最も正当な批判としては、次のようにまとめられよう。

・分析の根拠となっている費用便益分析において、算定結果を決定的に左右する「割引率（あるいは社会的時間選好率）」の値がおかしい。設定の論理、具体的な値とも標準的な経済学の考え方とは異なっている。

ノードハウス・エール大学教授をはじめとして、多くの経済学者が『スターン報告書』における「割引率」の扱いを議論しており、それ自体が多くくの学術論文になっている（たとえば、Nordhaus [2007]）。より詳しい議論としては前田 [2010] などが挙げられる。

本研究は、それ自体、純粋な経済理論に留まっているが、気候変動問題のような超長期の政策形成についても重要な示唆を与えるものと考えられる。

付録1：Eの動学

(3.11) 式の両辺をtで微分すると

$$-\eta E(t)^{-\eta-1} \frac{dE(t)}{dt} = \beta \dot{\phi}(t) + \dot{q}(t)$$

この右辺は (3.12) 式および (3.13) 式から次のようになる。

$$\begin{aligned} & \beta^2 E(t) \phi(t) - \frac{\beta}{1-\eta} E(t)^{1-\eta} + \beta q(t) E(t) \\ &= \beta E(t) \cdot (q(t) + \beta \phi(t)) - \frac{\beta}{1-\eta} E(t)^{1-\eta} \\ &= \beta E(t) \cdot u'(E(t)) - \frac{\beta}{1-\eta} E(t)^{1-\eta} \\ &= \frac{-\eta}{1-\eta} \beta E(t)^{1-\eta} \end{aligned}$$

これにより、次式を得る。

$$\frac{dE(t)}{dt} = \frac{\beta}{1-\eta} E(t)^2 \quad (3.16)$$

(3.16) 式の微分方程式は次のように解くことができる。

$$E(t) = \frac{1}{\frac{-\beta}{1-\eta}t + C} \quad (C \text{ は積分定数}) \quad (A1.1)$$

(A1.1) 式の両辺を積分することで次式を得る。

$$\begin{aligned} \int_0^T E(t) dt &= -\frac{1-\eta}{\beta} \ln\left(\frac{-\beta}{1-\eta} \cdot \frac{T}{C} + 1\right) \\ \int_0^T E(t) dt &= S_0 - S(T) \quad ((2.6) \text{ 式}) \quad \text{および} \\ S(T) &= 0 \quad ((3.14) \text{ 式}) \quad \text{より,} \end{aligned}$$

$$S_0 = -\frac{1-\eta}{\beta} \ln\left(\frac{-\beta}{1-\eta} \cdot \frac{T}{C} + 1\right)$$

となり、積分定数Cは次式のように定まる。

$$C = \frac{\beta}{1-\eta} \cdot \frac{e^{\frac{\beta}{1-\eta}S_0}}{e^{\frac{\beta}{1-\eta}S_0} - 1} T$$

付録2：q(t)の動学

(3.12) 式より

$$q(t) = A e^{\beta \int_0^t E(s) ds} \quad (A \text{ は積分定数})$$

である。(A1.1) 式から、

$$\begin{aligned} \int_0^t E(s) ds &= \int_0^t \left(\frac{-\beta}{1-\eta} s + C\right)^{-1} ds \\ &= -\frac{1-\eta}{\beta} \ln\left(\frac{-\beta}{1-\eta} \frac{t}{C} + 1\right) \\ &= \frac{1-\eta}{\beta} \ln(C \cdot E(t)) \end{aligned}$$

したがって、

$$q(t) = AC^{1-\eta} E(t)^{1-\eta} \quad (3.18)$$

と書ける。一方、(3.13) 式は (3.15) 式の終端条件のもとで次のように解ける。

$$\phi(t) = \int_t^T u(E(v)) \cdot e^{-\beta \int_t^v E(s) ds} dv$$

(A1.1) 式より、

$$e^{-\beta \int_t^v E(s) ds} = \left(\frac{-\beta}{1-\eta} v + C\right)^{1-\eta} = \left(\frac{E(t)}{E(v)}\right)^{1-\eta}$$

であるので、

$$\begin{aligned} \phi(t) &= \frac{1}{1-\eta} \int_t^T E(v)^{1-\eta} \left(\frac{E(t)}{E(v)}\right)^{1-\eta} dv \\ &= \frac{1}{1-\eta} E(t)^{1-\eta} \int_t^T dv \end{aligned}$$

すなわち、

$$\phi(t) = \frac{1}{1-\eta} E(t)^{1-\eta} \cdot (T-t) \quad (3.19)$$

となる。(3.18) 式と (3.19) 式を (3.11) 式に代入することにより次の関係を得る。

$$\begin{aligned} E(t)^{-\eta} &= \frac{\beta}{1-\eta} E(t)^{1-\eta} \cdot (T-t) + AC^{1-\eta} E(t)^{1-\eta} \\ \Leftrightarrow E(t)^{-1} &= \frac{\beta}{1-\eta} (T-t) + AC^{1-\eta} \\ \Leftrightarrow C &= \frac{\beta}{1-\eta} T + AC^{1-\eta} \\ \Leftrightarrow AC^{1-\eta} &= \frac{1}{e^{\frac{\beta}{1-\eta}S_0} - 1} \cdot \frac{\beta}{1-\eta} T \end{aligned}$$

これより、q(t)は次のように書ける。

$$q(t) = \frac{1}{e^{\frac{\beta}{1-\eta}S_0} - 1} \cdot \frac{\beta}{1-\eta} T \cdot E(t)^{1-\eta} \quad (3.20)$$

付録3：定理3の証明

(3.21) 式をβで微分することにより、

$$\begin{aligned} \frac{dT}{d\beta} &= -\beta^{-2} P_B^{\frac{1}{\beta}} \cdot (1-\eta) \cdot (e^{\frac{\beta}{1-\eta}S_0} - 1) \\ &+ P_B^{\frac{1}{\beta}} \cdot \left(\frac{\beta}{1-\eta}\right)^{-1} \cdot e^{\frac{\beta}{1-\eta}S_0} \cdot \frac{S_0}{1-\eta} \\ &= \beta^{-1} P_B^{\frac{1}{\beta}} \cdot \left(\frac{\beta}{1-\eta}\right)^{-1} \cdot e^{\frac{\beta}{1-\eta}S_0} \\ &\quad \left(-1 + e^{\frac{\beta}{1-\eta}S_0} + \frac{\beta}{1-\eta} S_0\right) \end{aligned}$$

ここで、以下の補題A1より、 $-1 + e^{\frac{\beta}{1-\eta}S_0} + \frac{\beta}{1-\eta} S_0 > 0$ である。したがって、 $\frac{dT}{d\beta}$ の符号は1-ηで決定される。

補題A1

次式が成立する。

$$x - e^x + 1 \leq 0, \quad \forall x$$

証明：

f(x)を次のように定義する。

$$f(x) = x - e^x + 1, \quad x \in \mathbb{R}$$

この時、次式が成立する。

$$\frac{df}{dx} = 1 - e^x = \begin{cases} < \\ = \\ > \end{cases} 0, \quad \text{for } x = \begin{cases} > \\ = \\ < \end{cases} 0$$

$$\frac{d^2f}{dx^2} = -e^x < 0, \quad \forall x$$

f(x)は連続凹関数で、かつx=0の時に最大値を取る。したがって、

$$f(x) < 0, \quad \forall x (x \neq 0) \quad f(x) = 0, \quad x = 0$$

となる。

謝辞

本稿の作成に当たり、匿名の査読者、講評者の方々から多くの有用なご教示を頂いた。ここに感謝の意を表したい。なお、本研究の実施に当たっては、部分的に科学研究費補助金(No. 21330054, No. 23241019)および環境省・環境研究総合推進費(S10-1(3))の支援を受けた。

参考文献

- Arrow, K. J. and Kurz, M. [1970], *Public Investment, the Rate of Return, and Optimal Fiscal Policy*, Johns Hopkins Press for Resources for the Future, Baltimore, MD.
- Chang, F. [2009], “Optimal Growth and Impatience: A Phase Diagram Analysis,” *International Journal of Economic Theory*, Vol. 5, pp. 245-255.
- Das, M. [2003], “Optimal Growth with Decreasing Marginal Impatience,” *Journal of Eco-*

- omic Dynamics & Control, Vol. 27, pp. 1881-1898.
- Epstein, L. G. and Hynes, J. A. [1983], "The Rate of Time Preference and Dynamic Economic Analysis," *The Journal of Political Economy*, Vol. 91, No. 4, pp. 611-635.
- Epstein, L. G. [1987], "A Simple Dynamic General Equilibrium Model," *Journal of Economic Theory*, 41, pp. 68-95.
- Hirose, K. and Ikeda, S. [2008], "On Decreasing Marginal Impatience," *The Japanese Economic Review*, Vol. 59, No. 3, pp. 259-274.
- Hotelling, H. [1931], "The Economics of Exhaustible Resources," *Journal of Political Economy*, Vol. 39 (April), pp. 137-175.
- Nordhaus, W. D. [2007], "A Review of the Stern Review on the Economics of Climate Change," *Journal of Economic Literature*, Vol. XLV, pp. 686-702.
- Obstfeld, M. [1990], "Intertemporal Dependence, Impatience, and Dynamics," *Journal of Monetary Economics*, 26, pp. 45-75.
- Stern, N. [2007], *The Economics of Climate Change: The Stern Review*, Cambridge, UK: Cambridge University Press.
- Sweeney, J. L. [1993], "Economic Theory of Depletable Resources: An Introduction," in Kneese, A. V. and J. L. Sweeney eds., *Handbook of Natural Resource and Energy Economics Volume III*, Elsevier, Amsterdam, The Netherlands.
- Uzawa, H. [1968], "Time Preference, the Consumption Function, and Optimum Asset Holdings," in Wolfe, J. N. ed., *Capital and Growth: Papers in Honor of Sir John Hicks*, Aldine, Chicago, IL.
- Weitzman, M. L. [2001], "Gamma Discounting," *American Economic Review*, Vol. 91, pp. 260-271.
- 前田章 [2010], 『ゼミナール 環境経済学入門』日本経済新聞出版社。

【特別寄稿】

小宮隆太郎教授とのインタビュー*

——八幡、富士両製鉄の合併事件の回顧と評価を中心として——

An Interview with Professor Ryutaro Komiya: Centering on the Retrospect and Evaluation of the Yahata-Fuji Merger Case

岡村 薫 (熊本学園大学経済学部准教授)

Kaoru OKAMURA, Department of Economics, Kumamoto Gakuen University

鈴村興太郎 (早稲田大学政治経済学術院特任教授・日本学士院会員)

Kotaro SUZUMURA, School of Political Science and Economics, Waseda University and Japan Academy

1. はじめに

1968年に表面化した八幡製鉄と富士製鉄の合併問題をめぐって、当時の産業界、政界、官界、学会では賛否両論が渦巻き、経済学者と法学者の一部には、この合併が及ぼす影響に強い懸念を抱き、激しく警鐘を鳴らす人々もいた。とりわけ、100名を越す中堅・若手の経済学者が結集して「近代経済学者による大型合併に対

する意見書」¹⁾と題する反対声明を公開した行動は、その当時、事件と呼べるほど異例の事象であって、大きな反響を呼んだ。それだけに、彼らが結束して反対行動を取るに至った経緯はどのようなものだったのか、原始独占禁止法(以下では《独禁法》と略称)が戦後改革の一環として成立してから現在に至るまで続く産業政策と競争政策の緊張関係のなかで、この事件はどのような意義を担っているのか、そして当時の経済学者たちが標榜した反対根拠は、日本の製鉄業のその後の展開の歴史に照らして、また独禁法と競争政策に関する理解の進化に照らして、どこまで正当化される論理構成だったかなど、興味深い論点は山積している。これらの論点を意識しつつ、競争政策研究センター(以下《CPRC》と略称)では当時の経済学者の反対活動で中心的な役割を担われた小宮隆太郎教授(当時は東京大学経済学部助教授)をお招きして、経済学者が反対行動に結集した経緯とその背景および反対根拠を中心に、2度にわたるインタビューを行った。本論文は、インタビューの筆記録を編集した原稿に対して小宮教授の加筆・訂正を得て、われわれ両名が最終的に纏めたものである²⁾。

* この論文の基礎となったインタビューは、2008年2月1日(第1回)、2008年2月15日(第2回)の2度にわたって、いずれも公正取引委員会11階の官房第1会議室で行われた。その当時、鈴村興太郎は公正取引委員会・競争政策研究センター(CPRC)の初代所長、岡村薫は同センターの研究員を務めていた。このインタビューの設置や資料収集に協力され、2度のインタビューにも出席されたCPRCの林秀哉氏(名古屋大学大学院法学研究科准教授)、垣内晋治氏、岡本康利氏に感謝申し上げたい。この論文で林氏が発言された部分は、第3.4節の一部である。当初はCPRCの業務の一部としてCPRC Discussion Paper Seriesに岡村・鈴村・林の連名で書かれたこのインタビュー論文を、公開のために大幅に改訂・拡充する作業は岡村・鈴村の両名によって行われ、鈴村がTrinity College, Cambridge UniversityのVisiting Fellowとして招聘されて英国に滞在中の2011年8月に、投稿用の最終稿が作成された。優れた研究環境を提供されたTrinity Collegeに対して、厚く感謝申し上げたい。また、本誌『経済政策ジャーナル』に公表される原稿の作成段階では、編集委員会の千田亮吉氏(明治大学商学部教授)の詳細なコメントから裨益することができた。ここに明記して感謝したい。

1) この意見書は「大型合併と国民経済 八幡・富士問題をめぐる財界首脳と近代経済学者の論戦」『週刊東洋経済』1968年7月3日号, pp. 4-46に公表されている。

2. 日本の独禁法と競争政策：戦後改革から1960年まで

2.1 競争政策との最初の出会い

CPRC 小宮先生のお話を伺う前に、議論の土壌を共有する目的で、当時の日本の経済学界を取り巻いていた状況を簡単に確認したいと思えます。

戦争直後の日本の経済学の主流はマルクス経済学によって席捲されていて、経済の実証分析もマルクス経済学の概念的枠組みに依拠する研究者の影響が強かったと理解しています。マルクス経済学者以外ではドイツ歴史学派の流れを汲む学者が多く、マルクス経済学者のうちにもドイツ歴史学派の流れと合流したひとが多かったと考えています。戦後しばらくの間、日本の近代経済学は主に理論的な研究に傾斜していて、近代経済学に基づく実証研究が高い水準で盛んになったのは、おそらく1950年の半ば以降のことではないかと思えます。この状況に強いインパクトを与えたのは、1950年代から60年代にアメリカおよびイギリスへ留学した若い経済学者たちでした。留学から帰国した彼らは、近代経済学の概念的枠組みと分析道具を駆使する日本経済の実証分析によって日本の経済学界に新鮮な影響を及ぼしました。小宮先生が1959年秋の理論経済学会・計量経済学会における報告を踏まえて、翌年『経済セミナー』誌に公表された「日本における経済学研究について」

2) 八幡、富士の合併事件を含む大型合併の実証経緯に関して、詳しくは公正取引委員会事務局編 [1977]、『独占禁止政策30年史』を参照していただきたい。さしあたり、企業合併に関する日本の独禁法裁判の事例は八幡、富士両製鉄の事件を含めて2例（もう1例は東宝・スバル事件であって、公取委審決は1950年9月29日、東京高判は1951年9月19日、最判は1954年5月25日に出されている）しか存在しないこと、この合併が実現すれば日本最大の鉄鋼メーカーとなるのみならず、世界の粗鋼生産量でアメリカのUSスチールに次ぎ、英国鉄鋼公社と第2位を争う規模の企業が誕生することになったという事実のみ、ここで確認しておきたい。

て」は、現実の日本経済の実証研究に大きな影響を及ぼした画期的な提言だったと評価されています³⁾。とはいえ、日本の経済政策思想の中核には、当時の標準的な経済学の考え方には収まらない秘教的な通念が根強く存続して、経済学者との率直な意思疎通の障害となっていたことも事実でした。貝塚啓明教授が日本の産業政策の定義を自問自答して「産業政策とは通産省が行う政策である⁴⁾」という皮肉な表現をされたのは、まさに正鵠を射た指摘だったと思えます。

1960年代の日本経済の高度成長と国際経済システムへの復帰を経て、1960年代後半に浮上した八幡、富士合併問題の背景として、日本の経済学界の動向に関するこのような最小限の理解を前提にしたいと思えます。

それではインタビューの本論に入ります。小宮先生は標準的な経済理論を現実問題に適用することの重要性を早くから説いてこられました。八幡、富士の合併問題に対する先生のご関心は、どのような発想と経緯に発端するものだったのでしょうか。

小宮 八幡製鉄所と富士製鉄所が合併することを公表したのは、1968年のことですね。当時私は、八幡、富士合併事件という個別のケースに対してのみではなく、独禁法や競争政策に関して多少とも学んでいました。そもそも独禁法や競争政策に関心を持ったのは、1956年から59年にかけてハーバード大学に留学していたときの経験が契機となっています。

留学当時、私はすでに東京大学の助教授でしたから、学位を取るような留学を認めてもらうわけにはゆかなかった。もっとレベルの高いことを勉強するためにハーバード大学のワシリー・レオンティエフ教授⁵⁾のところに行きまし

3) 早坂忠・正村公宏 [1974]、『戦後日本の経済学 人と学説にみる歩み』[日経新書] 日本経済新聞社、p. 73。

4) 貝塚啓明 [1973]、『経済政策の課題』東京大学出版会、p. 167。

5) Wassily Leontief (1905-1999)。投入産出分析の創始

た⁶⁾。私が留学していた当時のアメリカの大学院では、経済理論と経済史と統計学が最も重要な必修科目でした。最初の1年半か2年程度で必修科目の単位をとり、その後「一般試験」と呼ばれる少人数の口頭試問を受けます。Thesis Prospectusへと進むためには、この口頭試問に合格しなくてはならないのです。この口頭試問では、試験担当の4~5人の先生から現実起こっている経済問題が出題されるため、アメリカの学生は「一般試験」の半年位前から『ニューヨーク・タイムズ』や『フィナンシャル・タイムズ』などの経済記事をかなり読む必要があります。新聞記事にある経済問題について、経済学的な観点から答えるという応用経済学の知識が多少なりともないと、Ph. D.論文の執筆に進めない仕組みでした。応用経済学の重要な分野は金融論、財政学、国際経済学、産業組織論でした。当時のアメリカの産業組織論では競争政策がかなりの比重を占めていました。これらの分野に私は多少なりとも関心を持つようになりました。

ところが、私が日本に帰ってきてみたら、こういう問題を研究している経済学者はほとんどいなかったのです。

CPRC 小宮先生が館龍一郎先生⁷⁾と共著で1964年に出版された『経済政策の理論』（勁草書房）は先ほど列挙された応用経済学の諸分野を網羅的に扱って、分野横断的な経済政策論を展開しておられます。特に、最後の部は産業組織論を取り扱って、そこで独禁法の話も登場しています。こうしたテキストブックを書かれた

者、「投入産出分析の発展と、重要な経済問題に対する投入産出分析の応用」を称えて、1973年度のノーベル経済学賞を受賞。

6) 小宮教授は1956年6月より1959年3月までアメリカに留学された。最初の1年はVisiting Scholarとして研究された後、都留重人教授を通じてレオンティエフ教授とめぐり合っており、1957年6月以降はレオンティエフ教授が主催するHarvard Economic Research Projectに勤務された。

7) 館龍一郎 (1921-2012)。当時は東京大学経済学部教授。

のは、アメリカの経済学界と日本の経済学界における教育の仕組みのギャップを埋める意図を、先生がお持ちだったからでしょうか。

小宮 あの本は、1959年から1964年までの間に『日本経済新聞』の「やさしい経済学」欄に掲載した記事その他の論稿を集めて一冊の本にしたものです。『日経』の「やさしい経済学」は、その当時一橋大学と東京大学の経済学者が交代に1人ずつ書く方針で、『日経』の社主・円城寺さん⁸⁾が都留重人先生⁹⁾と私の先生（木村健康教授¹⁰⁾）と3人で相談されてスタートしました。私は経済学の基本的な考え方を書くと思って執筆しました。

私の経済学の考え方は他の経済学者とはちょっと違っていると思います。私は、経済学で理論を習っても、実際にそれが使えなければ意味がないと思っています。現実の経済に対して理論を使うことが、経済学を理解する上で非常に大事だと考えるのです。

先ほども言いましたが、アメリカでは博士論文を書く前に「一般試験」で口頭試問を行って、学生が現実の経済問題に理論をどの程度適用できるかをテストします。日本の経済学教育にはそうした要素が現在でもほとんどないのではないかと思います。具体的な日本の経済問題と理論を結び付ける視点こそ、日本の経済学に最も欠けている点ではないでしょうか。

例えば、ポール・サミュエルソン¹¹⁾、ジョセフ・スティグリッツ¹²⁾、ポール・クルーグマン¹³⁾が書いた経済学のテキストブックには、

8) 円城寺次郎 (1907-1994)。日本経済新聞社の社長在任期間は1968年-1976年。

9) 都留重人 [1912-2006]。当時、一橋大学経済研究所教授。

10) 木村健康 (1909-1973)。当時、東京大学経済学部教授。
11) Paul A. Samuelson (1915-2009)。「静学及び動学的経済理論の発展に対する業績と、経済学における分析水準の向上に対する積極的貢献」を称えて、1970年度のノーベル経済学賞を受賞。

12) Joseph E. Stiglitz (1943-)。「情報の非対称性を伴った市場の分析への貢献」を称えて、2001年度のノーベル経済学賞を受賞。

実例がたくさん書いてあります。実証と理論を結びつけないと経済学にはならないのです。ところが、日本語のマクロ経済学のテキストには、失われた10年とバブルについてほとんど書かれていません。日本の大学にはほとんど経済学部があって、マクロ、ミクロの経済学の教育を担当している学者が大勢いるにもかかわらず、日本の事例がほとんど載っていないテキストブックが使われています。みんな学校で勉強することと実際の日本経済の現象は別だと思っているのです。それを直さない限り日本の経済学は進歩しないと思います。

2.2 日本の独禁法の背後にある特殊事情

CPRC 話を少し戻します。先生はアメリカから帰国された後、独禁法と競争政策に関心を持ち、現実の問題としてそれを経済学的に分析しようと思っておられたとのことでしたが、当時の日本の独禁法と競争政策に対して、先生はどのような認識をお持ちになっていたのでしょうか。

小宮 日本の独禁法及び競争政策を考える前に確認しておかなければならない点は、日本の独禁法の成立過程には他国にない特殊な事情があったということです。この事情を理解するためには、日本と同様に敗戦国となったドイツと比較して、日本の特殊性を照らし出すとよいと思います。

日本は戦争に負けて、GHQ(連合軍最高司令部)による占領時代が続き、その時期に、戦後経済改革と言われるものがいくつか実行されています。まず農地改革、それから労働基準法、労働組合法、労働関係調整法という労働3法による改革が行われました。これらの改革は、いずれも戦前に多少の萌芽があったものです。ところが、その次に行われた財閥解体と独禁法の制定は、敗戦処理の過程で全く新しく

登場してきた改革案でした。

財閥解体が行われた背景には、日本が他国を侵略したときに財閥が大いに協力したという側面があります。戦後経済を民主化するにあたって、経済力の過度集中を排除するための改革の一つとして、これが最初に行われました。占領初期には、財閥解体によって日本の経済力を弱体化させようという観念も占領国側(アメリカ・イギリス)にはかなりありましたが、朝鮮戦争によってソ連との対立が厳しくなり、そういう観念がなくなりました。

当時存在していた大財閥は三井、三菱、住友、安田の四つですが、そのうちで本当に財閥らしい財閥は三井、三菱、住友でした。それら3財閥には財閥本社があって、それが三菱なら三菱と名前がつく会社の株の圧倒的多数を所有して、さまざまな重要案件を決定していました。財閥解体は、本社の持つ株式を分散させ、個々の会社も全部細かく分けるやり方で実行され、純粹持株会社は一切認められなくなりました。1997年に禁止規定が廃止されて持株会社が再び認められるようになるまで、日本では純粹持株会社を原則的に禁止するという状況が続いていたのです。

当時の日本の経済界のみならず政界でも、財閥が強制的に分割・解体させられたことに、かなり後の時期まで多くの関係者が怨念を持っていました。独禁法に関しても、日本とは全く異なる質的な法律が外国から持ち込まれたという認識が広範に持たれていました。特に、戦争で負けた世代の財閥関係の人々の間には、解体された財閥を元に戻したいという思いが非常に強く存在していました。独禁法や公正取引委員会(以下では《公取委》と略称)に対する世論の支持が多少とも得られるようになるのには、長い年月がかかりました。

CPRC 日本とドイツでは、共通して戦後復興の過程で独禁法が制定されています。日本とドイツの大きな違いはどこにあるのでしょうか。
小宮 第二次大戦直後には、アメリカがシャー

マン法を持つのみで、その他の国には独禁法も競争政策もありませんでした¹⁴⁾。ただし、シャーマン法の根底にはイギリスのコモン・ローがあります。コモン・ローは議会が制定したのではなく、裁判官の判決の積み重ねによって形成されてきました。コモン・ローには「買い占め」を意味する“cornering”の規定があり、それは違法とされていました。そうした考え方の延長線上に、1890年に成立したアメリカのシャーマン法がありました。アメリカの独禁法の淵源を迎えれば、イギリスのコモン・ローに辿り着くのです。

イギリスでは、“cornering”は違法という判断は続いていたのかもしれませんが、独禁法はありませんでした。いわんや他のヨーロッパ諸国には、独禁法に当たるものは皆無だったので、ヨーロッパでは、日本よりも後に「競争政策」あるいは「競争維持政策」と呼ばれるものができましたが、どちらかといえばカルテル規制に重点があって、日本ほどには「私的独占」の禁止と規制は重視されてこなかったようです。実際には、日本でも競争政策のなかで「私的独占」が「重視」されてきたとは到底言えません。独禁法の条文では「私的独占」は大きな顔をしています。

ただし、ドイツ(東西ドイツの統一までは西ドイツ)の場合には、戦前ことにナチスの支配下では、日本と同様にカルテルを奨励してその結成を指示までしていたのですが、戦後しばらく経って初めて「競争維持政策」を重視するようになっていきます。

CPRC 日本が独禁法と競争政策に対して抱いていたルサンチマンは、ドイツでは存在しなかったのでしょうか。

小宮 ドイツも日本と同様に第二次大戦の敗戦国であり、アメリカ軍・イギリス軍の占領地域

ではかなり厳格な「経済力集中排除」政策が採られました。とはいえ、日本とは異なって占領下では「競争政策」に関する法律は制定されず、占領が終わって初めて本格的な競争政策の法律が制定されています¹⁵⁾。カルテルはナチスの時代の経済政策と結びついて記憶されてきた側面もあり、日本のような独禁政策に対する違和感、ルサンチマンは、西ドイツにはあまりなかったようです。むしろ、ドイツの民間経済人の中にはナチの経済政策に対する反感が強く、カルテルや統制のない《自由経済》が歓迎されたのではないかと思います。

日本の独禁法は占領下における帝国議会最後の立法ということで、1947年の4月に制定されています。その点では、日本の方がドイツよりもはるかに従順だったのです。おそらく4国の分割統治ということが、占領下のドイツに憲法と独禁法ができなかったことと密接に絡んでいるように思います。それに加えて、占領統治下で国の根幹に関わる方針を決めることを、ドイツ人は望まなかったのではないのでしょうか。CPRC 先ほど《自由経済》という言葉が登場しましたが、同時期の日本にも《自由経済》という発想はあったのでしょうか。

小宮 日本の戦後経済の特徴を捉えるためには、戦前から考えていくことが重要です。戦前の日本で行われていた統制経済は、日本の特徴として挙げるができるでしょう。統制経済下の日本では、競争することが望ましいとか、プライス・メカニズムでいろんなことが調節されるのが経済の本来の仕組みだという観念は、非常に乏しかったと思います。私の言葉ではマーケット・メカニズムといいますが、同じことはプライス・メカニズムと言い換えてもよいでしょう。現在の新聞ではこうした言葉も目にするがありますが、当時の日本ではそうした理解は《自由経済》という言葉で表現していたと思

13) Paul R. Krugman (1953-). 「貿易パターンと経済活動の立地に関する分析への貢献」を称えて、2008年度のノーベル経済学賞を受賞。

14) 1945年以前に競争関係法を有する国には、OECD加盟国のなかではアメリカ以外にカナダ(1889)、オーストラリア(1906)、メキシコ(1934)、ポルトガル(1936)があった。

15) 「競争制限禁止法」(1957年7月27日公布、1958年1月1日施行)。

います。英語には《自由経済》に相当する言葉はおそらくないと思います。

CPRC 英語で表現すれば《フリー・マーケット・エコノミー》とでもいうのでしょうか。小宮 そうなるとどうしても《マーケット》を入れないと意味を成しませんね。日本語を直訳して《フリー・エコノミー》としたら大変なことになる。それでも日本では《自由経済》という言葉が比較的頻繁に使われていました。

この言葉が意味する自由経済の思想が多少ともあったのは、東洋紡¹⁶⁾とか日清紡¹⁷⁾といった関西の紡績会社でした。これらの企業の人々が自由経済思想を持ちえた背景には、東京から離れていたという事実と、輸出で繁栄していたという事実が挙げられると思います。これらの企業では、世界各地の原綿を輸入して、それを製品へと加工していました。日本において綿業が世界でも有数なものとなったのは、紡ぐ前の綿の段階の混綿技術に優れていたからです。その技術を背景に、この2社をはじめ綿紡績の会社は世界中を相手に原料を購入して、製品を販売していたのです¹⁸⁾。

こうした企業以外には、経済界で自由なほうが良いというひとは、日本にはほとんどいませんでした。戦前の日本ではどうだったかは知りませんが、戦後の財界では電力会社と銀行、鉄鋼など、政府との結び付きが非常に強い企業の発言権が大きかった。そうした会社において、自由・独立で世界を相手に競争するという気持ちを持って財界でも積極的な役割を果たしたひとは、私を知る時代ではほとんどいなかったと思います。国際的な感覚を持つ財界人は非常に少なかったのですが、日本郵船株式会社の有吉義弥¹⁹⁾氏は、ロンドン駐在の期間が長く、当

時の数少ない国際的な感覚を持ち合わせた財界人の稀な例だと思えます。

また、戦前の日本では、ドイツと同様に、カルテルが奨励されていました。カルテルを作り、それを通じて何でも決めていたのですが、こうした行動が生まれる背景には、概して日本には競争やアウトサイダーを望ましくないものだとする観念があったのではないのでしょうか。

CPRC ドイツにおいて、《自由経済》の思想が競争政策として受け入れられたのは、なぜなのでしょう。

小宮 《自由経済》思想のバックボーンともいえるべき人々が、西ドイツにはいました。ドイツ西南部にあるフライブルク大学の教授であったワルター・オイケン²⁰⁾をリーダーとする《フライブルク学派》の人々、あるいは“ordoliberalism (neo-liberalism)”, “German neo-liberalism”の人々が、自由主義経済の流れを思想的に支えていました。彼らの考えが戦後ドイツの経済政策に生かされていったのです。

西ドイツの初代首相コンラート・アデナウアー²¹⁾のもとで14年間にわたって経済相を務めて、第二代首相となったルードヴィッヒ・エアハルト²²⁾は、オイケンの自由主義思想の影響を強く受けたと言われていて、自由な市場システムと社会福祉政策を組み合わせた《社会市場経済》(Soziale Marktwirtschaft)の政策を展開しました。社会市場経済とは、福祉を重視すると同時にマーケット・エコノミーも重視する考え方でした。

この考え方にオーストリア出身のフリードリッヒ・ハイエク²³⁾が親近感を持って、シカゴからフライブルク大学に移ってきました。ハイ

エクは、グンナー・ミュルダール²⁴⁾とともに、1974年にノーベル経済学賞を受賞しています。

このように、ドイツの経済政策の一方にはナチズムのような極端な思想がありましたが、他方には自由な市場でいろんな物事が調整されるのがよいという考え方もあって、ナチが滅びたあとの戦後ドイツの第1代の首相、第2代の首相は、自由経済思想に基づいた経済政策を採用したのです。

戦前の日本では、自由主義者と呼ぶに相応しい人々は寥寥たるものです。石橋湛山²⁵⁾、吉野作造²⁶⁾、清沢沢²⁷⁾、河合栄次郎²⁸⁾くらいでしょうか。吉野作造さんは経済のことはあまり扱っていませんし、河合栄治郎さんも哲学・思想を主にしていました。所属こそ経済学部でしたが、河合さんは経済学にはあまり通暁しておられなかったようで、イギリスのトーマス・ヒル・グリーン²⁹⁾の自由主義に基づく社会主義思想に関する本を書きました。

これらの人々は自由主義者ではありませんが《自由経済》思想の支持者とは必ずしも言えないと思います。強いて挙げれば石橋湛山ですが、経済問題に関して石橋湛山は《自由主義者》というよりはケインジアンでした。ジョン・メイナード・ケインズ³⁰⁾は当時のイギリスの「自由党」の支持者であって「リベラル」ではありましたが、「真性」の「リベラル」達にはケインズおよびケインジアンは政府介入の必要性を強調する「干渉主義者」であるとみなしていました。日本には自由主義一般、殊に経済面での自由や市場経済中心という観念が乏しかったと思います。それが日本とドイツが大きく違うところ

少し話がずれますが、歴史的な事件について考えるときには、歴史の流れをつかむことが非常に大事な視点です。ケインズが『一般理論』³¹⁾の最後のところで、経済政策は利害関係の調整の中で決定されると考えている人々も、実際には過去の時代の支配的な観念に囚われていて、その影響の方がはるかに重大な経済政策の決定要因であると指摘しています。人々は一世代前の経済学者の破綻した考え方に囚われて、その考え方を通して経済政策のことを考えているとケインズは指摘しています。人々が受け入れる観念は大体20歳代までに固まって、30歳を過ぎるとなかなか変わらない。ケインズが『一般理論』を書いていろいろ説得しても、年長の人たちはほとんど全く受け入れませんでした。ジョセフ・シュンペーター³²⁾もケインズと同主旨のことを言っています。彼によれば、経済学者の重要な仕事はすべて30歳代以前にやり終えています。ケインズの場合であれば、*Economic Consequences of the Peace*に彼の考え方の基本的なことは全部書かれています。あれはケインズが36歳頃の作品です。マルクス³³⁾の『共産党宣言』もそうです。あれは30歳そこそこで書かれていますね。

1960年代当時の資料などをお読みになると、現在とは随分違うなどお感じになると思いますが、これまでお話ししたような背景が、日本の独禁法の特異な成立事情としてあったことを認識しておくべきだと思います。

2.3 公取委の冬眠時代

CPRC 1947年に日本の原始独禁法が成立しましたが、同年に公取委は銀行カルテルに対して最初の審決を出しています³⁴⁾。この案件を含

16) 東洋紡績株式会社。1882年創業の日本の紡績業界の各門企業。本社は大阪府大阪市。

17) 日清紡績株式会社。1907年に設立されたが、2009年に主要事業を会社分割して、日清紡ホールディングス株式会社という持ち株会社に移行。現在の本社は東京都。

18) 詳しくは、1884-1963年に東洋紡会長を務めた関桂三氏の『日本綿業論』(1954)を参照せよ。

19) 有吉義弥(1901-1984)。日本郵船社長、会長を歴任。

20) Walter Eucken(1891-1950)。

21) Konrad Adenauer(1876-1967)。

22) Ludwig Erhard(1897-1977)。

23) Friedrich Hayek(1889-1992)。ノーベル経済学賞の受賞理由は、「貨幣理論及び経済変動理論に関する先駆的業績と、経済現象・社会現象・組織現象の相互依存関係に関する鋭い分析を称えて」というものだった。

24) Gunnar Myrdal(1898-1987)。

25) 石橋湛山(1884-1973)。

26) 吉野作造(1878-1933)。

27) 清沢沢(1890-1945)。

28) 河合栄次郎(1891-1944)。小宮教授のゼミの先生である木村健康教授の指導教授。

29) Thomas Hill Green(1836-1882)。

30) J. M. Keynes(1883-1946)。

31) J. M. Keynes[1936], *The General Theory of Employment, Interest, and Money*, Macmillan.

32) Joseph A. Schumpeter(1883-1950)。

33) Karl Marx(1818-1883)。カール・マルクスとフリードリッヒ・エンゲルスの共著『共産党宣言』は、1848年に出版されている。

34) 昭和22年(判)第1号「株式会社帝國銀行他27名に

めて、その年には5件の審決が出されました。しかし、翌年の審決数は2件に減少しています。その後審決数は徐々に増えていきましたが、やがて《公取委の冬眠時代》と呼ばれる時代に入って、ただ単に審決数が少ないのみならず、公取委の組織も最小となった1953年に至ります³⁵⁾。この時期の独禁法と公取委を、先生はどのように見ておられるでしょうか。

小宮 公取委がほとんど機能しなかった背景には、一つには通産省（現在の経産省）による輸入割当制度をはじめ、戦時中の統制経済から引き継がれてきた各種の割当制度の存在があります。1950年代に至るまで、日本では激しいインフレと厳しい経済統制が続いていました。通産省は、原材料の輸入割当を通じて生産量を割り当て、外国からの新技術の導入については外貨による支払いを許可制にすることによって、民間企業を長くコントロールしていました。また、銀行貸し出しや社債発行についても、大蔵省（現在の財務省）や日銀による割当制・金利統制が行われていました。物資にはマル公と呼ばれる公定価格が決められて、その価格で売買しなければなりません。公定価格を決めるために企業はカルテルを作り、そこで生産量から資材の配分に至るまで経済統制が実行されました。政府は結成されたカルテルを利用して、その指示の実効性を確保してきたのです。

当時、通産省が輸入割当を行った理由は、日本の外貨準備が乏しいことでした。国内の企業が海外の企業に技術のロイヤリティーを払うにせよ、ライセンス契約を結ぶにせよ、外貨が少ないために通産省から許可をもらわない限り特許料を払うことができなかったのです。通産省は多数の許認可権限を持っていましたが、なかでも最も重要なのは、輸入と技術導入に関す

対する件」同意審決（審決集1-1）。

35) ここでの「冬眠時代」という表現に関連して、たとえば高瀬恒一・黒田武・鈴木深雪（編）[2001]『独占禁止政策苦難の時代の回顧録』公正取引協会では、特に1957年から1961年の間を「公取委の休眠期」と称している。

る許認可権限でした。それが1950年代の状況でした。この状況下の統制経済とインフレの時代には、公取委はやることがなかったのですが、1951年過ぎから一時的に審決に至るケースがかなり増加しました。これは物価統制が廃止されたことを背景にした一時的な現象であり、いわゆる公取委の冬眠時代はその直後にやってきます。審決集を見ても、1年間に6件とか7件とか、ごくわずかな審決しかありません。

公取委が冬眠時代を迎えた一つの理由には、その当時の公取委が優勢な経済官庁と衝突していたことが挙げられます。公取委の委員長は、大蔵省出身のひとが多かったのですが、そのうちの1人に長沼弘毅³⁶⁾という人物がいたことをご存知でしょうか。おそらくシャーロック・ホームズの研究の方が有名な方ですが、大蔵省で次官まで勤めた後に、公取委の委員長に就任しました。長沼さんがどこかに書いたエッセイには、委員長に任命されたとき池田勇人さん³⁷⁾が肩をたたいて「君の仕事は何もやらないことだよ」と言った言葉に送られて、公取委に着任したと書いてあります。なにもやるなど言われて委員長になること自体が驚きですが、その逸話をエッセイに書くことはさらに驚きです。公取委の冬眠時代の一つの逸話です。

私のもう一つの思い出は、新聞社が購読料を協定して値上げする行為に関わっています。その当時、『日経』以外の『朝日』『読売』『毎日』『産経』は、同じ時期に同じ幅で購読料を引き上げるのが慣行でした。公取委の事務局はこの値上げを独禁法違反ではないかと指摘して、トラック1台分が2台分に相当する膨大な証拠を収集・調査して、新聞各社が共謀して一斉に値上げしたことは間違いないという判断に到達し

36) 長沼弘毅（1906-1977）。1958年3月、公正取引委員会の第三代委員長に就任。

37) 池田勇人（1899-1965）。第一次岸信介内閣（1957.2.25-1957.7.10）において大蔵大臣を務め、日米安全保障条約の改訂後に岸内閣が退陣した後に、首相を務めた。長沼弘毅氏は第2次岸内閣のもとで公取委委員長に就任している。

ました。委員長もそう考えたのでしょうか。ところが肝心の公取委の委員会では、この共謀的な価格引き上げの拘束力に関する確実な証拠は存在しないと行って、結局この共謀行為を不問に付しました。つまり、協定価格を決めたにもかかわらず、どこかの新聞社がそのとおりの価格設定を実行しなかったとき、どのように制裁するかに関して何も決めていなかったから、この共謀行為は拘束力のある決定とは認め難いという判断を下したのです³⁸⁾。私はこの決定は言語道断だと思います。協定に違反したときの制裁方法まで決めていなくても、共謀して一斉に値上げをしてそれが罷り通った以上、拘束力がある行為であるというべきです。一斉に価格引き上げをしたという共謀の証拠は十分にあるが、協定を守らなかったメンバーへの制裁方法に関する決定の証拠がないから無罪放免にするという判断は理解に苦みます。この頃から、公取委の事務局はやる気をなくしてしまったようです。公取委の冬眠時代は、このようにして始まったのではないかと私は思っています。CPRC 公取委の冬眠時代を招いた背景には、通産省との対立があったというお話でしたが、官庁間のこうした対立は諸外国でも見られたことだったのででしょうか。

小宮 新聞に関する上記の話は、通産省と公取委の対立というよりも、新聞各社が政治家・内閣に働きかけたのではないのでしょうか。当時、新聞や出版の監督官庁は公式にはどこの役所なのかと通産省の人に訊きましたら、「軽工業局の紙業課ですかね」という答えでした。輸入する紙の割当を担当していたのでしょうか。監督官庁という仕組みは日本独特のシステムだと私は思います。

1960年代にドイツに行ったとき、私はドイツで自動車産業を担当しているのはどこの役所で、何人ぐらいの人が実際に担当しているのか

38) 昭和34年（査）第8「株式会社朝日新聞社ほか29名に対する件」（昭和34年8月13日不問決定）昭和34年度公正取引委員会年報、pp.79-80。

と、後に西ドイツの経済相・財務相になったハンブルク大学教授のカール・シラー³⁹⁾に尋ねたことがあります。すると彼は、経済省で自動車産業の統計を担当しているひとは2人いるけれど、それ以外には自動車産業を担当しているなんてひとはいないと答えたのです。日本では、通産省は製造業一般、食品加工業は農水省、造船は運輸省、製薬は厚生省といった具合に、この産業はどこの官庁が担当するという管轄は、全部決まっているのではないのでしょうか。日本以外の先進諸国では、こういう管轄区分の決まりは存在しないのではないのでしょうか。

かつてOECDは、インフレなき成長について研究するために専門家8、9名位で構成されるグループを作って、私もその委員として参加していました。ポール・マクラッケン⁴⁰⁾をチェアマンとするこのグループ（通称マクラッケン・グループ）の委員の1人だったレイモンド・バル⁴¹⁾というフランス人に、私がフランスの貿易省では何人ぐらいが仕事をしているのかと聞いたところ、officerは20人位だとのことでした。私が知る限りでも、当時の日本の通産省には通商局と通商政策局があって、職員総数が20人などという規模ではありませんでした。フランスの10倍でも済まないほどにいたのではないのでしょうか。ところがフランスの貿易省は総数20人ですから、個々の貿易に携わる企業を主管官庁として監督するという観念は、フランスにはないのだらうと思いました。CPRC 電気通信産業を例として考えると、郵政省（現在の総務省）がこの事業を管轄していた時代には省内の電気通信局で大体20人位の官僚が規制業務を担当していました。これに対してアメリカで電気通信を管轄するFCC（Federal Communications Commission 連邦通信委員会）にはエコノミストと弁護士を合わせて膨大な数の雇用者がいて、アメリカの方が巨大な組

39) Karl Schiller (1911-1994).

40) Paul W. McCracken (1915-).

41) Raymond Barre (1924-2007).

織で電気通信産業の規制を担当していました。この規模の組織を持ってすら、伝統的な公益事業規制を電気通信事業に対して適用しようとすれば、規制機関と被規制企業との間の非対称情報の壁は乗り越え難かったため、結局は誘因規制を導入する方向に規制方法を変更する選択が行われたのだと、私は理解しています。この例を念頭に置けば、規制機関の規模に関する先生の観察事実とは逆の事例もありそうに思われるのですが……。

小宮 アメリカの電気通信産業の場合には通信法(The Communications Act)があり、その法律に定められたことを実施・監視する部局が決まっていると思います。私は法律・制度のことはよく知らないのですが、日本の場合には各官庁の行政的な権限はあまり細かいところまでは規定されていなくても、一般的な監督権限によって縦割りで民間企業がコントロールされているという点に違いがあるのではないのでしょうか。

日本では、どこかの産業で難しい問題が発生すると、総理大臣はその産業を専ら管轄する省庁の大臣を呼びつけて、すぐに善処せよと指示します。たとえば、20~30年も前のことですが、民間の会社が新しい形の社債を発行したいと考えたとき、その会社は証券会社と相談して、証券会社は大蔵省証券局の担当課にいて相談する(あるいは頭を下げて頼む)。アメリカであれば、そんなことはしないで、証券会社が社債を専門とする弁護士と相談する。役所が何と言っても、決定的なことは裁判所で裁判に勝るかどうかだから、とのことでした。

アメリカの場合には、たとえば反トラストの事例であればFTC⁴²⁾と司法省の両方が管轄しています。司法省の反トラスト部局には弁護士が150人位いるそうですが、それぞれの担当業務は法律で明確に決まっているのではないのでしょうか。日本の八幡、富士合併事件のように、競争政策、独禁法の担当ではない大臣や官僚が

合併賛成の旗を振るというようなことは、アメリカではありえないのではないのでしょうか。

CPRC アメリカの場合には、先ほどの電気通信規制の例でいえばFCC⁴³⁾と司法省が関係してくる上に、各州の公益事業委員会も州内の規制を管轄する権限を持っています。ある事業に対する監督権限を専有する省庁が存在する日本の場合とは、事業規制に関係するステーク・ホルダーの構造に大きな違いがあるということなのでしょう。

小宮 そうですね。アメリカでは別にどこかの特定の官庁とも結び付きのない企業はたくさんあると思います。しかし日本はそうではない。最近はともかくとして、かつての日本では輸入割当、輸出許可、設備投資調整、不況カルテルなどは、通産省が監督官庁として専管していました。それに対して公取委がいろいろ言うことは、頭からけしからんという反応があったようです。

CPRC しかし、通産省にいくら権限があったとはいえ、法に基づかない行政指導による規制には、従う義務はないのではないのでしょうか。

小宮 法令には漠然とした行政指導の根拠が書いてあるだけだったのではないのでしょうか。監督官庁がどういふことを授權されているのか具体的に書かれておらず、企業が行政指導に従うべき法的な根拠ははっきりしない場合が少なくなかったでしょう。そこで通産省等の監督官庁は、輸入割当制・開銀融資・技術輸入の許認可を活用して、企業が行政指導に従うように誘導していたのではないのでしょうか。

CPRC 確かに、行政指導をバックアップする担保措置があってこそ、非公式の規制の有効性が保障されていたのでしょうね。しかし、これからお話しいただく1960年代には、行政指導の有効性を下支えしてきた割当権限は、日本が国際経済システムのフル・メンバーとして復帰

する過程で次第に失われていきました⁴⁴⁾。また、1994年には「行政手続法」が制定されましたから、行政指導の適格性を行政側と争う法的手段が、初めて被規制企業側に整備されたこととなります。それにもかかわらず、監督官庁による非公式な規制は、依然として存続しているように思われます。先走りになりますが、現状で企業側が行政指導に従う理由はどこにあるとお考えでしょうか。

小宮 現在でも、どこかに新工場を建設することになると、企業は地元と話し合わなければなりません。そのとき、本省がそのプランに賛成しなければ、地元との交渉は進まないでしょう。すべての省庁から県に官僚が派遣されていますので、その官僚を通して中央省庁の後押しを確保して、地元の県庁の後押しと市町村の後押しを獲得する梃子としなければ、新工場は建設できないのです。これは、企業が製造工場を建設する際に建設予定地の自治体から補助金をもらう場合にも、中央の管轄省庁がサポートしなければ補助金はもらえず、スムーズに話が進まないでしょう。

たとえば東京都がごみ処理施設を新たに建設する際には、建設会社にはすべて東京都の役人が天下りして、彼らが調整機能を果たしていると報じられています⁴⁵⁾。現在の日本のシステムでは、役人を經由して中央官庁の意向に添った行動を採らないと、物品を納入できないわけですね。また、警察官僚の定年は相対的に早いのですが、たいていの自動車教習所には定年後の警察官が1人か2人は行っているようです。警察官の天下りを受け入れない教習所はやってゆけないのでしょうか。交通信号機の納入の談合事件がありましたが、信号機を納入し

ている会社もほとんどが警察官僚の天下りを受け入れていると聞きました⁴⁶⁾。日本の公共調達の仕組みは、天下りのシステムと密接に結び付いている感じがします。このような慣行をやめると言うのなら、監督官庁の職員が定年で辞めた後どうするのかを考えなくてはならないでしょう。

冬眠時代が終わった後に公取委の活動が活発化し始めると、監督官庁の利害と衝突することがさまざまに生じて、独禁法の適用除外措置が導入されました。私は最近30年間のことはほとんど知りませんが、現在でも公取委がなにかやるといふときには、その業種の監督官庁と衝突することが往々にしてあるのではないのでしょうか。

悪質なケースの一例は石油のヤミ・カルテル事件だったと思います⁴⁷⁾。この事件の判決は私は詳しく読んでいませんが、石油のヤミ・カルテル事件は子供の「おねしょ」だというのが私の持論です。この事件では、石油会社がヤミ・カルテルを結んで一斉値上げすると決めたとき、その現場に石油業界を担当する通産省の役人が2人来ていたそうです。つまり、役所の指導で価格を一斉に値上げしようとしていたのです。ところが実際に値上げをしたところ、公取委から独禁法違反だといわれて石油会社は最高裁まで争ったのですが、結局石油カルテルは独禁法違反となりました。監督官庁の「指導」の下で値上げしたのですから、本来ならば「ヤミ」カルテルとは言えないのですが……。

子供は「おねしょ」したときに、夢の中でお父さんが「おしっこをしてもいいと言ったからおしっこをしたんだよ」と泣きべそをかいて言うことがあるでしょう。それと同じで、通産省

42) Federal Trade Commission (連邦取引委員会)。

43) Federal Communications Commission (連邦通信委員会)。

44) 日本は1955年にGATTへの加盟を認められたが、GATT 35条に依拠して日本への不適用を継続する国は1970年代まで存続した。これに対して、日本がOECDへの加盟を認められたのは、1964年のことだった。

45) 「40兆円の監査報告 公共事業はなぜ高い(2) 予定価格のペール」『日本経済新聞』1994年11月5日。

46) 平成16年(納)第99~103号「警視庁が発注する集中制御式交通信号機新設等工事の入札参加業者に対する件」(審決集50-657)。

47) 最高裁昭和59年2月24日第二小法廷判決(昭和55年(あ)第2153号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反被告事件)刑集38巻4号1287頁。

がカルテルをやるように指導して、その場に役人が2人もいたのに、後になってあれは違法だと言われ、最高裁では独禁法違反で敗訴して処罰されたのでは、業界としては承服しかねるわけですね。この事件は日本の産業政策と競争政策のコンフリクトの実態をよく象徴する「傑作」だと私は思うのです。通産省の行政指導に従わなければ、通産省から睨まれることになる。だからといって行政指導に従えば独禁法による摘発を受けて、裁判では通産省は知らん顔をする。これでは民間側も困惑すると思うのですね。

3. 八幡、富士の合併問題と近代経済学者

3.1 八幡、富士の合併問題

CPRC これまでの先生のお話によって、原始独禁法はGHQに押し付けられたものだという認識が日本では広く抱かれていたということ、原始独禁法の成立(1947年)から1960年代に至るまで、公取委の競争政策は通産省の産業政策と不断に衝突しつつ、往々にして産業政策に従属的なスタンスを余儀なくされていたことが浮き彫りになったと思います。こうした状況を背景にして、1968年に八幡製鉄と富士製鉄の合併計画が公表されました。この計画の公表に際して、小宮先生はどのような感想をお持ちになりましたか。

小宮 なぜ八幡製鉄と富士製鉄が合併しようとしたか、その計画が進んだのはなぜかという問題に関して、私の理解は次のようなものです。八幡と富士の合併後に誕生した新日鐵の最大の株主は日本興業銀行(興銀)でした。他方、興銀の筆頭株主は新日鐵でした。興銀は両社と「一心同体」だったように私は思います。

この事実は、興銀が八幡と富士の両方に融資していたことを示しているのですが、当時の興銀の中山素平⁴⁹⁾さんは、出資している両社が膨大な設備投資をして高炉を造り、過剰設備に

なったら困ると考えていました。両社が同時に着工して巨大な新設備が稼働すれば過剰設備となることは避け難く、しかも両社をはじめとして製鉄各社の財務状況はあまり良くありませんでした。この問題の解決の妙案は合併だと中山さんが着想したのではないのでしょうか。

CPRC 中山素平さんが合併の発案者、仲介者だったという推測には、事実の裏付けがあったのでしょうか。

小宮 そういう新聞報道もあったように思いますが、発表当日の新聞がどう書いたかは知りませんが、発表後しばらくたってからの報道は、この合併計画は中山素平さんのアイデアで進んだという論調でした⁴⁹⁾。

合併が実現した後の事実の経過は、八幡の君津工場が先に着工して、富士の大分工場はその後に着工しています。実際に高炉に火を入れて稼働したのは、君津では1968年11月、大分では1972年4月のことでした。この設備投資の調整がもたらしたベネフィットはかなり大きかったと思います。過剰設備が創り出されて鉄鋼の値段が急激に下がるとか、他の会社も困るといった事態が避けられたのです。

CPRC 八幡と富士が高炉建設の順序を決める際に、合併というほとんど究極的なカードを切る必要がなぜあったのでしょうか。合併による過剰設備の阻止から得られたベネフィットは大であったにせよ、だからといって合併の推進が必然的な選択であったと結論することはできません。その点について、もう少しお話を敷衍していただけないでしょうか。

小宮 設備投資調整の必要性が説かれたのはこのときが最初ではありませんが、合併という選択肢が議論されたことは従来なかったと思います。合併という究極的なカードしかないほどに、この当時の設備投資の調整は非常に難しい状態にあったのだと思います。その当時は、設備投

資の調整が業界の話し合いでまともにならない場合には、通産省が問題を預かって決めることが慣行とされてきました。通産省には《産業構造審議会》という公式の意思決定機構がありましたが、そこでまともにならない案件は通産省が預かって、自ら選択を行うという仕組みになっていたのだと思います。

これに対して、住友金属の日向方斎⁵⁰⁾さんは通産省の行政的な介入に絶対反対を唱えて、頑強に抵抗していました。結果的に見ると、八幡製鉄、富士製鉄と比較して、住友金属と川崎製鉄の設備シェアはだんだん増えてきていました。

住友金属が鉄鋼業界の設備投資調整に頑強に反対した理由は、おそらく企業として大きくなる過程でかなり苦労した経験に連なっていると思います。住友金属は、世界銀行に融資を依頼したとき、株価が額面すれすれの企業には融資できないと言われた苦い経験を持っています。そこで、戦後初めて「無額面株」なるものを発行して増資を行い、多少とも自己資本を増やした上で世銀融資を受けました。

住友金属が設備投資調整に強硬に反対していた理由としてもう一つ考えられる点は、東京と比較して関西の方が競争的なスピリットが多少とも強いことが挙げられると思います。すでに触れたように、関西の東洋紡とか日清紡の経営者には、お上の世話にはあまりならないという戦前の自由主義的な経済思想の気風が残っていました。日向さんも、そういう考えから設備投資の調整に強く反対しておられたのだと思います。

八幡、富士の両会社の企業体質は、戦後かなりの時期まで東洋紡や日清紡とは明らかに違っていました。両社の源は「官営八幡製鉄所」であり、鉄鋼は配給制だったからです。なにをどれだけ作って、どこにどれだけ配給するという戦争中の統制経済が完全に払拭されたのは、

1950年に始まった朝鮮戦争後のことではないでしょうか。

八幡製鉄、富士製鉄から鉄鋼を購入するために本社に行くと「諸商人待合所」というところで待たされる。そこで話し合って交渉がまとまれば、八幡、富士の担当者は「それでは供給しましょう」と言う、と聞きました。他の業界では買って下さればお客さんという感じだけでも、八幡、富士にはそういう観念は全然なかったというのです。合併事件が起こった時期の八幡製鉄と富士製鉄には普通の民間企業という体質はあまりなく、官営八幡製鉄所の後身でしかなかった。官営企業の痕跡を残した八幡製鉄と富士製鉄が、新規参入して競争スピリットが旺盛な住友金属や川崎製鉄とやり合って、ジワリ、ジワリ押されている——そういう時期だったと思います。

CPRC 通産省の産業への介入といえば、自動車産業に対しても積極的に集約化を推進して、規模の経済を享受するために車種を絞る国民車構想を立てるなど、さまざまな産業政策を試みしていました。鉄に対して通産省は、自動車産業以上に重点的にさまざまな行政的介入を行っています。鉄鋼の《公開販売制度》などはその最たるものだと思います。しかし、自動車産業の場合には通産省の政策意図はほとんど実現せず、あからさまに言えば失敗しています。これに対して鉄の場合には、通産省の考え方から言えばもっと積極的にかかわっていったように思われますが、八幡、富士の合併事件の場合には、通産省は具体的にどのような役割を果たしたのでしょうか。

小宮 いろいろ積極的にやっていたと思います。そのころ、東大の私のゼミの卒業生の1人から聞いたことですが、通産省の職員として民間企業の合理化計画を推進する仕事をして、民間企業に対する開銀融資を仲介するために、通産省と日本開発銀行を連日往復していました。自分は通産省で国のために働こうと思ってきたのに、民間企業のために働かされて、毎日開銀に頭を

49) たとえば、1969年10月31日付けの『朝日新聞』の記事「鉄鋼合併の内幕マンモス誕生まで(上)」を参照せよ。

50) 日向方斎(1906-1993)。元住友金属工業社長。

下げに行っているのはどうも面白くない、と言っていました。通産省は開銀融資のように民間企業に影響を及ぼすさまざまな梃子を持っていて、それを駆使して産業政策を推進していたのです。開銀融資以外にも、通産省は特許の輸入やライセンスの許認可権限を、別の梃子として持っていました。これらの梃子は、設備投資調整などを実行する際に、民間企業を従わせる手段として活用されたのです。

自動車業界には、通産省にお百度を踏んで優遇を求めるといったメンタリティが、他の業界と比較して少なかったように思われます。その当時の通産省と民間産業との関係は、個々の産業ごとにそれぞれ非常に違っていたのです。

東洋レーヨン⁵¹⁾が《室町通産省》と呼ばれた時期がありました。ナイロンが欲しいものは東洋レーヨンから買っていたのですが、その割当は東洋レーヨンが行っていました。ナイロンは現在よりもはるかに広範に利用されていて、供給が需要に追いつかない状態にあったのです。だからこそ、みんな東洋レーヨンの室町本社に押しかけて、購入割当をもらうために申請していたのです。室町通産省というあだ名はそこから付いたのですが、その事実から逆に通産省がどのように民間企業から見られていたか、よく理解できるように思われます。

3.2 財界・政界の賛成論

CPRC 八幡、富士の合併に対して財界の反応はどうだったのでしょうか。

小宮 財界は圧倒的多数で合併賛成の大合唱でした。公聴会⁵²⁾の記録を見ても、独禁法の知識なんか全く持たない人々が、賛成だ、賛成だと言っています。《価格監視機構》を設置するのであれば賛成だとか、研究開発を熱心にやるのであれば賛成だとか、まったく意味がないこ

とを言っています。しかし、賛成だと言っている大会社の社長などは、ほぼ全員が興銀に動員されて出て来たのだと思います。

どういう理由によるものかは知らないけれど、閣僚級の政治家のなかで宮沢喜一⁵³⁾氏をはじめ何人かは賛成論でした。この場合も賛成論者は本質と全く関係のない点に言及して、根拠薄弱な賛成論を唱えていました。国際競争力の強化につながるとか、経営基盤が改善されるとか、研究開発を熱心にするのであれば認めてやれとか、どれも全く無意味な論点です。公聴会の記録を見ても、問題を全く理解しないまま、単に賛成論の大合唱をしているのです。

私がこの合併計画に強く反発した一つの理由は、産業界、官界、財界が、独禁法と競争政策のロジックを理解しないままに、的外れな賛成論の圧力で押し切ろうとしたことです。こういう動きに対して私は大いに憤慨したのです。公取委は、独禁法を根拠法規とする準司法機関であって、独禁法にかかわる事件に関する判断については、一定の法的手順が規定されています。しかもこの手続きは、委員会の5人のメンバーが意見を述べて、多数決で最終判断を決定することになっています。

国税不服審判所も一種の準司法機関ですが、そこに何か案件が掛かって、ある会社がこれだけ納税しろと言われたことに不服を申し立てたとき、責任ある立場の政治家が日本の国際競争力にとってこの会社は大切だから納税額を負けてやれなどと言ったとしたら、誰が見てもオカシでしょう。それと同じことが、八幡製鉄、富士製鉄の合併事件について言われたわけです。今後、研究開発能力の強化に努めるならば会社に有利なように合併を承認するなど政治家が口出しをするのも、まったくオカシな話だと私は思います。

CPRC 企業合併の是非を判断する法的な手続きが独禁法に規定されていて、準司法機関であ

る公取委がその手続きを執行する正当な権限を専管的に賦与されているにもかかわらず、外野からさまざまな干渉が行われる。しかも、財界や産業政策当局のみならず、責任ある閣僚級の政治家までが干渉的な発言をするということに、先生は強く反発されたということですね。

小宮 ええ。法的な検討が肅々と進んでいるときに、なにも知らない人々が合併を認めてやれということをやたら言っていて、賛成論の旗を振るのが許せませんでした。この事件に関しては、やはり興銀の中山素平さんの影響力が強かったのですね。通産省の意見も非常に強かったと思います。この際に公取委にダメージを与えようという思惑も多少はあったのかもしれない。

3.3 近代経済学者の反対運動

CPRC 八幡製鉄、富士製鉄の合併事件に対する近代経済学者の行動と発言について、具体的に尋ねていきたいと思っています。このインタビューの冒頭で、先生は現実の経済問題——例えば日本の独禁法と競争政策など——とのかかわりで経済理論を実際に適用して初めて、経済学は意味を持つ学問になるのだという主旨のお話をされました。八幡、富士の合併問題では、日本の経済学の歴史上最初のことだと思いますが、100人を超える近代経済学者が結束して反対を表明しています。この反対グループの重要メンバーだった小宮先生は、この事件に対して当時どのように考えておられたのか、改めてお聞かせ下さい。

小宮 そもそも八幡製鉄、富士製鉄の合併はやはり大事件でした。この事件の前にも、「過度経済力集中排除法」で分割された財閥系の商社が再結集して、財閥系の銀行も一つにまとまり、製造業では1964年に三菱系三重工が合併していました。八幡製鉄と富士製鉄が合併すると表明したほぼ同時期には、王子製紙系の三製紙会社も合併計画を表明しています。しかし、王子製紙のほうは仲間同士で話がまとまらず、途中

で合併計画を断念しました。

先ほども述べたのですが、八幡、富士の合併計画に対しては、もともと公取委で独禁法の規定に照らし合わせて審査をして、これを承認するかどうかを決めることが本質であったはずですが、それにもかかわらず、合併賛成論者は昔一緒だったのだから認めてやれとか、国際的にまだ規模が過小だから認めてやれとか、合併後に価格監視機構を作ればいいとか、問題の本質とは全く無関係なことを言っていた。このような合併推進論は、率先して法律を守るべき閣僚や公務員にあるまじき態度だと私は思いました。それが一番気に入らなかった。公取委の独自の機能に対する社会的認知度を高めないとだめだと思ったのです。

CPRC 結束して反対を表明した近代経済学者の間では、先生のその考え方は共通して持っていたのでしょうか。

小宮 反対意見の提言をしたときの代表者は、館龍一郎先生と建元正弘⁵⁴⁾さんになっていたと思います。主に両先生を中心にして、旗を振っていたひとは全部で10人程度いたと思います。反対論者をグループとして組織することに最も貢献されたのは、渡部経彦⁵⁵⁾さんだったのではないのでしょうか。当時の渡部さんは京都大学経済研究所に所属していて、頻繁に東京と大阪の間を行ったり来たりしていました。この反対声明に関して実際に中心的役割を担ったのは代表者の館先生、建元さんを含む10名程度の発起人役を務めた方々でした。私はそのなかでは一番若い部類でして、決してリーダーではありませんでした。

反対声明に署名したみなさんの思いはほとんど同じでした。このうち何人かはその後いろいろと書かれ、座談会⁵⁶⁾にも出たりされてい

51) 現在の東レ株式会社。

52) 公正取引委員会事務局経済部調整課「八幡製鉄株式会社および富士製鉄株式会社の合併に関する公聴会速記録」1969年4月10日。

53) 宮沢喜一(1919-2007)。

54) 建元正弘(1924-1997)。「大型合併についての意見書」発表当時、京都大学経済研究所助教授。

55) 渡部経彦(1926-1976)。「意見書」の発表当時、京都大学経済研究所教授。

56) 「(特別討論会)大型合併と国民経済——八幡・富士間

ますが、やはりこの機会に独禁法と競争政策を広く認識してもらいたいという気持ちが強かったのではないのでしょうか。

CPRC 内田忠夫⁵⁷⁾先生もグループの中心メンバーでおられたようですね。

小宮 内田さんは最も中心的な人物でした。近代経済学者が強く反発した根底にあったのは、八幡、富士の合併問題は日本の経済システムに深くかかわる問題だという認識だったのではないのでしょうか。

CPRC 八幡、富士の合併計画に反対声明を出された独占問題懇談会ですが、このグループのメンバーはどういう形で結集されたのですか。リストに記載された発起人には、建元正弘、内田忠夫、上野裕也⁵⁸⁾、熊谷尚夫⁵⁹⁾、青山秀夫⁶⁰⁾、荒憲治郎⁶¹⁾、藤野正三郎⁶²⁾、村上泰亮⁶³⁾、福岡正夫⁶⁴⁾、今井賢一⁶⁵⁾、館龍一郎、西山千明⁶⁶⁾、野田一夫⁶⁷⁾、辻村江太郎⁶⁸⁾、都留重人という多彩な名前が挙げられていて、当時の日本の経済学界の代表的な方々を分野横断的に網羅したかに思われます。これほど異質な人々をどんな仕組みで組織化したのですか。また、独禁法と競争政策に関して、これらの方々の間にはどの程度の共通認識があったのでしょうか。

小宮 意外なひとが発起人になっていますね。たしか宇沢弘文⁶⁹⁾さんも発起人をされています。

題をめぐる財界首魁と近代経済学者の論戦」『週刊東洋経済臨時増刊』1968年、pp. 4-46。

- 57) 内田忠夫 (1923-1986)。当時、東京大学教養学部教授。
 58) 上野裕也 (1926-)。当時、成蹊大学経済学部助教授。
 59) 熊谷尚夫 (1914-1996)。当時、大阪大学経済学部教授。
 60) 青山秀夫 (1910-1992)。当時、京都大学経済研究所長。
 61) 荒憲治郎 (1925-2002)。当時、一橋大学経済学部教授。
 62) 藤野正三郎 (1927-2012)。当時、一橋大学経済研究所助教授。
 63) 村上泰亮 (1931-1993)。当時、東京大学教養学部助教授。
 64) 福岡正夫 (1924-)。当時、慶應義塾大学経済学部教授。
 65) 今井賢一 (1931-)。当時、一橋大学商学部助教授。
 66) 西山千明 (1924-)。当時、立教大学経済学部教授。
 67) 野田一夫 (1927-)。当時、立教大学経済学部教授。
 68) 辻村江太郎 (1924-)。当時、慶應義塾大学商学部教授。

した。隅谷三喜男⁷⁰⁾先生にもお願いして、賛同者となっていたいただと思います。でも、その中で断然、知恵者は渡部経彦さんでした。計画を組織化して、いろいろな機関や大学に頼み、めばしい人に頼み、賛成者を増やしていく。新聞記者との会見は土曜日にやろうとか、経団連の記者クラブに行きやろうのいいだろうとか、そういう知恵はすべて渡部さんが出したのです。

反対意見を提出するまでの経緯としては、まず発起人がこういうことでやりたいのだと言って文書の草案を作成して、それを多数の近代経済学者に送って賛成のひとをできるだけ多く呼び集めたということなのです。呼び掛けの文書は東大で手伝ってもらって4、5人で書いたと思います。それを主な大学と発起人になっているひとにお願いをして、そこからさらに手分けして頼んでいきました。しかし、呼びかけに返事をくれた100人の近代経済学者がその後も日本の独禁法と競争政策に関心を持ち続けたというわけでは必ずしもなく、多くの場合にはそのとき限りのものでした。この懇談会は反対声明を出す目的のためにのみ作られたものですが、世の中は普段から共同で研究していて、その結果こうした反対意見に至ったのだと受け取ったのではないのでしょうか。本当はそうじゃなくて、これは一大事だから反対しようという一時的なものだったのです。

ですから、こういう問題にあまり関心がない方も参加されておられたと思います。反対声明に署名した方々のなかには、なぜ参加されたのか理由がよくわからない方もおられます。でも、瞬間に賛成者が集まって、これ位になったら多少インパクトを与えられるのではないかと考えて、できるだけ多くの方に声をかけました。CPRC このような政策的な問題に関して、学者が集団的に意見を表明するという行動は、全く前例がなかったわけでしょうか。

- 69) 宇沢弘文 (1928-)。当時、東京大学経済学部助教授。
 70) 隅谷三喜男 (1916-2002)。当時、東京大学経済学部教授。

小宮 署名云々という行動はそれまでにもたくさんあって、左派の人々はかなり盛んにやっていました。たとえば、ベトナム戦争に関して学会で声明を発表するというのもありました。しかし、私はその種の声明を学会が出すのはオカシイと思ってきました。学会というのは、特定分野の学問を研究するために集まっている任意団体であって、多数決でも全員一致でも、学会の目的と関係ないことについて決議するのは無効ではないのでしょうか。政治的なイシューについて、学会などが何かを決議して発表するというのは、私には自由主義を理解していない行動に思われます。

学者が集まって社会に問題提起をして、それが当時の世の中に多少なりとも影響を与えた事例には、1971年の「円レートの小刻み調整についての提言」があります。この提言は36名の近代経済学者からなる「為替政策研究会」として出され、八幡、富士のときと同様に「エコノミスト」誌でも大きく取り上げられ、開銀設備投資研究所の下村治さんや日銀理事の吉野俊彦さん等とシンポジウムも開催されました⁷¹⁾。CPRC 八幡、富士の合併反対の場合には、関心のありそうな近代経済学者に署名を求めるはがきを送り、自発的に賛意を表明された方々が、事後的に独占問題懇談会を構成することになった、と理解すればよいですね。

小宮 そうです。賛意を伺うはがきはアンケート調査にもなっていました。独禁法違反の疑いが濃いのではないかとすることを、多数決で票を取ったのです。篠原三代平⁷²⁾さんは、それ

71) 小宮隆太郎、天野明弘の両氏を代表幹事とする36名の経済学者は「円レートの小刻み調整案についての提言」を発表（『日本経済新聞』1971年7月11日掲載）して、各方面に大きな反響を呼んだ。詳しくはエコノミスト編集部「『円切上げ』提言の論理と問題点」『エコノミスト』49巻30号、1971年、pp. 30-34を参照せよ。提言発表時、天野明弘氏 (1934-2010) は神戸大学経営学部助教授。

72) 篠原三代平 (1919-2013)。当時、一橋大学経済研究所教授。篠原教授の経済学への貢献とその評価に関しては、Alice Amsden and Kotaro Suzumura (2001), "An In-

terview with Miyohei Shinohara: Non-Conformism in Japanese Economic Thought," *Journal of the Japanese and International Economies*, Vol. 15, pp. 341-360を参照されたい。

は意味がないといって非常に強く批判されていたことを覚えています。篠原さんの批判には確かに一理があると思いましたが、詳しく研究していない人々にある事項について独禁法違反か否かを問うて、その票数を発表するのは「学者的」ではないと批判されても仕方がないでしょう。

CPRC しかし、なぜ100人もの署名を集めて反対を表明しようと考えられたのでしょうか。学界のマジョリティであるグループとして反対しているのだ、という姿勢を打ち出さないと意味がないというような意識がおりになったのか、その辺のところの感覚を少しお話しただけではないでしょうか。

小宮 やっぱ渡部経彦さんと内田忠夫さんの感覚だったと思います。同じ反対声明を出すのなら、かなりの人数、しかも全国的とは言わないまでも広い範囲の方に話しかけ、意見表明の会見は日曜の新聞のトップになるように土曜日に行くなどして、とにかくインパクトを与えるのだ、という感覚ですね。

私は、こういうやり方をしたからこそ成功したのだと思います。こうした行動をとったからこそ、世の中が「話はそう簡単じゃない」ということを理解したのだと思います。CPRC 第1回の声明文を独占禁止懇談会が発表した後、第2、第3と反対の声明文を引き続いて公表しています⁷³⁾が、小宮先生はそれには参加されておられなかったようです。それはなぜだったのでしょうか。

小宮 私は、1969年の1月からしばらくの間は、反対運動には全然参加しませんでした。ちょうどその頃東大紛争がありまして、1969年1月19日は安田講堂の攻防戦で2日間にわ

73) 「公取委「内示」に対する意見書」1969年2月25日、「独占禁止法四五条一項にもとづく措置要求書」1969年3月8日。

たって機動隊と学生がやり合うということがありました。それで、東大は改革案を作るために改革倫理調査会を作りまして、私は組織小委員会の委員長と本委員会の委員をやって、毎日会議をしていました。日によっては朝10時から夜中近くまで、しかも本郷のキャンパスでは開催できないから、本郷以外のあちこちの東大のキャンパスに集まって会議をしていました。そういう状態が1969年の1月の冒頭から8月20日頃まで続いたのです。それに掛かりきりとなって、八幡、富士問題には時間が割けなくなりました⁷⁴⁾。

CPRC 林信太郎⁷⁵⁾氏と柴田章平⁷⁶⁾氏の対談記録『産業政策立案者の体験記録』(2008年)の序文には、小宮先生と内田先生が、永野富士製鉄社長と林氏と一緒に東大で公開討論会を行ったと書いてありますね。

小宮 この事実については、私の記憶にはありませんね。この本では「階段教室」と書いてありますが、経済学部には階段教室はなかったのです。駒場でやった集会ではないでしょうか。私が知らない間にそうした学生集会が行われたことは十分ありうることです。内田先生の名前が出てるところから、マクロ経済の観点から討論会が行われたと捉えられて、私の名前が出たのかもしれない。いずれにせよこの集会に私は関わっておりません。

3.4 独占(モノポリー)と私的独占(モノポライゼーション)

CPRC 実は、近代経済学者の反対声明に署名された人々の間には、反対論の根拠に関する考え方の相違がかなりあったというのが、主要メンバーの論文や対談での発言を拝見して、私が

74) 『大学改革準備調査会 第一次報告書』1969年10月、東京大学、参照。

75) 林信太郎(1921-2008)。元通産官僚。1967年当時は大臣官房調査課長。

76) 柴田章平(1936-)。元公正取引委員会事務局長。公正取引協会会長。

受けた率直な印象なのです。その一例は『中央公論』の1968年9月特大号に掲載された「大型合併になぜ反対するのか」というシンポジウムです。このシンポジウムは、王子製紙の合併に関連して開催されたもので、後の八幡・富士のケースにおいて反対声明を出したグループの6名の中心メンバー(今井賢一、上野裕也、内田忠夫、小宮隆太郎、村上泰亮、渡部経彦)によって行われています。このシンポジウムで問題提起をされた村上泰亮先生は、同じ特集号の「競争原理と合併問題」という論文のなかで「大型合併に関する論争が華やかなわりにあまり生産的でない理由の一つは『競争』という基本概念に関する了解が十分でないということである」と述べておられます。村上先生ご自身は、「経済学における『競争』とは『市場に登場する何人も……価格支配力を持たないこと』である」と定義され、「『競争』とは市場の状態が全体として持つある客観的性質である」と結論しておられます。シンポジウムの座長役の内田先生は、村上報告を踏まえて「いったい競争という[言葉]はどういう意味で使うのか、この点を最初にはっきりさせておきたい」と言われて討論を促進させています。これを承けて議論の口火を切られた小宮先生は、「村上さんは、競争というのは個々の企業が価格支配力を持たないことだと書かれているが、競争と独占は『程度の差』であって、競争は白、独占は黒というものでは必ずしもない。むしろ現実の事態は多くの場合、白と黒の中間の灰色であって、比較的白に近い灰色とか、比較的黒に近い灰色というのが現状ではないか。しかも問題を判定するためにはなるべく長期で見ると、それからさらにニュー・エントリーの可能性ということも考慮に含めて考えたいと思う」と述べられています。この発言に続く議論は、他の5名の出席者が小宮批判、村上支持でほぼ一致しているのですが、競争という基本的概念に関する理解の統一が確立されたとは言えそうにありません。そもそも村上流の《状態》としての競争概念が、独禁法

に登場する競争概念と整合的な考え方であるかという基本的な問題も、本来ならば重要な論点となるべきだったのではないかと思います。

八幡、富士の合併案件にせよ、王子製紙系三社の合併案件にせよ、それに対する反対論の根拠にあるのは、問題の合併案件には《競争の実質的制限》をもたらす恐れがあるという判断です。それだけに、競争概念の意味に関する異論の余地が払拭されていないことに、私は多分に驚きと戸惑いを感じています。そのあたりをできれば少し敷衍していただきたいと思います。小宮 競争自体をどう考えるかというのは、非常に難しい問題ですね。私はこのシンポジウムに参加した経済学者のなかでは、比較的、産業組織・独禁法に関心を持っていた方でした。

たとえば、1971年から73年にかけて岩波書店から出版された『現代経済学』全10巻のうち、最初の3巻は『価格理論Ⅰ～Ⅱ』で、その『価格理論Ⅲ』の四分の三は「産業組織」に当てられています。その「産業組織」の部分は公式の著者、つまり今井・宇沢・小宮・根岸・村上の5人のうち、今井さんと私が書いたものです。よくご存じのように、その後、今井さんは産業組織、その他産業に関する諸問題をご自分の中心的な研究領域とされてきました。

そうした背景もあって、私にとってはたとえば「参入阻止価格」とか「有効競争」という概念は、先ほど話されたシンポジウムが開かれた1968年頃には周知のことで、今井さんはもうすでにはっきり産業組織論、独禁政策を念頭に話をされてました。しかし、村上泰亮さん等は、「産業組織論」には馴染みがなく、独占とか競争とかを「ミクロ経済理論」の次元で考えていたのだと思います。

私が、競争と独占をはっきり黒と白というのではないと強調していたのは、典型的な例としてレストランや、ホテル、書物などの市場で行われている製品差別化というような、モノポリスティック・コンペティションがさまざまにあるということからです。

ただし、その当時、経済学上の《モノポリー》あるいは《オリゴポリー》と、独禁法という《私的独占》つまり《モノポライゼーション》との区別は、全然ついていませんでした。その後、1969年4月10日に開催された八幡、富士に関する公聴会の場において、私は多少モノポリーとモノポライゼーションは違うということに気づいた発言もしているのですが、全般的にあまり理解していなかったように思います。しかし、その当時ですら他の人々は、独禁法は経済学という独占を禁止している法律だと思っていました。

CPRC 「大型合併は是か非か」という特集記事が1968年6月1日の『日本経済新聞』[経済教室]に掲載されて、賛成論・篠原三代平先生、反対論・小宮隆太郎先生と対立的に掲載されています。一見すると、賛成論者と反対論者の全面对決の図式ですが、内容的には決して水と油のように融和不可能な主張の正面衝突には思われません。詰まるところ両先生の間を分かったのは、大型合併による《競争の実質的制限》の蓋然性に対する判断の差異でした。競争の機能や設備投資調整の評価などに関しては、むしろ両先生の考え方には共通する点が多かったように思われます。『中央公論』のシンポジウムにおいて、《競争》の概念をめぐる小宮先生が孤立(!)した事態を想起すれば、この点はかなり印象的です。小宮先生にあって篠原先生になかった重要な論点は、独禁法の形骸化を招きかねない政治家や官僚の節操なき賛成論に対する強い反撥です。この点を終始強調されてきた小宮先生のぶれのないスタンスに対しては、敬服する他はありません。

これだけのことを申し上げたうえで、当時の賛否両論を現在時点で振り返るとき、その当時の論点を先生が現在どのように評価なさっているかをお尋ねしたいと思います。2, 3の例でも結構ですので、振り返ってコメントをいただければ幸いです。

小宮 篠原先生のいろいろなお考えと、私はよ

く対立しました。衝突したことは多かったのですが、正味のところどこがどう違うかといえば、もう一つよくわからないことが多かったように思います。大型合併のときはどうだったですかね。

実際には、設備投資調整は業界でまずやって、それがまともないと結局は通産省が決めてこれでやれということで行われていました。そのこと自体、われわれから見れば違法なのです。篠原先生はどうお考えだったのでしょうか。放置しておけばまともないという観点から、官庁が決めるのはいいのではないかという感覚だったのでしょうか。

CPRC 篠原先生の合併賛成論は、通産省による設備投資調整を放棄して、民間企業による設備投資を野放しにすることを前提するものでした。

小宮 設備投資を野放しにすれば、きっと業界は適当に相談して調整するでしょう。

CPRC 近代経済学者グループの反対意見の表明など、多くの反響を呼んだ八幡製鉄と富士製鉄の合併案件は、その後公取委の審査を受けています。審査過程で開かれた公聴会では、産業界からは八幡と富士の競争企業である同業他社のみならず、需要者である鉄道や自動車工業会なども意見を聴取されています。学界からは法学者、経済学者が数名呼ばれて意見を聴取されていますが、小宮先生もその中におられました。

小宮 その当時、法学部出身で独禁法に熱心な人は、正田彬⁷⁷⁾さんだったと思います。でも正田さんは、独禁法は厳しければ厳しいほどいいというやや単純な傾向があって、経済学的な側面などはあまり話されなかったように思います。正田さんだけではなく、当時の法学者の皆さんは、経済学的な側面についてはほとんど言及されていなかったのです。したがって、公取委がこういう案件の公聴会のときに意見聴取し

たいと考える法学者はいませんでした。私が出席した公聴会のときには鈴木竹雄⁷⁸⁾さんが出てこられたけれど、鈴木さんはもともと独禁法のことはあまり扱っておられない先生でした。CPRC そのときの記録によりますと、この公聴会には内田忠夫先生と小宮先生と一緒に出席しておられます。

小宮 内田先生と2人で出席していますが、主に私が話したように記憶しています。その場で私は、当時の公正取引委員会委員長の山田精一⁷⁹⁾さんに厳しく追及されています。

私もその時点では、独禁法をまだよく理解していませんでした。特に、独禁法がモノポリー(独占)を取り締まる法律ではなくて、モノポライゼーション(私的独占)を取り締まる法律だということを、私はよく理解していませんでした。山田委員長は法律の立場からモノポライゼーションの観点に立って問題を考えていて、経済学の独占とか寡占などの概念はもう一つよくわからないと考えておられました。

寡占理論はなかなか難しいものです。たとえば、潜在的参入者という考えがあります。潜在的参入者が存在する場合には、いったんモノポリー状態を確立した企業でも、安易に価格を引き上げるとすぐに新規参入が行われ、モノポリー企業はその地位を奪われることになる。そこでモノポリー企業は、新規参入者のエントリーを妨げられるギリギリのところまでしか価格を上げることはできず、そこでモノポリー価格が決定されるという理論があります。しかし当時は、そんな精密な寡占理論までは考えないで、ミクロ経済学のモノポリーの初歩の理論に基づいて、独占を取り締まるべきであるとか、独占に近づくから合併は認めるべきではないとか言っていたと思います。

法律家の方はそんなものは関係ない、モノポライゼーションのほうが重要だといわれます。

78) 鈴木竹雄(1905-1995)。当時、東京大学名誉教授。

79) 山田精一(1908-1991)。公正取引委員会第7代委員長(1967年6月-1969年11月)。

モノポライゼーションという言葉は公聴会のなかでも出てきますが、独立した企業などが事業活動をできないようにすることとか、市場を支配して他の企業が市場に参加できないように排除することなどを指しています。独禁法の条文には、私的独占(モノポライゼーション)は禁止すると書いてありますが、それは経済学者の言う独占(モノポリー)とは違うのです。

基本的に言って、法律家と経済学者の考え方にはかなりの距離があります。この距離が生まれる一つの理由として、経済学者はモデルを用いて問題を抽象化して考えます。たとえば、企業は利潤を最大にするように行動する経済主体なので、モノポリーだったら限界収入と限界費用が一致する点で生産量を決めるというように考えるわけです。これに対して、法律家の方はまず企業とはなにかということから始め具体的に決めなければなりません。開業医は企業かどうかなど、そこから決めて掛からなければなりません。すべて具体的なものに結び付けて考えなければならぬから、モノポライゼーションに関して、具体的にどういう行為をやったからモノポライゼーションであるという筋道を辿ることになるのです。たとえば、ある分野で一つの企業が成功してだんだんその規模を拡大して、ある分野でモノポリー状態を確立しても、その《状態》にあるという理由だけで企業に対して独禁法を適用して処罰する根拠は、法学的には存在しなかったのです。

無線で操縦するヘリコプターを製造するヒロポーという会社⁸⁰⁾があります。元々は広島紡績という会社で、私が以前に広島県所在のヒロポーを訪問したときには、他に競合するメーカーはなかったようです。現在ではヤマハ発動機などが新たに参入して、ヒロポーの独占ではなくなったようですが、当時のヒロポーはモノポリー状態にありました。このような独占企業を独禁法で取り締まれるかといえば、おそらく取

り締まる手段はありません。独禁法は独占(モノポリー)を禁止することはできないのです。

しかし、独占状態にある会社が新しく参入する企業を妨害して参入できないようにすることか、類似の活動をしている企業と合併することか、具体的な法律行為があった場合には、その《行為》がモノポライゼーションであるかどうかを個別的に判定して、それはやめなさいということではできません。

CPRC 先生がおっしゃったように、法学者は事業者とは何かとか、違法行為の要件は何かなど、定義や構成要件から議論に入る形になります⁸¹⁾。

小宮 経済学者はそれを理解しないでしょう？
CPRC はい。経済学者の思考方法と法律学者の思考方法には、依然として違いが続いていると思います。対話もありそうでないという状態が、現在でも続いているのではないかと思います。

小宮教授 経済学者は、そんなことはわれわれとは関係ないとしていますが、やはり法律学の考え方と経済学の考え方の両方がよくわかるひとでないと、独禁法と競争政策に関する適切な判断はできないのではないのでしょうか。八幡、富士事件当時の公述記録を見ても、独禁法が多少ともわかっている人はほとんどいなかったと思います。私もあまり理解していなくて、山田委員長に厳しく追求されました。私は、山田さんは本当に立派な方だと思って感心しています⁸²⁾。

CPRC 公聴会における最後のあたりの議論では、山田委員長は理路整然と追い詰めていましたね。

81) 本節のこれ以降の部分におけるCPRC側の発言の多くは、林秀弥氏によるものである。

82) 小宮教授は、八幡、富士の合併審決が出されて後、『日本経済新聞』【経済教室】において、山田精一公取委員長に対して「委員長がともかくも毅(き)然たる態度を堅持したことは、……多くの人々が称賛の拍手を惜しまないであろう」と評されている(『日本経済新聞』1969年11月8日)。

80) ヒロポー株式会社。1949年設立。広島県府中市に所在。

77) 正田彬(1929-2009)。当時、慶應義塾大学産業研究所教授。

小宮 ええ、あれだけ世間が騒ぎ、学者も騒ぐなかで、冷静沈着に本来の独禁法にふさわしい解釈をして、いくつかの分野について必要な措置を執った上で合併を承認しています。長沼弘毅さんが委員長の時だったら、全然だめだったでしょうね。山田さんは終始一貫して冷静沈着で、公聴会での質疑応答でも非常に要点を衝いた質問をされています。他方、物事のわかっていない参考人の陳述に対しては、ほとんど発言しておられません。

CPRC 私的独占で独禁法違反というときには、私的独占を行おうとする《行為》を取り締まることを考えています。独占《状態》を取り締まるツールが公取委にあるかといえば、従来のなツールのなかにはありません。

小宮 アメリカには、独占《状態》(モノポリー)を解体させる3つの手段があります。子会社の株式譲渡、企業分割、企業内の部門の分割の3つの“D”, すなわち, Dissolution, Division, Divestitureです。日本の独禁法には、独占《状態》(モノポリー)になっているから分割するという考え方は、全然ないのでしょうか。

CPRC 独占《状態》に対しては、弊害があった場合にそれを除去するために、いわゆる《構造措置》が規定されています。1977年改正で導入された規定ですが、実際に発動されたことはありません。競争過程でだんだん集中が進み、独占《状態》(モノポリー)が誕生した場合には、それに手を付ける方法はありません。

小宮 1977年改正というのはどのような改正なのか。

CPRC 八幡、富士事件のときには独占《状態》の規制がありませんでした。経済法学者のなかでも独禁法の厳格化を要求する立場の人々は、反競争的な行為が存在しなくても、一定の弊害要件を満たせば企業分割など市場構造に直接メスを入れられる規制を導入すべきだと強力に主張しまして、それが1977年改正につながって構造規制の導入に結実したのだと思います。

学説史的に言えば、独禁法の要件である「競争の実質的制限」を《状態》とみるか、あるいは《行為》とみるかをめぐって、かつて経済法学において論争がありました。丹宗昭信⁸³⁾先生と今村成和⁸⁴⁾先生という2人の北海道大学の独禁法の先生を中心として行われた論争です。一方は「市場支配」を「市場支配力の行使された状態」と考える立場で、これによると、「市場支配」は「市場支配力」とは異なった概念でして、現に市場支配力の弊害が顕れることが「競争の実質的制限」なのであって、それが「市場支配」という「状態」であるといえます。これに対して、今に至る経済法学の通説は、状態概念としての「市場支配」と行為概念としての「市場支配力(の行使)」とを区別することは解釈の域を超えており、「競争を実質的に制限する」とは、市場支配力の形成・維持・強化を意味することで足りると考えています。そもそも、市場が独占状態にあるため価格が高くなっている事態に対して、それだけでは独禁法は手を打てないことへの反発があり、独禁法はそれに対してなにか対抗手段を持つべきだという議論がありました。1977年改正の思想的な背景となった論争ですが、現在ではあまり議論されていません。

3.5 産業政策と近代経済学者

CPRC 最後に、産業政策に対する経済学者の考え方について、小宮先生にお尋ねしたいと思います。

「日本の経済計画」という英文論文⁸⁵⁾で、先生は日本の産業政策に評価すべき点があるとするれば、通産省の産業構造審議会など、産業に関する情報が交換される公共的メカニズムを作

83) 丹宗昭信(1927-)。当時、北海道大学法学部教授。

84) 今村成和(1913-1996)。当時、北海道大学法学部教授。

85) R. Komiya [1975], "Planning in Japan," in Bornstein, M., ed., *Economic Planning: East and West*, Cambridge, Mass.: Ballinger, pp. 189-227. この論文の邦訳は小宮隆太郎『現代日本経済研究』東京大学出版会、1975年に収録されている。

たことだとお書きになっています。これを裏返して言えば、戦略的産業の保護育成とか、産業構造の策定とか、過当競争の排除など、多くの場合に日本の産業政策のエッセンスと考えられている政策に対して、先生はほとんどその意義を認めておられないように窺えます。このような理解は現在でも先生の産業政策に関する考え方を正しく捉えているのでしょうか。

小宮 産業政策に関しては、『日本経済新聞』の〔経済教室〕に連載された記事⁸⁶⁾のなかで、私は産業政策に関わった経済学者を第1世代、第2世代、第3世代と分類して述べたことがあります。第1世代の産業政策の経済学はマルクス経済学であり、それはソ連型の経済計画の経済学でもあります。戦後日本の産業政策は、その源流を辿れば日本支配下の満州国の工業化をやっていた人々が戦後帰国して、日本でも同様の考え方で戦後復興を推進しようとした政策なのです。

マルクスの『資本論』第2巻を、皆さんはごらんになったことはないでしょうか。『資本論』第2巻は再生産表式論ですが、国際貿易は一切考えない閉鎖モデルで、第1部門という生産手段を作る部門は重工業に、消費財を作る第2部門は軽工業に対応すると考えられています。通産省が戦後推進した産業政策は、重工業を大きくすることを目指していました。途中からもう一つ「化学」が入って重化学工業化ということになり、それに重点を置いて戦略的な産業を発展させていったのですが、こうした考え方は要するにマルクスの再生産表式論から出てきているのです。満州に行った人々も、そういう考え方で満州を発展させようと考えました。戦後日本の経済復興においても、有沢広巳⁸⁷⁾さんが《傾斜生産方式》という形で再生産表式論を入れてきて、それがいわば経済発展のモデルみたいに日本で使われてきたのです。この考え方の

86) 小宮隆太郎「日本の産業政策：政策論議の回顧と展望」『日本経済新聞』〔経済教室〕1985年11月18日-23日。

87) 有沢広巳(1896-1988)。当時、東京大学経済学部教授。

影響は尾を引いて、1960年代でも重化学工業化というモデルになだれ込んでいきました。この伝統に日本の産業政策は根強くとらわれていたと私は思っています。

日本の重化学工業化に理論的な背景を与えた篠原三代平さんは、ハリー・ジョンソン⁸⁸⁾の国際収支の奇妙なモデルを使って、所得弾力性の差で重化学工業化の正当性を説明しようという試みをしていました。

CPRC 篠原先生ご自身は、重化学工業化の理論的根拠を求めて、ジョンソンとは独立にあのモデル⁸⁹⁾を作ったとおっしゃっていました。それはともかくとして、戦争直後の傾斜生産方式のみならず、1960年代の重化学工業化に至るまで、マルクスの再生産表式論の影響は日本の産業政策に一貫して浸透していたと先生はお考えなのですね。

小宮 通産省が直接にマルクスの再生産表式論から学んだとは言わないけれど、終戦直後の傾斜生産方式は有沢先生が直接的に、あるいはソヴィエト連邦の計画経済の基礎と言われるフェルドマン⁹⁰⁾のモデルを通じて間接的に、マルクスの再生産表式論から来た考え方に基づいて構想されたものです。それがその後の産業政策の発想に、いわば伝承されていったと思われる。

戦後の産業政策でもう一つ強調された考え方は、重要物資の価格を低位で安定化するという目標の設定です。重要物資とは鉄、石炭、電力などを指しますが、これらの重要物資の価格は低く抑えなければならないと考えられていたわけですが、しかし、特定の生産財について価格を低くするという目標の設定は、標準的な経済学ではまったく合理性がない考え方です。経済運

88) H. G. Johnson [1958], *International Trade and Economic Growth*, London: George Allen & Unwin, (小島清監修、柴田裕訳、[1970]、『国際貿易と経済成長』弘文堂)。

89) 篠原三代平 [1957], 「産業構造と投資配分」『経済研究』第8巻, pp. 314-321.

90) Gregory A. Feldman (1884-1958).

営の目標は人々の経済福祉の最大化であり、最終消費財を皆が豊富に消費できるようにすることこそ合理的な考え方で、重要物資の価格の低位安定なんて、無意味な考え方だという他はありません。いま途上国の開発戦略としてそういう政策を推奨する学者はいないでしょう。しかし、戦前期から戦後にかけて粗鋼等の価格は安く、消費財の価格は高くして、基礎物資の配分は資材の配給制度で行っていたわけですが、戦争が終わった後でさえ、重要物資の価格の低位安定という考え方をなぜ引きずっていたのでしょうか。

終戦直後の貿易統制が緩和されて国際貿易が盛んになるようになったとき、最初は繊維と雑貨の輸出で外貨を獲得することが当時の日本では関の山でした。しかし、戦後初期はともかくとして、間もなく家庭用のミシンとか、カメラとか、トランジスタ・ラジオとか、そういう工業製品の輸出がどんどん増えていき、それで外貨を稼ぐ時代になりました。けれども通産省は、こういう製品を作っている産業を重要だとは、考えていませんでした。産業政策で通産省が最も力を入れたのは、いわゆる重要基礎物資でした。鉄鋼とか金属とか電力とか、そういう重工業製品の生産の促進を優先的に助成したのです。輸出とか技術の移入なども、そういう産業を優先して行われてきました。

このような政策の優先度を正当化するために、重化学工業化こそ日本の比較優位の確立のために必要だという議論がなされたことがあります。が、カメラ、トランジスタ・ラジオ、テレビなどは軽工業か、重工業かと問われたら、答えに窮したのではないのでしょうか。

私は、重化学工業化とか重要基礎物資の価格安定など、戦後の産業政策当局が経済学には無意味な目標に囚われ続けたという事実は、誰でも若き日に身につけた考え方、あるいは国全体としても若い時期に取り組んできた考え方から脱却することがいかに困難を示すものだという以外には、説明困難だと思います。重化学

工業化のほうは、さすがに現在では経産省を呪縛していないと思いますが、重要基礎物資の価格安定のほうはどうでしょうね。現在でも石油価格が高騰して、灯油やガソリンの価格が高騰する際の騒ぎを思うとき、多少の不安がありますね。稀少になったものの価格は高くなるのが合理的なことです。

産業政策論の第1世代も通産省も、国際経済学の比較優位の理論を理解していないという点では、同類だったと思います。実のところこの点は現在に至るも同様ですね。一般のマスコミも国際貿易の基本原則を理解していない点では同じです。国際競争力という概念で大抵のことを考えているのですが、こんな呪文を言っている間はだめですね。産業の問題はこれでは全然理解できません。国全体の国際競争力などはナンセンスそのものです。このことはポール・クルーグマンも非常に厳しいトーンで *Foreign Affairs* 誌に書いたことがあります⁹¹⁾。国々間の競争はコココーラとペプシコーラの競争とは全く次元が異なることだが、マスメディアや通俗学者はそのことがわかっていないという趣旨のことをクルーグマンは書いていました。

CPRC 産業政策論の第2世代、第3世代に関しても、引き続いてもっとお伺いしたいところですが、残念ながらいただいた時間が尽きました。最後になりますが、八幡、富士の合併事件に際して、合併が承認されれば鉄鋼の市場に大きな影響が生じると予想しておられたと思いますが、現時点で振り返るとき、当時の予想をどのように評価しておられるのでしょうか。また、近代経済学者の反対運動の意義を、現在どのように評価しておられるのでしょうか。小宮 合併の影響については、鉄鋼の価格が上がるとか、暗黙の協調が生じるとか、そういう事態を予測していました。

近代経済学者の反対声明は、世論に対してか

91) P. Krugman [1994], "Competitiveness: A Dangerous Obsession," *Foreign Affairs*, March/April, Vol. 73, No. 2, pp. 28-44.

なりの影響を及ぼしたのではないのでしょうか。公取委をエンカレッジする役割を果たしたし、産業政策の主務官庁と公取委との関係の改善の流れにも、影響を及ぼしたのではないかと思います。

CPRC 監督官庁について、現在はどのように見ておられますか。

小宮 監督する側と監督される側との結び付きについて、割りとリベラルになったのは通産省が最初だったと私は理解しています。農水省と食品工業とか、厚労省と製薬会社などと比較して、通産省の方が開明的な方向に転換したのがなぜ早かったかという、海外勤務の経験のある官僚の比率が一番高かったからだと思います。ある年齢に達するまでに海外勤務の経験がなかった官僚は、通産省にはほとんどいないと思います。

CPRC お忙しいところ、2回にわたり、また長時間にわたって貴重なお話しをいただきまして、大変ありがとうございます。独禁法と産業政策の歴史に興味を持つ私たちにとりまして、小宮先生のお話は多くの示唆に富む情報の宝庫でした。先生の一層のご健康と今後のご活躍をお祈りしつつ、今回のインタビューをこれで閉じさせていただきます。

4. おわりに

八幡製鉄、富士製鉄の合併計画の報道から1年7ヶ月後の1969年10月30日、公取委の事前審査及び審判を経て同意審決が出され、1970年3月31日に新日本製鐵株式会社が誕生した。合併報道が世論を騒がせた1968年当時には、両社の合併が市場に及ぼす影響についてさまざまな論点が推測的に提起されたが、合併の実現後にこれらの論点を経済学的視点から事後検証する試みは、活発に行われてきたとはいえそうにない。数少ない事後検証の試みのなかには、合併に伴って市場支配力が強まって、競争制限効果が生じるという懸念を検証した Yamawa-

ki [1984] の研究⁹²⁾がある。そこでは、合併が成立しなかった場合の価格や設備投資などの内生変数の推移をシミュレーションによって推計して、両社の合併は投資競争を抑制する効果を持った一方では、国内価格の引き上げおよび輸出価格の引き下げ効果もあったことを明らかにしている。この分析は、合併に対する反対論者が示していた懸念を、部分的に裏付ける結果となっている。これに対して、Myojo and Ohashi [2009] の研究⁹³⁾は、動学的寡占モデルを用いてこの合併の帰結を評価して、分析結果から確認された需要の価格弾力性の高さや設備容量における規模の経済性の存在などに依拠しつつ、合併が生産の効率性を向上させる効果を持ったと評価している。彼らはさらに、この効果は合併しなかった企業にも及んで、八幡、富士両製鉄の合併は社会厚生を改善する効果を持ったと主張している。2つの分析の結果は一見すると正反対のものであり、今後も長期的な観点から一層の分析が行われることが期待される。

このように、合併の帰結の実証的・計量経済学的な研究が着実に蓄積されることの重要性を当然の前提としつつ、このインタビューが浮き彫りにした別の論点の重要性にも読者の関心を喚起しておきたい。その論点とは、合併審査に際して公共的な意思決定を行ううえで《正当な手続き》(due process)を尊重することの重要性である。小宮教授が繰り返して強調されたよ

92) H. Yamawaki [1984], "Market Structure, Capacity Expansion, and Pricing: A Model Applied to the Japanese Iron and Steel Industry," *International Journal of Industrial Organization*, Vol. 2, pp. 29-62. 同著者の論文 H. Yamawaki [1988], "Chapter 10: Steel Industry," in Komiya, R., M. Okuno and K. Suzumura, eds., *Industrial Policy of Japan*, San Diego: Academic Press, (Japanese original published by Tokyo University Press in 1984) も参照せよ。

93) S. Myojo and H. Ohashi [2009], "Assessing the Consequences of a Horizontal Merger and Its Remedies in a Dynamic Environment," [http://www.eu-tokyo.ac.jp/~ohashi/research.html].

うに、八幡、富士の両製鉄の合併計画に対しては、責任ある立場の政治家と財界のリーダーが賛成論を大合唱して、独禁法の執行機関である公取委が正当な法的手続きに従って審査するプロセスに対して政治的・社会的な圧力を加える憂慮すべき状況だった。この事態の渦中にありつつ、当時の公取委の委員長が冷静沈着に正当な法的手続きの執行を貫徹したことは称賛に値する。日本における競争政策の執行プロセスを取り巻く環境は、その後どれほどの成熟に至っているのだろうか。

今回のインタビューが浮き彫りにしたもう一つの点は、独禁法の理解と競争政策の執行の両面にわたって、法学者と経済学者の相互補完的な協力関係が、八幡、富士の合併審査当時にはほとんど見られなかったという事実である。競争政策の執行プロセスで経済分析を活用する必要性に関しては、欧米の状況を背景に日本でも認識の深まりが見られつつあるとはいえ、法学と経済学のインターフェイスが今後さらに一層充実されることが期待されることである⁹⁴⁾。

八幡、富士両製鉄の合併によって新日本製鉄株式会社（新日鐵）が誕生して以来、40年以上の歳月が経過した。2011年に至り、新日鐵と住友金属工業株式会社（住金）は新日鐵を存続会社とする合併による経営統合を目指して、同年5月31日に公正取引委員会に合併計画を届け出た⁹⁵⁾。新日鐵と住金の両者が経営統合

94) 法学者と経済学者が日本の独禁法と競争政策に関する共同研究を推進した具体例として、後藤晃・鈴木興太郎編 [1999]、『日本の競争政策』東京大学出版会、および岡田羊佑・林秀弥編 [2009]、『独占禁止法の経済学——審判決の事例分析』東京大学出版会を挙げておくことにしたい。

95) 新日鐵と住金の合併に関して当事者が発出した基本情報は、新日本製鉄株式会社・住友金属工業株式会社「新日本製鉄（株）と住友金属工業（株）との統合基本契約の締結について」（2011年9月22日）および「新日本製鉄（株）と住友金属工業（株）との経営統合に関する最終合意の成立について」（2012年4月27日）である。また、新日鐵と住金の合併計画に関する審査結果を公表した公正取引委員会の基本資料は、公正取引委員会「新日本製鉄株式会社と住友金属工業株式会社の合併計画に関

を目指した理由は「それぞれが培ってきた優れた経営資源の結集と得意領域の融合などによる相乗効果を徹底的に追求する」とともに「国内生産基盤の効率化と海外事業の拡大などの事業構造改革も加速」することによって、「スケール・コスト・テクノロジー・カスタマーサービス等すべての面で競争力を向上させ、『総合力世界 No. 1 の鉄鋼メーカー』を目指すこと」と説明されている。この届け出を受理した公取委は、デュープロセスを経て合併計画を審査して、「当事会社が申し出た問題解消措置を前提とすれば、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認め」て、新日鐵と住金に対して排除措置命令を行わない旨の通知（2011年12月14日）を行って、合併審査を終了させている。この結果、新日鐵と住金は2012年10月1日に合併による経営統合に踏み出すことになった。

この合併が意図通りの成果に帰着するかどうか、そもそも両者が合併による経営統合を目指した理由は、経済学的な基礎付けを得られるものであったのかなど、将来の検証を待つべき論点は数多く残されている。とはいえ、少なくとも届け出された合併計画の審査手続きに関する限りでは、八幡、富士合併事件と比較して整然としたデュープロセスを踏まえて決定がなされたとは言えそうに思われる⁹⁶⁾。この事態の推移をみて、日本の独禁法の執行プロセスの成熟の証しであると言わなければならない。あるいは日本経済の高度成長の末期に勃発した八幡、富士合併事件と、多重経済危機と政治の複合的な混乱の渦中における新日鐵・住金の合併計画との間には、問題を取り巻く環境の大きな相違があることの反映であると言わなければならない。急性な結論は避けておくべきである⁹⁷⁾。いずれにせよ、

する審査結果について」（2011年12月14日）である。

96) この決定の一つの背景として、公取委が2011年7月に導入した世界市場のシェアを考慮する新審査指針は注目に値するステップであるように思われる。

97) 新日本製鉄名誉会長の今井敬氏（1929-）は、『日本経

これらの論点を検討する作業に対しても、八幡、富士合併事件を中心とする本稿が、比較の座標軸を提供する役割を担うことを期待したい。

済新聞』2012年9月1日-30日に連載された「私の履歴書」の第21回（2012年9月22日）で、当時の小淵恵三首相（1937-2000）が創設（1999年3月内閣総理大臣決裁）した「産業競争力会議」の機能に触れて、月に一度のペースで開催されたこの会議では、経済界からの要望に応える政府側の対案が翌月には提出されて、「日本企業の競争力強化のための制度改革は……非常に効率的に進んだ」と書かれている。この制度改革によって「会社分割や株式交換による合併などができるようになり、みずほグループやJFEグループの誕生に大いに貢献した改革だった」というのが、今井氏の総合評価のようである。この会議は内閣総理大臣が主宰して、通商産業大臣が議事進行を行い、内閣官房長官、法務大臣、外務大臣、大蔵大臣、文部大臣、厚生大臣、農林水産大臣、運輸大臣、郵政大臣、労働大臣、建設大臣、自治大臣、金融再生委員会委員長、総務庁長官、経済企画庁長官、科学技術庁長官、環境庁長官並びに産業界代表者が構成するものとされているが、なぜか公正取引委員会委員長は競争にかかわるこの会議の構成メンバーには含まれていない。

【書評】

佐川和彦著

『日本の医療制度と経済』

薬事日報社、2012年、152ページ、定価（本体2,800円＋税）

塚原康博（明治大学）

本書は、著者がこれまで日本の医療を対象に行ってきた実証分析の研究成果を一冊の本にまとめたものである。現在の日本は、高齢化と財政赤字が同時に進行しており、医療ニーズの増大とそれともなう費用負担の増加にどのように対応していくかが、解決を迫られる現代社会の最も重要な問題の1つになっている。本書は、このような最も重要な問題に果敢に取り組んだ研究書であり、また、後で述べるように興味深い結論も数多く導いている。その意味で、本書は非常に価値のある研究書であるといえる。

本書は、8つの章と1つの補論から構成されている。ここで、各章と補論を要約しておこう。第1章「医療費の所得弾力性」は、国民医療費と国民健康保険の都道府県別データを用いて、それぞれの1人当たり医療費の決定要因の分析を行ったものである。この分析から都道府県間における平均的な医療費の所得弾力性が1よりも小さいこと、高齢化の指標や人口当たりの医療施設数が直接的に1人当たりの医療費に影響する場合とこれらの変数が所得弾力性を介して間接的に1人当たりの医療費に影響する場合の両方の可能性があることが示されている。

第2章「医療費の財源調達」は、医療財政を維持するためには、窓口負担を増やす、保険料を上げる、税金を投入する、のどれがよいかを尋ねた全国規模のアンケート調査を使用して、この回答と調査対象者との属性との関係を調べたものである。この分析から、年齢が高まるほど、そして教育水準が高まるほど、窓口負担よりも税の投入に近い方法を選び、大都市に居住している人ほど、そして世帯年収が高まるほど、税の投入よりも窓口負担に近い方法を選ぶ傾向があることが明らかになっている。

第3章「組合管掌健康保険の保険料率決定」は、

東京都の組合管掌健康保険を対象にして、健保組合による保険料率の決定においてフリクションが生じているかを確かめたものである。この分析から、健保組合は財政の改善や悪化などに対して即座に保険料率を変更しているわけではなく、その必要性が一定の水準を超えたときに変更することが明らかになっている。

第4章「国民健康保険被保険者の入院外受診行動」は、都道府県別の時系列データを用いて、国民健康保険被保険者の入院外受診行動に保険料の変更がいかなる影響を与えているかを調べたものである。この分析から、被保険者が保険料をサンクコストとみなさず、保険料の引き上げに対して、損失回避意識や権利意識に基づき受診を増やしたり、逆に、コスト意識に基づき受診を減らしたりする両方の場合があることが示されている。

第5章「組合管掌健康保険の保険料率と加入者の受診行動」は、東京都の健保組合を対象にしたパネルデータを用いて、乳幼児の受診率に保険料率の変更がいかなる影響を与えているのかを分析したものである。この分析から、前年度の保険料率が高い水準に達していなければ、保険料率の変更に対して受診行動は影響されないが、高い水準に達していれば、受診行動が抑制されることが明らかになっている。

第6章「小児科を標榜する一般病院数の分析」は、都道府県別に集計したデータを用いて、小児科を標榜する一般病院数の変化においてフリクションが生じているかを調べたものである。この分析から、小児科を廃止したり開設したりする場合に、その分かれ目となる閾値が存在することが示され、さらにこの閾値が期間ごとに変化していることも示されている。

第6章の補論「少子化と小児医療体制」は、都道府県別に集計したデータを用いて、1990年から2000年にかけての14歳以下の人口に対する小児科を標榜する一般病院数の弾力性を求め、この弾力性の決定要因の分析を行ったものである。この分析から、10年の間に14歳人口がすべての都道府県で減少しているものの、病院の小児科数が増加（5県）や変化なしのところ（3県）もあり、減少しているところでも、弾力性が1を超えて弾力的なところ（11都道府県）、1より小で非弾力的なところ（28

府県)など地域ごとに違いがあることが示されている。

第7章「健康と医療」は、都道府県別のデータを用いて、健康の改善(平均余命および死亡率)における医師の効率性(人口当たり医師数)に健康診断受診率が与える影響を調べたものである。この分析から、健康診断の受診率が高まると、平均余命を伸ばすように、そして死亡率を低下させるように医師の効率性が高まることが示されている。

第8章「技術進歩率に及ぼす健康と医療の効果」は、都道府県別のデータを用いて、製造業の生産関数の技術進歩率に健康(平均余命)や教育(大卒者比率)が影響を与えているか否かを検証したものである。この分析から、健康状態が改善するほど、教育水準が高まるほど、技術進歩率が高まることが明らかになっている。

本書の特徴は、説明変数の間接的な影響も把握できるHierarchical Linear Modelや被説明変数の変化に摩擦が生じていると仮定するフリクションモデルなどを駆使し、綿密な計量分析を行っていることである。このような手法は医療に限らず、現実の制度や政策を分析するうえで有用な手法と考えられる。

他方で、本書の読者は政策提言という点で物足りなさを感じるかもしれない。著者も「まえがき」で述べているように、制度改革についての政策提言は別の機会に行うとのことである。それでも、健康診断が健康を改善する可能性があること、健康の改善が技術進歩を促進する可能性があることなど、興味深いインプリケーションも得られている。また、医療費の財源調達において、各人の属性によって意見の異なることが明らかになっており、医療政策において社会的な合意をとりつけることが難しい理由を明らかにしている。さらに、医療に限らないことであるが、現実の制度を分析する際には、制度の変更には摩擦がともなうこと、現実の人間行動を説明する際には、経済合理性以外の心理的な要因も考慮する必要があることなど、実証分析を行う際の重要な示唆も得られている。

本書は、医療の研究者のみならず、さまざまな政策や制度を分析しているあらゆる研究者に一読を勧めたい好書である。

原稿の応募

『経済政策ジャーナル』は毎年1巻2号の発行を予定しています。各巻第1号は投稿論文誌、第2号は学会特集号です。投稿は随時受け付けます。原則2名のレフェリーによる匿名の査読の後、編集委員会において採択の可否が審査されます。

投稿論文は未発表のものに限り、各巻第1号への投稿論文原稿は、以下のとおりWordないしはLatexでご作成下さい。

投稿論文の表紙には、論文タイトル、著者名、およびemail addressを含んだ連絡先を記載して下さい。著者が複数の場合には連絡担当の著者を明記して下さい。続く第1ページには、論文タイトルの他に、5つまでのキーワード、JEL区分、和文の場合には200字以内の要約、英文・和文にかぎらず100 words以内の英文要約を記載して下さい。査読は著者名を伏せて行いますので、表紙以外に著者名等を記載しないで下さい。また、謝辞や本文、著者名を示唆する記述が残らないようにご注意ください。レフェリーには表紙を送付せず、第1ページ以後のみ送付致します。執筆要領は学会のホームページ

<http://www.jepa-hq.com/index.html>

に掲載されています。

作成いただいた原稿は片面印刷し、次の宛先に4部お送り下さい。また、他に投稿をしていない旨を記した文書を編集委員会宛に作成し同封して下さい。

〒101-8301
東京都千代田区神田駿河台1-1
明治大学商学部
千田亮吉 宛

同時に、投稿論文のファイルないしはpdf化したファイルをchida@kisc.meiji.ac.jpあてに添付ファイルでお送り下さい。ファイルのプロパティ等に作成者の氏名等が残らないようにご注意ください。投稿いただきました論文が編集委員会によって採択された場合、別掲の最終論文提出要領にしたがって印刷指示を書き込んだハードコピーの提出を改めてお願いします。なお、掲載された論文については、著者負担で別刷りを作成します。

投稿規程

1. 日本経済政策学会会員は日本経済政策学会学会誌に投稿することができる。会員以外の投稿も可能であるが、掲載は(申し込み中を含む)会員に限られる。
2. 原稿枚数は以下に示す上限を超えることができない。ただし、編集委員会が必要と認めるときはこの限りではない。

研究論文 (Article)	和文 30,000字 英文 12,000words
研究ノート (Shorter paper)	和文 15,000字 英文 6,000words
サーベイ論文 (Survey article)	和文 30,000字 英文 12,000words

3. 投稿するものは、別に定める執筆要領にしたがった原稿を提出しなければならない。
4. 編集委員会は、レフェリーによる審査結果に基づいて投稿原稿の掲載の可否を速やかに本人に通知する。投稿された論文は返却されない。
5. 論文は今までどこにも掲載されていなかったもので、新しい知見を与えるものでなければならない。また、投稿時に他に投稿をしていない旨を記した文書を編集委員会に提出しなければならない。
6. 原稿は論文タイトル、著者名その他必要事項を記した文書と併せ編集委員会事務局に4部提出しなければならない。
7. 投稿論文が編集委員会によって掲載を可とされた場合、投稿したものは速やかに別に定める最終原稿提出要領にしたがって電子化されたファイルと印刷の詳細を記載した原稿を提出しなければならない。
8. 投稿論文は随時受け付ける。

※投稿についてのお問い合わせは

千田亮吉
chida@kisc.meiji.ac.jp
までお願いします。

経済政策ジャーナル 第10巻 第1号 (通巻第69号)

2013年4月1日 第1刷発行

編者 日本経済政策学会
発行者 荒山裕行

発行所 愛知県名古屋市
名古屋大学内 日本経済政策学会

発売所 東京都文京区 株式会社 勁草書房
水道 2-1-1
振替 00150-2-175253・電話(03)3814-6861

落丁本・乱丁本はお取り替えします 理型社・中永製本所
無断で本書の全部又は一部の複製・複製を禁じます。 Printed in Japan

ISBN978-4-326-54910-8
<http://www.keisoshobo.co.jp>